

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成28年第3回幕別町議会定例会  
(平成28年8月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
19 藤原 孟            1 板垣良輔            2 荒 貴賀
- 日程第2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政報告（町長）  
行政報告（選挙管理委員会委員長）
- 日程第3 報告第6号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第4 報告第7号 平成27年度幕別町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第5 報告第8号 平成27年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第9号 平成27年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第10号 平成27年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第11号 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第12号 平成27年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第13号 平成27年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第11 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成28年度幕別町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第12 認定第1号 平成27年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成27年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第8号 平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第9号 平成27年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 認定第10号 平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算認定について

# 会議録

平成28年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年8月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 8月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
選挙管理委員会委員長 桑原将至      企 画 総 務 部 長 菅野勇次  
会 計 管 理 者 原田雅則      忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明  
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子      経 済 部 長 田井啓一  
建 設 部 長 須田明彦      糠 内 出 張 所 長 阿部麗子  
札 内 支 所 長 坂井康悦      地 域 振 興 課 長 小野晴正  
政 策 推 進 課 長 山端広和      総 務 課 長 武田健吾  
土 木 課 長 寺田 治      都 市 計 画 課 長 吉本哲哉  
経 済 建 設 課 長 川瀬康彦      農 林 課 長 萬谷 司
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 澤部紀博      係長 佐々木慎司
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
19 藤原 孟      1 板垣良輔      2 荒 貴賀

# 議事の経過

(平成28年8月30日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成28年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、19番藤原議員、1番板垣議員、2番荒議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月20日までの22日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から9月20日までの22日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。  
教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による「平成27年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付いたしました。  
後ほど、ごらんいただきたいと思います。  
また、監査委員から、「例月出納検査結果報告書」及び「平成27年度幕別町一般会計・特別会計歳入歳出決算・水道事業会計決算」「基金運用状況」「財政健全化」「簡易水道特別会計等の経営健全化」「平成27年度東十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算」についての「審査意見書」が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付いたしました。  
後ほど、ごらんいただきたいと思います。  
これで、諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
飯田町長。  
○町長（飯田晴義） 平成28年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。  
第31回オリンピック競技大会がブラジルのリオデジャネイロで開催され、本町から陸上女子短距離の福島千里さん、マウンテンバイククロスカントリーの山本幸平さん、女子7人制ラグビーの桑井亜乃さんの3人もの選手が出場されましたことは、町として大変誇りに思うところであり、最後まで諦

めないひたむきな姿に勇気と感動をいただいたところでもあります。

福島さんと山本さんは、北京、ロンドンに続き3大会連続出場という快挙をなし遂げられ、桑井さんは新種目の女子7人制ラグビーで初のオリンピック出場となりました。

「2016 リオデジャネイロオリンピック出場選手を応援する会実行委員会」の主催で開催されました陸上女子200メートル、福島さんのパブリックビューイングには、お盆期間中の夜間にもかかわらず、多くの方々が応援に駆けつけ、福島さんの颯爽とした走りに多くの声援が送られました。

福島さんは、太ももの違和感により100メートルを欠場し200メートルに専念することとなりましたが、万全の状態ではない中、精いっぱい力を出し切る姿を見せていただきました。

次に、マウンテンバイククロスカントリーに出場された山本さんは、タイヤのパンクというアクシデントがあったにもかかわらず、オリンピックでは日本人過去最高の21位の成績を挙げられました。

女子7人制ラグビーの桑井さんは、残念ながら出場12カ国中10位という結果に終わりましたが、日本チームでの初トライを決めるとともに、日本の初勝利に結びつくトライを挙げるなど、目覚ましい活躍をされました。

福島さん、山本さん、桑井さんの活躍、雄姿が町民に誇りと感動や勇気を、そして子供たちに大きな希望と夢を与え続けてくれるとともに、一層の飛躍を期待いたします。

オリンピックでのこうした活躍をたたえ、桑井さんには、「町民栄誉賞」を、福島さん、山本さんのお二人には、「幕別町長特別賞」を贈呈したいと考えているところでもあります。

本年も10月1日に120年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限らない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重し、本年は7名の方々と1団体を顕彰させていただくことといたしました。

社会功労賞として、永年にわたり歯科医師として地域医療と保健福祉の増進に貢献されました忠類錦町の佐竹正明さん、消防団員として地域住民の安全確保にご功績のありました忠類錦町の三島徹朗さん、民生委員児童委員や民生委員児童委員協議会会長として、社会福祉の増進にご功績のありました札内新北町の小笠巖さん、民生委員児童委員として、社会福祉の増進にご功績のありました軍岡の町田芳子さんの4名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

産業功労賞として、永年にわたり幕別町農業協同組合の監事、代表監事を務められ、本町農業の振興に貢献された猿別の山田守治さん、札内農業協同組合の理事、代表理事組合長として本町農業の振興に貢献された日新の高橋光秀さんの2名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

文化功労賞として、永年にわたりまくべつ町民芸術劇場の会長、特定非営利活動法人設立後は理事長を務められ、本町の芸術文化の振興と発展にご尽力された札内桂町の村谷勝司さんを顕彰させていただくことといたしました。

善行賞として、平成18年の開院以降、無料でおもちゃの修理や製作をされ、子供たちの「物を大切に作る心や科学する心」を育むとともに、親子の触れ合いの場や高い技術を持つ高齢の方の活躍の場を提供している「まくべつ・おもちゃの病院」を顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの永年にわたるご活躍とご功績に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、「本年度の普通交付税について」申し上げます。

7月26日、国は平成28年度の普通交付税大綱に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を15兆6,983億円、前年度との比較では512億円、0.3%の減と決定いたしました。

本年度の算定に当たっては、昨年に引き続き、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた経費経の加算や見直しが行われましたが、地方交付税の上乗せ措置である地方財政計画の「歳出特別枠」

の見直しに伴い、「地域経済・雇用対策費」の単位費用が大幅に減額となったところであります。

こうした状況のもと決定されました本町の普通交付税額は55億5,138万3,000円で、前年度との対比では1億2,160万9,000円、2.1%の減となりました。

本年度においては、合併後10年間措置されていた合併算定がえによる特例の段階的な縮減が行われたため、約1,300万円が減額となったほか、先ほど申しあげました「歳出特別枠」の見直しに伴い、基準財政需要額が前年度に比べ減額となった一方で、地方消費税交付金の増収など基準財政収入額については、前年度に比較して増となったことなどが減額となった主な要因と分析いたしております。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約1,500万円の留保財源が生じたところでありますが、除排雪経費など補正予算の財源として有効に活用し、特別交付税や町税など、他の財源の状況を勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、「第6期総合計画策定について」申し上げます。

本町は、昭和46年度に幕別町総合計画を策定以来、これまで10年ごとに総合計画を策定してまいりました。

現行の第5期総合計画につきましては、平成29年度をもって計画期間満了となりますことから、去る8月8日、庁内に副町長、部長職で構成する総合計画策定委員会と課長・係長職等による専門部会を設置し、次期計画の策定に向け着手したところであります。

今後、まちづくりワークショップを開催するほか、町民アンケートの実施、小学生議会や中学生・高校生議会の開催、各種団体意向調査、パブリックコメントの募集など、広く町民の皆さんのご意見、ご提言をいただきながら、平成29年度中に計画を策定することとしております。

次期計画策定に当たりましては、これまでのまちづくりの施策や指針を継承するとともに、加速する少子高齢化・人口減少対策などさまざまな課題や社会情勢の変化への対応を初め、町民ニーズを的確に把握しながら、国、北海道などの計画との整合性を図り、実効性のある計画づくりに意を注いでまいりたいと考えております。

次に、「台風に伴う大雨や強風による被害状況について」申し上げます。

今月17日、9年ぶりに北海道に上陸した台風7号は、道内各地に豪雨や強風をもたらしJRなど交通網が寸断されたほか、河川の越水による避難勧告が出されるなど、大きな被害をもたらしました。

本町では、17日、午前10時32分に大雨警報が発令され、その後、速やかに関係職員による第1次警戒体制をしき、情報収集に努めていたところですが、午後3時17分に洪水警報が発令されたことから、第2次警戒体制への移行とともに、緊急事態に対する出動体制を整えたところであります。

降り始めからの総雨量は、糠内で105ミリ、中里で110ミリに達しましたが、午後9時12分に洪水警報が、午後11時45分には大雨警報が解除されたことから、警戒体制を解いたところであります。

今回の台風による主な被害状況についてですが、農作物については、町内全域で飼料用トウモロコシが209ヘクタール、スイートコーンが82ヘクタールに及ぶ強風による倒伏被害が発生いたしました。

また、忠類全域と幕別地区の一部で最大2,110戸が停電となり、順次回復したものの、全世帯の復旧までには長時間を要したところであります。

この停電の影響により、酪農家で冷却機器が使用不能となり、生乳950キログラムの廃棄が発生いたしました。

このほか、忠類地区の町有林において倒木等による被害が約650本、農業施設ではビニールハウスの損壊が15件、倉庫や車庫の屋根等の損壊が22件となったほか、南勢牧場の牛舎や車庫等の屋根の一部損壊、明渠の土砂埋塞などが36件発生したところであります。

今後、成熟期や収穫期を迎える農作物にとって、倒伏や大雨による圃場の滞水は、病害の発生が懸念されますことから、町ホームページやファックスにより営農技術情報を農業者に周知するほか、圃場の排水機能回復のため、明渠等の復旧工事を早急に進めてまいりたいと考えております。

次に、土木関係であります。道路の路肩崩壊、路盤流出などの被害が町道21路線26カ所、また、強風により町道39路線で115本、道道2路線で20本の倒木が発生し、これらの被害のため町道4路

線、道道2路線が一時通行どめ、さらに町道2路線が片側交互通行となりました。

天候回復後、速やかに復旧作業を行い、通行どめは8月18日夕方までに全て解除になりましたが、町道2路線は現在も片側交互通行としておりますので、今後、復旧工法の検討を行い、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、猿別川河川敷のパークゴルフ場サーモンコースは、水位の上昇によりコースが冠水する被害が発生いたしました。天候回復後、芝生などの修復作業を行い、8月28日から使用を再開いたしましたところであります。

この間、台風11号と9号の上陸はあったものの、主だった被害はなく、被害総額は農作物等の被害を除き、およそ8,000万円と見込んでおりますが、緊急な対応が必要でありましたことから、関連する災害復旧費の補正予算を専決処分させていただき、速やかに着手いたしましたところであります。

次に、「公衆浴場『松の湯』の廃業に伴う町の対応について」申し上げます。

「松の湯」は、本町地域における唯一の公衆浴場として日常生活における重要な役割を担っていた施設でありましたが、昨年8月中旬ころから、経営者の体調面から臨時休業となっております。

町では、これまでも「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、公衆浴場の経営安定を図るため、運営費、下水道料金、修繕費用等の助成を行うとともに、存続に向けて協議を進めてまいりましたが、新たな担い手や後継者等の確保のめども立てられないことから、本年7月19日をもって廃業されたところであります。

まことに残念ではありますが、経営者の年齢や体調面を考慮いたしますと、やむを得ないものと判断いたしております。

なお、本年1月から営業再開までの臨時的な緊急措置として、当該施設を利用されていた方の入浴の機会を確保するため、札内地区の入浴施設への無料送迎を行ってまいりましたが、このたび廃業となったことを受けまして、来年3月までは、送迎を継続してまいりたいと考えております。

次に、「忠類へき地保育所の直営化について」申し上げます。

忠類へき地保育所は、昭和52年4月に東光寺から忠類村に移管されて以来39年余り、忠類保育所運営委員会に運営を委託し、保育業務を実施してまいりましたが、委託先が任意団体でありますことから、合併協議時以来、その運営体制を含めたあり方について検討を重ねてまいりました。

昨年度の出生数が大きく減少し、今後も大きな増加が見込めない現状にあることに加え、職員確保の困難さも生じており、こうした中でこれからも安定的に運営を継続し、地域における良好な子育て環境を構築していくため、昨年来、あり方について関係各位のお考えをお聞かせいただくとともに、内部で協議を進めてまいりました。

このたび現行の保育内容と職員体制を維持していくことを基本に、運営委託を廃止し、町直営による運営に転換することに関して、忠類保育所運営委員会を初め、保護者や職員の皆様のご理解をいただきましたことから、平成29年4月から町直営による運営とする方針を固めました。

今後におきましては、運営委員会を初め、保護者の皆様のご協力をいただきながら、円滑な移行に向けて準備作業を取り進めてまいります。

次に、「忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業の募集結果について」申し上げます。

本事業は、忠類地域への定住を図ることを目的に、民間の活力を生かした賃貸住宅の建設促進を図るもので、1戸当たり延床面積66平方メートルまでを補助対象として、補助単価を3.3平方メートル当たり17万円、1戸当たりの補助金限度額を340万円と定め、7月1日から事業者を募集いたしました。

賃貸住宅の建設位置につきましては、忠類白銀町の公営住宅解体跡地の町有地を売却するもので、面積は1区画当たり約1,000平方メートルで、土地の価格は1区画当たり約320万円で3区画を提供することとしたところであります。

8月10日の期限までに3社から申請をいただき、総戸数17戸の建設計画を受け付けており、その

うち本年度は1事業者が木造平屋建て4戸を建設することとなっております。

本事業は、当初予算で1,200万円を計上いたしておりましたが、地質調査の結果を踏まえ、補助単価の上乗せを行うこととしたことから、本定例会において所要の予算を計上させていただいたところであります。

次に、「農作物の生育状況について」申し上げます。

本年は、春先から良好な天候に恵まれたものの、6月の長雨や先般の台風など天候不順の影響により、農作物の生育と農作業におくれが生じており、さらに湿害や強風による倒伏など極めて厳しい状況となっているとともに、病気の発生などによる収量や品質の大幅な低下が懸念されているところであります。

主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、この天候不順と開花期の時期が重なり、受粉が進まないという大きな影響を受け、収穫作業は昨年と比較して9日おくれの7月27日から始まり、8月11日までに全町の約3,600ヘクタールの収穫を終えたところであります。

収量につきましては、現時点では、10アール当たり、昨年から4.8俵程度下回る7.7俵と推定されており、品質につきましては、現段階で、その多くが2等になるのではないかとお聞きしているところであります。

その他の作物の生育状況は、台風到来前の8月15日現在であります。平年に比べバレイショは4日、てん菜は1日、小豆は2日おくれの状況で、また、飼料用作物につきましても、牧草の生育は1日、飼料用トウモロコシは4日おくれの状況となっております。

今後、好天に恵まれ、本格化する収穫作業が順調に進み、少しでも平年の収量に近づくことを願っておりますが、このたびの台風など農業にとって本年の厳しい気象状況を受け、町といたしましては、農協や関係機関との連携のもと、その被害額の把握に努め、国、道の動向も注視しながら、その対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、「公共工事の発注状況について」申し上げます。

8月26日現在の公共工事の発注済額は、昨年度からの繰越事業を含め24億8,300万円で、発注率にいたしますと82.5%となっております。

土木工事関係では、明野6線やあかしや団地道路5号、忠類24号線などの道路整備工事のほか、札内南地区の耐震性貯水槽整備工事や西猿別地区ほか2地区の無水地区配水管布設工事などの発注を終えております。

また、建築工事関係では（仮称）札内福祉センター建設工事を初め、幕別本町地区と札内地区の防災備蓄倉庫建設工事、春日東団地公営住宅建設工事などの発注を終えております。

今後は、日新近隣センター改修工事や百年記念ホール改修工事等の発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定に努めてまいります。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 次に、幕別町選挙管理委員会委員長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

桑原委員長。

○選挙管理委員会委員長（桑原将至） 平成28年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、7月10日に執行いたしました第24回参議院議員通常選挙の開票において発生いたしました事案につきましてご報告をさせていただきます。

今回の参議院議員通常選挙におきまして、本町の開票結果をごらんになった複数の方から、比例代表の候補者のお一人について、投票したにもかかわらず得票数がゼロになっているとのご連絡をいただきました。

ご指摘いただいた内容や他市町村の得票結果に鑑みますと、本町における当該候補者の得票数がゼロという結果については、誤りの可能性が極めて高いと判断しているところであります。

選挙は、有権者の意思を反映するものであり、正確に行わなければならないにもかかわらず、このような事態となりましたことを、有権者の皆様、関係各位に深くおわび申し上げます。

町選挙管理委員会といたしましては、今回の事案を真摯に受けとめ、選挙事務従事者に対して再発防止に向けた指導を行うとともに、開票作業の検証や改善の必要な作業の洗い出しを行ったところであり、今後このようなことがないよう、開票作業におけるチェック体制の強化にも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、第24回参議院議員通常選挙の開票において発生した事案につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き本町の選挙の公正な執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、報告第6号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第6号、専決処分した事件の報告につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第5号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成28年7月28日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成28年6月18日午後8時30分ころ、幕別町宝町73番地地先、町道幕別本通において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、車道の陥没箇所を通過した際に、その衝撃により車両左側のアルミホイール2本及びタイヤ1本を損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、2万7,216円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、損害賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところであります。今後このような道路管理者の瑕疵による事故が起きないように、道路パトロールを強化し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号を終わります。

日程第4、報告第7号、平成27年度幕別町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第7号、平成27年度幕別町一般会計継続費精算報告書につきましてご説明



を申し上げます。

別冊でお配りしております報告第7号をごらんいただきたいと思います。

継続費につきましては、地方自治法第212条の規定により、事業の履行に数年度を要するものにつきましては、予算の定めるところにより、その経費の総額と年割額を定め、継続費として数年度にわたって支出することができるものとされております。

また、継続費の継続年度が終了したときは、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

今回、ご報告をいたしますのは、平成27年度で2カ年の継続年度が終了いたしました新庁舎建設事業についてであります。

2ページをごらんください。

表の左から予算科目、事業名、年度を記載しており、「全体計画」の欄につきましては、平成26年第2回町議会定例会で継続費の議決をいただきました新庁舎建設事業における「工事監理業務」と「建設事業」に要します総額24億9,628万円と各年度の年割額を定めたものであります。

表の中央「実績」の欄でございますが、支出済額の合計額は24億8,462万6,400円でございます。

次に、表の右「比較」の欄でございますが、「全体計画」から「実績」の額を差し引いたものであるため、三角表記の金額は増額となったことをあらわすこととなります。合計額の比較で申し上げますと、全体計画に対し1,165万3,600円の減となっております。

「全体計画」に対する「実績」との主な変更内容といたしましては、平成27年度の建設事業の実績において、国・道支出金が増額となったこと、また庁舎建設基金から総額で3億5,000万円の繰り入れを行いました。このうち継続費の該当事業に1億3,485万3,000円を充当したことなどに伴いまして、地方債の借り入れが1億6,710万円減額となったこととあります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号を終わります。

日程第5、報告第8号、平成27年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第8号、平成27年度幕別町健全化判断比率の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります健全化判断比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

初めに、「実質赤字比率」につきましては、算定対象となる一般会計において実質収支が黒字であり、同じく「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありますことから算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。算定結果につきましては13.3%となり、平成26年度と比べまして1ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、償還終了による「元利償還金の減少」と、地方債の活用に当たりまして、臨時財政対策債や合併特例債など普通交付税の基準財政需要額への算入率の高い、いわゆる有利な地方債を中心に活用してきたことによる「普通交付税算入額の増加」であります。

次に、「将来負担比率」であります。算定結果につきましては119%となり、平成26年度と比べまして14.8ポイントの増となっております。

主な要因といたしましては、新庁舎建設事業に伴う起債の借入れによる「地方債現在高の増加」であります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしましたが、各比率に対する早期健全化基準につきましては表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

日程第6、報告第9号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第10号、報告第13号、平成27年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第9号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第13号、平成27年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の4ページから8ページにわたってごらんをいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条に基づき、対象となる会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号から報告第13号までを終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りします。

日程第11、承認第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 11、承認第 5 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。  
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第 5 号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算であり、平成 28 年 8 月 17 日付で行ったものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,161 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 157 億 4,364 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページ、4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

5 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

追加でございますが、8 月 17 日の台風 7 号の上陸に伴い、農業施設及び土木施設等に災害が発生いたしましたことから、「農業施設等単独災害復旧事業」と「土木施設等単独災害復旧事業」の 2 事業 2,980 万円を限度額といたしまして地方債を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの補正予算の内容につきましては、台風 7 号の被害に対する災害復旧に要する費用であります。

14 款災害復旧費、1 項農林業災害復旧費、1 目単独災害復旧費 2,054 万 8,000 円の追加でございます。

7 節につきましては、上統内排水機場の操作員賃金、11 節につきましては、南勢牧場の物置と車庫の修繕に要する費用であります。

14 節につきましては、14 カ所の農業用排水路の土砂除去に係る重機等借上料、15 節につきましては、「南勢牧場牛舎の一部破損」及び「明倫地区明渠ほか 21 カ所の施設崩壊など」に係る復旧工事があります。

2 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 4,104 万 2,000 円の追加でございます。

14 節につきましては、それぞれ 5 カ所の重機等借上料と排水ポンプ借上料であります。

15 節につきましては、「途別新川線ほか 20 路線、26 カ所」で発生いたしました路肩崩壊等に係る復旧工事と「スマイルパークほか 7 公園」の倒木処理などに要する費用を追加したものでございます。

16 節につきましては、切り込み砂利の費用であります。

8 ページになります。

3 項その他施設災害復旧費、1 目単独災害復旧費 1,002 万 1,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、忠類コミセンの発電機・冷却用タンク、共栄牧場内のあずまや、忠類へき地保育所の外壁などの修繕に要する費用であります。

12 節につきましては、公共施設等ごみ処理手数料の追加であり、15 節につきましては、墓地、保育所、小中学校など、その他施設の倒木処理など災害復旧に要する費用を追加したものであります。

なお、このたびの災害により、復旧工事が必要となりました農林業災害と土木災害の主な箇所につきましては、議案説明資料の 1 ページ及び 2 ページにございます「各災害復旧箇所図」にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページになります。

20 款 1 項 1 目繰越金 4,181 万 1,000 円の追加でございます。

22 款 1 項町債、10 目災害復旧債 2,980 万円の追加でございます。

農業施設等単独災害復旧事業債と土木施設等単独災害復旧事業債の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[委員会設置、付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 12、認定第 1 号、平成 27 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 21、認定第 10 号、平成 27 年度東十勝消防事務組合一般会計決算認定についてまでの 10 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く 18 人の委員で構成する平成 27 年度幕別町各会計決算審査委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。

なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議員選出監査委員を除く 18 名の委員で構成する平成 27 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 8 月 31 日から 9 月 6 日までの 7 日間は休会いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、8 月 31 日から 9 月 6 日までの 7 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 7 日午前 10 時からであります。

10 : 49 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成28年第3回幕別町議会定例会  
(平成28年9月7日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子

(諸般の報告)

行政報告(町長)

日程第2 一般質問(6人)

# 会議録

平成28年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年9月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農業委員会会長 谷内雅貴  
選挙管理委員会委員長 桑原将至      企画総務部長 菅野勇次 (選挙管理委員会事務局長)  
会計管理者 原田雅則      忠類総合支所長 伊藤博明  
住民福祉部長 境谷美智子      経 済 部 長 田井啓一  
建設部長 須田明彦      教 育 部 長 山岸伸雄  
札内支所長 坂井康悦      糠内出張所長 阿部麗子  
政策推進課長 山端広和      地域振興課長 小野晴正  
土木課長 寺田 治      総 務 課 長 武田健吾  
経済建設課長 川瀬康彦      税 務 課 長 川瀬吉治  
保健課長 合田利信      福 祉 課 長 新居友敬  
学校教育課長 高橋修二      住民生活課長 山本 充  
防災環境課長 天羽 徹      都市計画課長 吉本哲哉  
商工観光課長 岡田直之      こども課長 杉崎峰之
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 澤部紀博      係長 佐々木慎司
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子

# 議事の経過

(平成28年9月7日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番高橋議員、4番小田議員、5番内山議員を指名いたします。

## [行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、台風10号に伴う大雨や浸水の被害状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

このたびの台風による影響を受け被災されました皆様方に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げます。

8月30日夜に岩手県に上陸した台風10号は、暴風域を伴ったまま北海道に接近し、上陸はしなかったものの、道内各地に大きな爪跡を残し、管内でもJRなど交通網が寸断され、橋の崩落などにより4人が行方不明となり、今なお2人が不明となっております。

本町では、30日午前10時47分に発令された大雨注意報と強風注意報に引き続き、午前11時38分に洪水注意報が発令されたことから、速やかに関係職員による第1次警戒体制をしき、情報収集に努めていたところであります。

その後、午後4時45分には糠内川の水位が上昇し、糠内市街地区が増水により氾濫のおそれがあったことから、午後5時には、31世帯73人に対し自主避難を促し、幕別消防署糠内分遣所に避難所を開設いたしました。

札内川については、午後4時30分に氾濫注意水位となったため、水位の状況を注視しておりましたが、その後も上昇し続けたことから、午後7時30分に札内川流域の3,283世帯7,244人を対象に避難準備情報を発令し、札内中学校に避難所を開設したところです。

午後10時には、札内川の増水がおさまらず氾濫のおそれが生じたため、同地区に避難勧告を発令し、札内中学校に加えて、札内南小学校を避難所として受け入れを開始いたしました。

翌31日午前3時には、十勝川の千代田水位観測地点の水位が上昇し、氾濫のおそれが出てきたため、明野北、明野南、新川公区95世帯241人に対し避難指示を発令し、農業者トレーニングセンターに避難所を開設。さらに午前4時20分には、途別川、旧途別川、猿別川の増水による氾濫のおそれが出たことから千住1、千住2、千住東の3公区80世帯178人と相川、相川東、相川南、猿別公区の141世帯322人に対し避難指示を発令し、札内南小学校と農業者トレーニングセンターを避難所として指定したところであります。

その後、猿別地区と相川南地区が冠水したため、消防による救助活動を行うとともに、午前5時30分に「幕別町災害対策本部」を設置し、電話等により浸水地区の住民の方の安否確認を行い、午前9時には全ての方の安否確認を完了したところであります。

この間、札内中学校では最大で574人、札内南小学校には125人、農業者トレーニングセンターに



は212人の方が避難され、その後、河川の水位の低下により避難勧告や避難指示等を順次解除いたしました。浸水被害のありました猿別地区、相川地区は、住宅等の被害が甚大であったため、現在も避難所を幕別町民会館に移し開設しております。

このたびの浸水被害は、降り始めからの累加雨量が糠内で176ミリでありましたが、上流域において降水が多かったことによる河川の増水に加え、猿別水門のふぐあいで、ゲート操作におくれが生じ、その間に増水した猿別川の流水が旧途別川に逆流したことにより、被害が拡大したものと考えております。

今回の台風による主な被害の状況についてであります。住宅被害といたしましては、9月6日現在で床上浸水が34戸、床下浸水を合わせるとおよそ50戸を確認しておりますが、このほか、事務所、工場、店舗、未確認の部分を含めると、さらにふえるものと推測いたしております。

また、農作物につきましては、畑の冠水や強風による被害が発生しており、小豆や大豆などの豆類で55.0ヘクタール、バレイショ52.9ヘクタール、てん菜48.7ヘクタール、タマネギ25.9ヘクタール、レタスやキャベツなどの野菜が21.1ヘクタールの冠水、デントコーンが21.1ヘクタール倒伏するなど、被害は町内全域に及んだところであります。

次に、農業施設については、明渠排水路が30カ所で土砂埋塞や法面崩壊が発生し、南勢牧場内の管理用道路が沢水により25メートルにわたり崩落しており、緊急度の高い箇所から順次復旧工事を進めてまいりたいと考えております。

本年は、たび重なる台風や冷湿害により、本町の基幹産業である農業に大きな打撃を受けたことはまことに残念であり、今後、関係機関と連携を密に図りながら、災害対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、土木関係であります。町道15路線18カ所で路肩崩壊、路盤流出など、また、強風による倒木が町道21路線、道道1路線で発生し、これらの被害のため、町道11路線、道道1路線が一時通行止めとなりました。

さらに、旧途別川の内水氾濫のため、冠水した国道38号や道道幕別明倫停車場線、相川地区の町道4路線が一時通行止めとなりましたが、排水作業と復旧作業を行い、国道は31日夕方に、道道は9月2日朝までに、町道10路線は9月3日までに通行止めが解除となったところであります。

しかしながら、現在も町道5路線は通行止めとなっておりますので、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

公園施設につきましては、パークゴルフ場の猿別川河川敷のサーモンコースと幕別運動公園のつつじコース、陸上競技場、ソフトボール球場などが、猿別川の増水により冠水いたしました。

また、札内川河川緑地は、サッカー場の芝生の一部が土砂で埋塞しているほか、野球場は内野の表土流出や、フェンスの流出などの被害が発生し、パークゴルフ場の「はらっぱ36」は、土砂や流木による芝生埋塞や表土流出、駐車場の路盤洗掘など甚大な被害が発生したところであります。

さらに、札内川ゴルフ場は、グリーンの流出やフェアウエー、バンカーの流木や土砂による埋塞等、大規模な被害が発生いたしました。

エコロジーパークの幕別エリアにつきましては、駐車場の舗装の流出や芝生広場の洗掘や土砂埋塞などの被害が発生し、魚道観察室「ととろーど」につきましても、現在、閉鎖中であります。

このほか、パークゴルフ場のやまびこコースとちろっとの森コースは、コースの一部冠水や地盤の水分が多く、芝生の養生が必要であったため閉鎖しておりますが、天候回復後、芝生などの修復作業を行い、8日から使用を再開する予定であります。

今回の台風の被害につきましては、災害対策本部を中心に現在も調査を進めており、被害額など被害の全容把握には、なお時間を要するものと考えておりますが、浸水による家財等の廃棄や住宅の消毒など、被災者に対する災害支援も含め、早急に復旧を進めてまいりたいと考えております。

以上、台風10号に伴う大雨や浸水の被害状況に係るご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○8番（小川純文） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

自然災害から住民生活を守るための対策と行政機能の確保について。

この夏は平年とは異なり、太平洋高気圧が北海道の東海上に停滞し、上空が台風の通り道となっていることから、台風が道内に既に3回、一般質問を出したときには3回でありましたけれども、現在としては4回であります、上陸し、各地において甚大な被害をもたらしています。

町民の生命、身体、財産を災害から保護し、安心かつ安全な住民生活を維持することができるよう、日ごろからの対策と災害時の対応に取り組むことは、地方自治体の責務であるものと認識いたしております。

8月17日の台風7号の上陸の際には、町内各所で停電が発生し、住民生活を初め経済活動にも大きな影響をもたらしました。今後も起き得るであろうこうした自然災害への備えを整備していくことは大変重要であると考え、現状と課題等、以下の点について伺います。

①通行障害や停電発生 の要因である、道路沿いの街路樹や支障木等の倒木被害を防止する対策は。

②河川氾濫の要因ともなり得る河道法面や高水敷の雑木、支障木の撤去対策は。

③庁舎、支所を初め、大規模避難所等並びに町内主要施設の停電時のバックアップ電源の確保対策は。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小川議員のご質問にお答えいたします。

「自然災害から住民生活を守るための対策と行政機能の確保について」であります。

先月17日に台風7号、その後11号、9号が続いて上陸、30日には台風10号が接近した影響に伴い、十勝管内を初めとする道内各地において、豪雨や強風により、河川の氾濫や土砂災害、交通網の寸断など甚大な被害をもたらしました。

本町においても、台風7号の影響により、農作物の倒伏や圃場の滞水、倉庫や車庫の屋根等の損壊のほか、町道の路肩や法面崩壊、倒木の被害が発生するなど、近年にはない被害を受けたところであります。

これらの災害復旧のやさきに、台風10号による影響を受け、河川の増水や内水氾濫により猿別地区や相川地区を中心に住宅や事務所等への床上・床下浸水が発生したほか、農業関係や土木関係など住民生活や経済活動にさらに大きな影響を及ぼしました。

また、町内4カ所に避難所を設置し、住民の方々へ自主避難や避難準備、避難勧告、避難指示を発令する事態になり、避難指示が解かれた後もなお、避難所での生活を余儀なくされている状況下にあります。

自然災害を最小限に抑えるため、平常時から防災・減災に意を用いることが肝要であると認識いたしており、災害発生時においては被災住民への対応を迅速に行うことが町としての役割でありますことから、情報の収集や伝達など行政機能が円滑に進められるよう努めなければならないと考えており

ます。

ご質問の1点目、「通行障害や停電発生 の 要因である、道路沿いの街路樹や支障木等の倒木被害を防止する対策は」についてであります。

現在、町道に植栽されている約4,300本の街路樹や、郊外の町道沿線の樹木につきましては、道路維持における日常パトロールにより、倒木や枝折れ、車道や歩道への枝の張り出し等の危険性を判断し、必要に応じて伐木等を行うとともに、路線ごとに計画的な街路樹の剪定を行っているところであります。

本年は、前例のないほど、多くの台風が北海道に上陸し、本町にも大きな被害をもたらしました。

特に、台風7号や10号では、非常に強い風に見舞われ、多くの町道において倒木が発生し、通行止め等の交通規制を行いながら速やかに倒木処理を行い、交通の確保を図ったところであります。

今後は、冬季における降雪での倒木被害も想定されることから、より一層、道路維持パトロールの強化を行い、樹木の傾きや枝の密度など危険と判断するものについては、早急な対応を行うなど被害発生の防止に努めてまいりたいと考えております。

また、道路占用をしている電気事業者や通信事業者においても、停電や通信障害の発生する原因となる樹木を発見した場合には、適宜剪定や伐木を行っておりますが、町の道路維持パトロールでこういった樹木を発見した場合にも、道路占用事業者と協力し、支障木の除去を行っているところであります。

今後におきましても、道路維持パトロールにより、危険性のある樹木を見逃すことなく適切に処理し、通行者や通過車両の安全確保に努めてまいります。

ご質問の2点目、「河川氾濫の要因ともなり得る河道法面や高水敷の雑木、支障木の撤去対策は」についてであります。

河川に生育する河畔林は、そのほとんどが自然に生育した雑木であり、河川の増水時に上流部から土砂とともに種子や幼木が流され、定着したものが生育したと考えられております。

河畔林は、水辺に生息、生育する動植物にとっては、直射日光を遮ったり、隠れ場所の確保など重要な役割を果たす一方で、洪水時には、河川の流れを阻害し、氾濫を発生させる要因ともなりますことから、十勝川水系途別川と猿別川につきましては、河川管理者である北海道開発局や北海道に、洪水時に支障となる河畔林の伐木除去を要望しているところであり、各河川管理者において、自然環境保全の観点を考慮しながら、慎重に事業を実施していただいているところであります。

これまでに、途別川につきましては、十勝川合流部から国道38号千住橋までの左岸と、JR根室線の鉄橋から上流部の曲線部までの河畔林を、さらに猿別川につきましては、相川樋門付近から国道38号止若橋までの河畔林の伐木除去を、北海道開発局や北海道に行っていただいたところであります。

今後におきましても、河川の氾濫を未然に防ぐため、継続して河畔林の伐木を要望していくとともに、このたびの相川、猿別市街地区の冠水被害を踏まえ、旧途別川の河畔林の伐木除去についても早急に要望してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「庁舎、支所を初め、大規模避難所等並びに町内主要施設の停電時のバックアップ電源の確保対策は」についてであります。

災害発生後に行政の業務を継続していく上で、通信や照明、パソコン等に要する電力は、必要不可欠な業務資源でありますことから、災害により停電した場合、非常用発電機とその燃料の確保は、執務環境を確保するに当たり重要であると考えております。

本庁舎の電気につきましては、非常用発電機とその燃料を3日分確保しており、停電時においても庁舎内の照明の点灯やパソコンの使用に支障を及ぼさない最低限の電力を確保することが可能な備えをしているところであります。

加えて、停電時に通信可能な電話回線を1階と2階フロアに1回線ずつ確保するとともに、3階会議室にも2回線確保しております。

忠類総合支所につきましては、停電時に通話可能な回線を2回線確保するとともに、複数の小型の

非常用発電機を備えるなど、停電時においても複数のパソコンの活用や、庁舎内の照明の一部を点灯することは可能ですが、戸籍証明の発行業務など一部業務に支障を来すことが想定されます。

また、札内支所につきましては、来年度から供用開始いたします新しい施設には、本庁舎と同様に非常用発電機を設置することから、停電時においても通常どおりの業務を行うことが可能となります。

しかしながら、現在の施設における通信は、停電時に通話可能な回線を1回線確保しておりますが、非常用発電機は常備していない状況にあり、忠類総合支所と同様に一部業務に支障を来すことが想定されます。

本町といたしましては、平成20年に株式会社共成レンテム、ナラサキリース株式会社帯広営業所の2事業者と「災害時における発電機等の供給に関する協定」を、24年には帯広地方石油業協同組合と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結し、災害時に発電機やその燃料等の供給を受けることができる態勢を確保していることから、非常用発電機を常備していない施設において、停電時にその活用ができるよう施設の電源ケーブルの工事を進め、バックアップ電源の確保に努めてまいりたいと考えております。

小中学校など比較的収容人数が多い大規模避難所については、他の避難所と同様に避難所内照明用として定格出力2.3キロボルトアンペアの可搬式発電機を配備することとし、現在16台を備蓄しているところであり、計算上ではありますが、消費電力175ワットのLEDバルーンライトが10台使用できる能力があります。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） まず最初に、今回の8月17日からの台風7号からの4回の台風関連の災害発生において、住宅等被災を受けた方々が幕別町内にも多数おられるということで、まずもってこの方々にもお見舞いを申し上げるところであります。

また、この質問状を出したときには、7号以下三つの台風でありましたけれども、今回、台風10号という30日から始まります台風の影響で、幕別町においても本当に大きな被害を受けたことに関連しましても、そこら辺も含めた再質問のほうもさせていただきたいと思っております。

まず最初に、1点目であります通行障害、停電発生にまつわる道路の保全と街路樹倒木等の関係でございますけれども、幕別町の道路もまた電気、電話の通信網の大半が、幕別町はちょっと起伏が多い町の構造もありまして、道路、明渠、電柱が意外と沢の中、また、山の近くを走っている場面、特にそこに基幹の配線等が走っている場面が多々見受けられます。台風7号のときには非常に風も強く、倒木等によりまして特に夜間を含めました長時間の停電が発生したという現状がございます。これにつきましては、非常に住民生活の中でやっぱり電気というものは非常にライフラインの一つでありますし、倒木等が多いと道路の視界不良、また、先ほど町長からの答弁書にもありましたとおり、これから降雪の時期になったときには降雪の重さで再度また倒木被害が出るということでありますので、これに対する緊急パトロール、一斉点検、また、基幹の電柱等には幕別町も光ファイバーというものを忠類支所まで、各事業所等々いろんな施設等にも光ファイバーを張りめぐらせていると思っておりますけれども、これについても切断をされますと非常に重要な被害を、情報の停滞をもたらすということであります。

そういう中で、今回、停電の要因が倒木等、全部ではありませんけれども、それが主体であったということでもありますけれども、役場の通信網として光ファイバーケーブル、私の認識の中では1回ちょっと事故等によって切れたという、昔ですけれども、認識はあるのですけれども、それ以外は光ファイバー、要するにいろんなところの通信網の関係、行政としての通信網の被害は今まであったのでしょうか。今回の台風等でもどうだったのでしょうか。まず、この点について現状確認ということで、よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 光ファイバーの切断につきましては、実は昨年、土木工事の最中に、うっかりミ

スというやつで切られたことがありまして、1日程度で回復したという事例はございました。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） これについては、本当に町の一つの情報の生命線でありますので、その点検を含めてお願いしたいと思っておりますし、道路沿いの街路樹等につきましては、電線を切るというような、それほど大きな街路樹はないかと思っておりますけれども、これについては冬の除雪等でまた影響が出ますので、そういうものも含めて点検をお願いしたいのと、郊外になりますと結構民地の、要するに凍害が発生しそうな予見がされる樹木も多数あると思っております。道路パトロール等からも報告を受けていると思っておりますけれども、民地に係る部分におきましては、またここも町ができれば中に入って所有者の方のご理解をいただきながら、やはり基幹、生活のライフラインのもとである電力の確保というものについては、町も踏み込んで対応をしていただかなければ、未然に防ぐことは厳しいのではないかと。今も、私もいろいろなところを通りますと、これは危ないなというものが散見されますので、いろんな場面でのパトロール体制からの情報をもとに対策を進めていただきたいと思います。

次に、河川の関係に行きたいと思っております。

台風7号においても茂発谷川が氾濫をいたしまして、若干の住宅被害等が発生しているわけでありまして、特に今回の10号の台風では本当に大規模な被害を受けたという中で、幕別町は特に河川が非常に多いと。国管理の河川でも十勝川、札内川、下流域を含めると猿別川、途別川というものも国管理の河川に入ってくると思っておりますし、道管理の河川では猿別川、途別川、忠類の当縁川、茂発谷川、古舞川、糠内川と、町村自治体としては非常に河川が多い。特に札内川と十勝川は幕別町をくると巻いているような現状で、その河川が今回は異常増水ということで本当に堤防を越えるのではないかとというのが現実に関起きたという状況にあります。また、この大きな河川には、全部大半の川についてダムが関連していると。札内川についてもそうでありまして、十勝川についても本流からの大雪のほうのダム、音更川を中心とした糠平ダム、十勝川下流に來ますと今度は利別川を中心とした上流のダムと、全てこういう大雨が続いたときにダムの関連も出てくると。意外と今回初めてダムが放水というか、ダムがいっぱいになって水が出たというのが町内にある幕別ダムでありました。お聞きするところによると、31日の午前2時ごろぐらいから、幕別ダムも規定水位を超えて横の放水路から放水があったということで、それが旧途別川に入って下流に流れてきているという現状もございます。

こういう、それで今回もいろいろ避難対策とかという中で河川情報というものが今いろんなパソコン等々でも見られると思っておりますけれども、ここら辺の管理体制、また、開発局ですとか帯広建設管理部との連絡体制、また、町内にある今お話ししたような場面、そういうものの情報収集体制が今回どうであったのか現状をお知らせ願いたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国管理河川の情報につきましては、リアルタイムでパソコン上で見ることが出来ますので、職員が刻々と変化する水位について観察をしておりましたし、また、国の開発建設部あるいは池田河川事務所からどういった水位になったので、この後、氾濫の危険性があるのでどうしたらいいのではないかと、そんなアドバイスもいただいておりますし、さらにはリエゾンといいまして開発から2人の専門職員に常駐していただいて、それで開発本部であったり関係機関と連絡をとりながら情報を提供していただいた、そういった情報をもとに私たちとしましては、避難準備だったり避難勧告、そういう措置に結びつけていったという状況にあります。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 本当に今回の四つの台風関連でいきますと、意外と幕別町が降水量がそんなに異常なほどの記録的な大雨と、降水量という状況にまでは至らない中で、上流からの増水によって、それが先ほどお話ししましたように幕別町の周りで、全部川がどんどん集まってくという中で、今回、川の異常増水が起きたと。今、町長のお話によりますとリアルタイムで連携をとっているということでありまして、札内川が一番最初に危ないということで31日の避難準備から始まりました発令

が出たと。その次に十勝川がまた異常増水をして、十勝川近隣を次の避難指示のポイントにしていったと。

その中で最後に猿別川の関係、猿別川も多分その止若のところで水位観測所があってあれなのですけれども、札内川、十勝川ほどの堤防に対する警戒水位というものはいつてはいなかったのですけれども、この質問の初めにあります、やっぱり河床木、それ以上に河床の土砂等の堆積によりまして非常に川の流下能力が落ちているという中での増水でありました。ですから、警戒とかそういう範囲には入ってはいなかったのですけれども、水の流れが非常に悪い、十勝川の増水という関連もありますけれども、十勝川からは猿別川の、旧途別川の出会いというものは約4キロメートルほどございしますので、十勝川の降水というものの影響もありますけれども、それが甚大な影響でもない。ですから、先ほど町長も、河畔林の要請というものがありませんけれども、根本的にこれは河床をまず下げて流下能力をきちんとしてもらおう。やっぱりこれからが本当の通常であれば台風シーズンでありますので、これは早急に要望をして進めていっていただかなければならないことではないかと私は思うところなのでありますけれども、そこら辺の今後の要望体制、ポイントの整理等々についてはできているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 猿別川につきましては、ごらんのとおり雑木がまだ生い茂っている状況にあります。まずこれを処理すること、そして河道の掘削をやっていただくことになろうかというふうに思いますので、順番がありますので、従来からずっと毎年毎年雑木処理については要望をしてきたわけでありすけれども、なかなか国の予算の関係もあって一気に進まない。ただ、今年に入ってからかなり部分進んだということもありますので、これを機に雑木処理とあわせて河道の掘削についてもしっかり要望してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 本当に緊急ではありますけれども、やっぱり今回、川の水位が異常水位に上がらない中でもこういう洪水が起きたということを念頭に置いて、河床の掘削もありますけれども、本当に旧途別川については、先ほどもお話ししたとおり、上流にダムがあるということで連続降雨が続いた場合にはやっぱりダムも満水になります。そういうときには本当に放水があるという、通常では考えられない場面も起きますので、場面におきましては、これ本当に排水機場というものも非常に必要な川ではないかなという関係も危惧しております。そこら辺についても早急に検討を重ねて、やっぱり要望していくものは要望、本当に必要なものは上げていかないと、また同じことが起きても困りますし、旧途別川は今までも3回、今回で4回目の堤防からの越水ということは地元の方からもお聞きしております。ですから、今回初めて起きたということでなくて、もうこれは大雨時には日常的に起きているという位置づけも認識した中での要望を上げていっていただきたいと思ひますし、それに向けての対応策というものの今後の検討をお願いしたいと思いますし。

それとあわせてですけれども、町、道河川の中では今回いろんなところでちょっと水が洪水になった要因の中に、思った時間に、急激に川が増水したと、特に夜間、増水したということもありますけれども、今回いろいろ後で検証してみますと、川の管理の中では樋門の管理が非常に大きなポイントであるのではないかと思いますけれども、これ国管理の、開発局管理のところは、直接開発局が管理をしながら、操作員と連絡をとりながらやっているということでありすけれども、道河川につきましては幕別町が樋門の管理委託を受けまして幕別町からその地先等々の管理者に依頼をしているという現状であるということをお聞きしておりますけれども、通常これ、樋門の管理というのは日常点検と日常保護が何か一応義務づけられているという関係があるというふうにお聞きしておりますけれども、本当にこういう忘れたころに来るものですから、本当に日常点検が今までできていたのか、それよりも今後に向けて緊急点検体制が今構築されているのかどうか、その点についてお伺ひします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 樋門の管理のお話でございます。議員おっしゃるとおり、幕別町にあります

樋門、国が管理している樋門が 11 カ所で、おっしゃられました道河川含めて町内に 107 カ所の樋門がございます。それで、うち 6 カ所が町の河川、普通河川にかかっている樋門が 6 カ所、101 カ所が道河川の樋門になっております。

この 107 カ所全ての樋門につきまして町のほうで、道河川につきましては道から町が委託を受けて、町のほうで地先の方に委嘱しまして日常点検を行っていただいているというところでございます。日常点検は年に 5 回、4 月から始まりまして 10 月までの 5 回日常点検をお願いしております。動作確認、ゲートが円滑におりるかどうか、あるいはグリスアップですとか、あとごみの清掃、あと草刈り、そういったことをやっていただくことになっております。今後におきましては、年に 1 回やはり樋門管理人さんを集めて樋門操作会議みたいなものを設けて、このようなことがないように対策をとっていきなというふうに思っております。

今現在は、樋門操作要領というものを各樋門管理人さんにペーパーでお渡ししてお願いをしているところでございます。今回の豪雨に当たりまして、各樋門管理人さんに樋門の操作をしたかどうかという確認もしております。中には樋門を閉めなかったという操作員の方もいらっしゃいました。原因は逆流が発見されなかったですとか、あるいはもうそこまで行くことができなかったという樋門管理人さんもおりましたので、その辺も含めて今後の対策を考えていきなというふうに思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8 番（小川純文） 樋門は特に農村部に多くて、札内等の住宅の中では樋門ではなくて逆に泉町のジェットポンプだとか、そういうので内水と外水の関係を調整されていると。特にこの樋門が郊外に多い中で、今回も夜間の増水ということで、樋門を含めまして、樋門管理人というのは、これ置かなくてはならないとは思うのですけれども、トータルで今後の対応として考えた中で、特に農村公区の場合はやっぱり公区内を各公区で、ある面ではパトロール体制も各公区にもつくっていただいて、川だとか道路だとか山合いの関係だとか、そういうもののパトロール体制をやっぱり公区にもご協力を願った中で、町部局との連携をとった速やかな対応というのが、一番今後必要になってくるのではないかなというふうに考えるところでありますし、今回みたいに夜間の増水というのは非常に危険を伴います。ですから、個人個人が見るだけでなく、やはりそういう体制づくりのアドバイスを公区に向けて町も示すべきだと思いますし、そういう中での事故が起きてはいけませんので、公区、地先の方々というのは、そういうときにはここが危ないのだよなというつぼは、やっぱり地元の方が一番認知されていると思います。そういう体制をいち早く構築をして、早期発見と早期対応に臨むべきではないかと思うのでありますけれども、今回こういう状況の中で、またこれからいろいろ検証があると思いますけれども、そこら辺についての考えはどう考えられますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 冬期においては、昨年度から除雪モニターといって地域、地域から、降雪の状況はどうかとか、吹きだまりの状況はどうかとか、そんな情報をいただいているところであります。

川についても、やはり地域に住んでおられる方が一番詳しくわかっておられる。雨も集中的に降る地域もあったり、余りこっちは降らないのだけれども一部では物すごく降っていたという、そんなこともありますので、除雪モニターのような仕組みができないのか、あるいは公区の中でそういうモニター的なものを担っていただけないのか、地域と今後、話し合いをさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8 番（小川純文） 今、除雪モニターというお話が出ましたけれども、本当にこれは冬は除雪、吹雪等々のいろんな、これも災害、危険状態だと思いますけれども、そういうものを含めたトータルでの地域と行政のパイプ、連携、これをやっぱり速やかに構築していかないと、いろんな場所で未然に防ぐ、未然に防ぐというかけ声はありますけれども、実行に対してはやっぱり一つずつでも、積み上げ

ていくことが今後の減災というものに非常につながるのではないかと思いますので、早急な、これについては対応と町としての基本方針をそこにきちんと持って取り進めをしていただきたいなど。次の災害時には、やっておいてよかったと言えるような反省ができるような体制づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

次、三つ目の停電時の関係でありますけれども、台風7号によって長期停電が起きたと。停電が起きてから支所の中では忠類支所が約半日以上停電をしていたというお話を聞いて、忠類支所にもお伺いをして、支所の機能がどうだったのかという点もお聞きしてきましたけれども、そのときには、非常にあそこにも、発電機が忠類総合支所にはあるみたいではありますけれども、こういう用途ではなかったということをお聞きして、消防用関係の水の、消防用水関係の確保のための発電機であるということで、停電時の業務とかの専用の発電機ではなかったということで、町内いろいろ役場のパソコン、特にコンピューターのデータ管理というものについては各部署でサーバーというものを介して通信がされていると。停電になるとこれ、サーバーの予備電源というバッテリーは持っていますけれども、これで機能するのかなというふうに今までは認識していたのでありますけれども、サーバーの予備電源というのはサーバーが安定的に、サーバーの機能を停止するための予備電源であるということもお聞きしている中で、そうしたら停電時どうなるのだろうと。ここでも複数のパソコンは動いていたというお話でありますけれども、役場の中のLANは完全にサーバーが動かないということであればできていないということであると思いますので、特に災害時は、役場、本庁舎、ここが本部になって支所等が現場と、現場の指令本部ということになると思います。

札内支所についても、この答弁書の中では、新施設になれば非常用発電機は本庁舎と同じに設置するから、あと半年たったら大丈夫ですよとは書いてありますけれども、災害はいつ起こるかかわらないと、いつも皆さん口癖にしております。たかがあと6カ月かもしれませんけれども、やっぱり札内の約2万人というものを考えたときに、これは何としてもまず支所の最低限ぐらいは非常用外部電源の受電設備をいち早く構築をして、やっぱり情報の停滞というものを招かないようにしておかなければ住民に対応できないのではないかなというふうに思うわけでありまして、そこら辺の対応策についてはどのような現状になっていきますか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 非常電源、バックアップ電源の確保ということでございますけれども、現状につきましては、町長の答弁にもありましたように、小型のといいまししょうか、通常発電機は用意はしてあるところでありますけれども、やはりパソコン等を安定的に使用するという事になれば、ある程度電源が安定的に確保できる少し大型というか、もう少し大きなものを配置する必要があるかというふうに思います。

そうしたことで、町長の答弁にもありますようにレンタル事業者と連携、協定を結んでおりますので、優先的にそういった発電機をお借りすることができるということになっておりますので、ただ、それについては安定した電源ということで、先ほど言いましたように、インバーターつきのある程度しっかりした発電機をお借りしなければならないということもありますので、施設にそういったケーブル工事が必要ということになりますので、それについては早急に対応いたしたいなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今ちょっと総務部長からご答弁いただいた中で、これはしたいなというご答弁でなくて、しなくてはいけないという答弁ぐらいの覚悟というか、レンタル事業者さんと提携を結んでいる、そうしたら、そういう話ですから逆にお聞きしますけれども、そうしたらその各例え支所で何キロワットの大型発電機が要るか、そういう試算もちゃんとできていますか。そして、それただ入れるといたって、既存の電気配線と外部電源を入れるときには、ちゃんと配線工事をしていないと大変なことが起きるわけなのですよ。やっぱり支所機能の充実という中で本当に災害時は、非常にこれは緊迫感を持ってやらなくてはならないのですよ。そういうものを認識されているのですか。



○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 今必要となる発電機につきましては、先ほど言いましたように、ある程度安定した電源が必要ということがございますので、35キロボルトアンペアの発電機をというふうに考えてございます。それには事前に先ほども申し上げましたように配線工事、施設にあらかじめ電源のケーブル工事を施しておく必要があるということで、それについては早急に対応したいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 本当に早急に対応すべきでありますし、余り細かくは言いたくありませんけれども、本当にレンタル会社との協定ができていますと、これは優先的にお貸しくださいという協定だと思えます。私も今回の災害時に共成レンテム幕別営業所にちょっと物を借りに行くことがありまして行きましたけれども、もうこの洪水が起きてから見る間に発電機は、水中ポンプ等々は出ていっています。本当に何々が必要かという個別的なところまでの協定内容というのは多分、私は協定書を見てわかるわけでありませんからわかりませんが、本当に必要なものの洗い出しを、今後はきちっと洗い出しをして、どこには何が要るのだと、例えば支所には、今、部長が言われたとおり何キロワットの発電機が要る、大規模避難所には今、移動用の発電機がありますけれども、それでは足りないときに、これも要る、やはりそういうものもある程度リストアップした中でより一層の協定を結んでいただいて、まして幕別町にそういう支店があると、これはありがたいことですので、より一層そのパイプをきちっと確保しておくことは安心につながるのではないかなというふうに思いますので、確実な洗い直しと要請というものを再度、相手があることですから全てのみ込んでいただけるかどうかはわかりませんが、やっぱり強い要請を働きかけるべきでないかなというふうに思います。

今回のこの長期の停電の中で、逆に言えば酪農家の皆さんは、搾れなかったのが、牛乳破棄したのが多分2軒と、町内で2軒と聞いております。これは何かというと、やはり酪農という、搾乳という経済活動の中で、停電いつあるかわからないという中で自衛手段、または何人かの協働の中での発電機の保有というものをきちっとできていたから、そういう搾乳ができなかったという事態に陥る件数が非常に少なかったと、やっぱりこういう体制も見習って、やはり町もきちっとそういうものについてか起こるかわからないではなくて、もうこのごろはいつ起きてもおかしくないという状態なので、その対応も本当に現実感を持って進めていただきたいというふうに思います。

また、町内の主要施設、いろんなところを見せていただきました。給食センターについては、発電機がないということで、これは調理中に停電が起きた場合には、給食センターの見解では非常食等の切りかえで対応するということがありますけれども、一番困るなどと思ったところは、変な話ですけども火葬場でありますけれども、ここも行って見せてもらったところ、きちっと発電機が置いてありましたので、これも月に1回ちゃんと動作確認もしているし、発電量も間違いなく確保されていると、これはもう本当に非常なところありますので、そういう確保はできていたのだなと。

あとはもう思われるのは、上水道関連につきましても、今、中札内からの自然落下が主体となっていますので、何とか上水道も行くのではないかとはいえますけれども。

あと、下水道の関係。幕別町は、本町地区はこちらの終末処理場に自然落下ですけれども、札内地区においてはポンプで浄化センターまで圧送していますよね。そういう関係がどうなっているのか。

また、消防関係におきましても、これは常に消防は何かあれば非常事態でありますから、そういうところの停電時の対応、そこら辺についてどういう状況であるか、把握しているところをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） まず、建設部の所管の施設のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、下水道施設については、これについては今、小川議員おっしゃったとおり、かなり電気を使う施設となっておりますので、幕別町の浄化センター、それから流域下水道であります札内川のポン

ブ場、これについては必要な電源を確保できる非常用電源設備については整っております。

それから、上水道につきましても幕別町については、水道企業団から受水をしておりますが、大もとであります札内配水池、ここにも必要な電源を確保できる非常用発電機を設備しており、適切に管理がされております。

また、各簡易水道の施設につきましても、唯一、駒島地区につきましても残念ながら非常用発電設備については常備をされておりませんが、ほかの4箇水につきましても、浄水場施設には非常用電源設備が完備されております。

常時完備されていない駒島の浄水場につきましても、非常用の発電機をリース会社から借りまして、外でつなぐ設備についてはできておりますので、そういうことで対応をさせていただいております。

建設部関係については、以上のようなことでございます。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 幕別消防庁舎の関係でございますけれども、幕別消防庁舎につきましては、通信機器、これ重要な機器になりますので、通信機器の主要部分の電源を賄うことができる非常用の発電機は設置されてございます。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今後またいろいろ洗い出しをして、非常用電源の確保をお願いをしたいと思えますし、今回この台風災害で避難所が開設されたというところで、先ほど避難所対応についてもライトやなんかの段取りはできているということでもありますけれども、初めて今回訓練でなくて現実として避難指示を出して、避難所に札内で合わせて700人ぐらい、本町についても200人以上の方が避難をされてきて昼夜を明かしたという状況の中におきまして、今回は停電はなかったのですけれども、停電がなかったからこれ幸いでありまして、災害のとき停電というのも、ある面ではつきものという想定もおこななければならないと思えます。

その中で、ライトはついても、例えば今回も夜の避難でありました。札内もかなりの人数が訪れて、まず駐車場が非常に混んで大変だった。それとともに、次の日は台風一過で非常に温度も高かった。避難所は、朝の段階で札内地区については、そんなに川が氾濫をしなかったということで順次お帰りになられたようでもありますけれども、これもし本当にそういう事態で避難所が長期になった場合、あの体育館にやっぱり何百人と入っているわけですから、本当に人が入るとすぐ暑くなります。電気だけでなく、今の時期でも例えば扇風機も要ると思えます。いろんなものが想定されると思えます。食事やなんかのときには非常にポット等のお湯の準備も大変だったというふうに聞いております。災害時のお湯、水の確保、湯沸かしの関係、そして避難所にいる人方に聞きますと、避難所に行っても本当に何にも、避難しているわけですからないのですけれども、一番は情報がない、避難所で言われるのは、だから、やっぱり避難所開設したときにはテレビ等の設置も、ほかはどうなっているのか、気象状況がどうなっているのかと、そういう面ではテレビの設置等も非常に必要でないかなというのが、今回いろいろお聞きしている中で情報源の確保、町でも今回、黒板等にその時点その時点のお知らせを明記している姿も見ましたが、やはりそういう、携帯だけでなく、テレビ等の設置も今後必要になるのではないかなと思えますので、今回は経験をしたのですから、この経験を無駄にしないためにも本当に洗い直しというものをすべきだと思いますし、していただいた中で生かしていただきたいと思えますけれども、ここら辺についての避難所対策については、反省点というか現段階でのところはどのような認識をされておりますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回、避難所につきましては札内中学校、そして足りなくなりまして札内南小学校に開設したということでありまして、特に避難勧告を出した後に急激に皆さんが避難をされたということがありまして、まず第1の反省点として、やはり対応する職員が非常に少なく、てきぱきとさばくことができなかつた、ご案内することができなかつたということがありまして、実はここにおられる議員の皆様方にもお手伝いをいただいて何とか乗り切ったということで、本当に感謝を申し上げ

げたいと思います。

こういった点も、非常に職員の体制が不十分であったということは一つ反省として捉えておりますし、今お話ありました情報の伝達、提供ですね。やはり避難してきてテレビもないと、今どういう気象条件になっているのか、今後どのぐらい降ってくるのか、どこが危ないのかという情報がなくて非常に不安を抱えながら過ごすということも見受けられましたので、そこはしっかりと別な場所にといいことになるかと思えますけれども、別な場所というのは体育館のほかの違ったところで、そういったテレビを流すようなことも考えなければなりませんし、また、町からの情報もそこに掲示をするといったことも必要であるというふうなことを感じております。

いずれにしても、今回何十年ぶりに避難所を開設したということでありまして、非常に反省事項が大なり小なりでたくさん出てまいりました。一度この洗い出しをいたしまして、災害対策本部の中で総括をしたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） それと、今回ちょっと非常に大きな点が一つあります。防災情報のメールの配信でございます。

帯広市と音更町は随時、避難勧告、避難指示が出たときに、幕別町民にもメールが入ったという方が多数おられます。うちの町は防災情報メールということで、地域限定エリアメールとは違うみたいなのですけれども、何か登録制をとっておられるということで、私自身もまだ登録していませんでしたけれども、この登録者数が非常に少ないという現状で、災害のときのための情報提供を登録してもらわないと出せないようでは、これは災害対応の情報手段とは言えないのではないかと思いますけれども、今後の対応を含めてその点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今回、幕別町では、情報エリアメールということで登録制のメールをとっているのが一つと、実は今回本当に反省しなければいけないところなのですが、この情報から携帯をお持ちの方全てに発信できる情報ツールが、あわせて契約もというか申し込みもしてあったのですが、操作上のミスでエリアメールを登録していただいている方にしか行かない操作の不手際があったことがわかりました。今の状態の中では、エリアメールを登録している人にはもちろんのこと、その他携帯をお持ちの方全てに情報が発信できるツールを町として持っておりますので、今回のことを十分反省いたしまして、きちんとその情報を伝えるようにしたいと思います。

このエリアメールの登録に関しましては、避難勧告、避難準備、避難指示等のその情報については全エリアに届く、それとは別に例えば気象情報ですとか、それから不審者情報とかその他も含めて、町独自の情報を発信する機会としてこのエリアメールを進めていきたいというのはあわせて町民に示して、たくさんの方に登録していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） けさも新聞にどこかの町村も似たような状態が起きているという記事もございましたけれども、今後、不手際がないように、やっぱり情報の発信が一番大事でありますので、その点も再確認をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、今回いろんな面で、住宅の被害等々も受けていますけれども、そこら辺についても大分把握をしてきていただいていると思えますし、町長もみずからお見舞いに出向いていただいているというお話も聞いております。ただ、今回、農地等の関係は、今、集約段階にあると思います。経済部中心に、できればその被害状況の情報をもとに、やっぱり現地確認、これからのいろんな段階での情報伝達のためには現地確認が非常に大事だと思いますので、早急に現地確認のほうをお願いしたいのと、特に農地につきましては、所有者、使用者が違ったり、いろんな（聴取不能）されたり、いろんな状態がございますので、作物だけでなく農地の状態というものも確認を願いたいと思います。

また、今この中でも、質問の中でもお話しさせていただきましたように、災害対策本部におきまして、今回のことをきっちり検証をしていただいて、本当にこれは今後に生かせる今回の、被災している人には非常に申しわけないあれかもしれないのですけれども、今回の経験というものを今後に本当に生かせるように役場、また地域住民、本当に連携した構築をしないとできないと思いますので、そこら辺の対応について最後に総括で町長のほう、いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほども申し上げましたけれども、今回の災害を通じていろんな点、反省事項として出ました。これをやはり次に生かさないと何にもなりませんので、しっかりとそれを洗い出しした上で、職員の隅々まで行き渡るように徹底をしまいたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、11時20分まで休憩いたします。

11：12 休憩

11：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12番（中橋友子） 通告に従いまして、1点について質問を行います。

入ります前に、ただいまも質問がございましたけれども、このたびの台風10号でたくさんの町民の皆さんが甚大な被害を受けられました。心からお見舞いを申し上げたいと思います。

私は、同じ命を守る立場から、国民健康保険制度について質問を行います。

誰もが安心できる国民保険制度が確立されるよう、国民健康保険制度は「命と健康は平等」という医療保障理念のもとで、いつでも、誰でも、どこでも、保険証1枚で必要かつ十分な医療が受けられるよう、旧国民健康保険法の相互扶助から発展し、新しく国民健康保険法による社会保障制度として確立されました。他の健康保険に加入しない全ての国民が対象となり、幕別町では今年3月末現在で7,610人、28%の町民の方が加入しています。命を守る大切な制度であり、今後も国民健康保険制度は維持されなければなりません。

しかし、国民健康保険制度は、構造上、低所得者が多く加入する、そういった医療保険でありながら、他の協会けんぽ保険、あるいは組合保険、共済保険に比べて保険料負担が1.5倍から2倍近く高いこと、そして滞納世帯も多く、徴収の強化や制裁措置がとられていること、また、窓口負担が高いなど、たくさんの問題を抱えています。さらに、平成30年、2018年には北海道全体の広域化が決定されております。新たな保険料負担や徴収強化なども心配されております。本来の目的である、いつでも、誰でも、どこでも、安心して必要な医療が受けられるよう、次の点を伺います。

①保険料が高い構造的な矛盾について。

高い国保税の第1の原因は、国の予算の削減にあると考えます。1984年の国保法改定で、それまで「医療費の45%」だった国庫負担率を給付費、医療費から「給付費の50%」に変えました。そのことによって実際の負担率は、削減したことになります。これを皮切りに、国の責任を後退してきました。そして、その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年度の57.5%から2012年度には22.8%まで減っています。国庫負担が年々低下し、その減らされた国庫負担分を被保険者の保険税に肩がわりさせているということが保険税高騰の大きな原因と考えております。所見を伺います。

②拡大する「貧困化」についてであります。

加入者全体の所得が下がるほど保険税の率が高くなり、負担額は重くなります。国が国庫負担金削減を決めた1984年度の全国の国保加入世帯の平均所得は179万円でありましたが、2012年度は141

万円に下がっています。逆に国保税は上がっているのが実態です。幕別町の現状はどうか伺います。

③保険者支援制度を低所得者の負担軽減に充てるべき問題です。

2015年度から国が拡充した低所得者対策の保険者支援制度は、2017年度以降も実施されます。低所得者への負担軽減に充てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

④窓口の一部負担金の減免制度の拡充についてであります。

幕別町の国民健康保険加入者の53.5%が、所得ゼロから100万円未満の世帯となっています。これは2015年3月現在の数字であります。窓口負担は70歳から74歳の方も1割から2割に引き上げられました。国民健康保険法の第44条では、自治体の判断で一部負担金の減額、免除などを実施できるとし、幕別町では2011年に要綱を制定しています。しかし、実績はほとんどありません。国からの財政措置もあり、必要な人に適用されるよう基準の見直しを行うべきではないでしょうか。

最後であります。⑤広域化で制度の後退を招かないようにということであります。

北海道が今後は財政運営責任主体となり、国民健康保険制度は道が運営主体となります。これは平成30年度からであります。その際、保険料の賦課・徴収等は市町村の事業とされています。しかし、道が標準保険料率を示し、その際、収納率が標準を上回った場合は、保険料率を標準より下げて制定できるとされており、逆の場合には引き上げになりかねません。徴収強化にもつながりかねません。制度全体が現状より後退することがないように、町の取り組みについてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「安心できる国民健康保険制度に」についてであります。

日本における医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの公的医療保険制度に加入する国民皆保険に最大の特徴があり、その制度の根幹をなしているのが国民健康保険制度であります。

しかしながら、国民健康保険は、被用者保険等に加入している方を除いた全ての人を被保険者としていることから、「被用者保険等と比べ加入者の所得水準が低い」「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得に占める保険料の割合が高い」といった構造的な課題を抱えており、多くの市町村では、いわゆる赤字補填等を目的とする一般会計からの法定外繰り入れや、繰り上げ充用を恒常的に実施せざるを得ないのが実情であり、その財政運営は大変厳しい状況にあります。

このような中で、昨年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、国保の財政基盤強化策として公費の投入が拡充されたほか、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を図ることとされたところであります。

ご質問の1点目、「保険料が高い構造的な矛盾について」であります。

国民健康保険制度におきましては、その事業に要する費用を国庫支出金等と被保険者が負担する国民健康保険税によって賄うことが原則とされております。

このうち国庫支出金については、昭和41年度以降、療養給付費負担金として医療費に対して40%が交付され、加えて国の調整交付金として5%が交付されており、合わせて45%が国の負担となっておりましたが、59年度の医療保険制度改革により、本負担金の交付対象が医療費から患者一部負担金を差し引いた医療給付費分に改められるとともに、国の調整交付金については医療給付費分に対して交付率が10%に引き上げられ、合わせて50%の国庫負担率となりました。

その後も、三位一体改革による税源移譲や制度の見直しが進められ、現在では医療給付費に対する国庫負担金の交付率は32%で、国の調整交付金は9%、都道府県の調整交付金は9%となっており、国と北海道により50%相当分が措置されております。

このように、医療給付費に占める国や都道府県の負担は、昭和59年以降50%と変わっていないため、国民健康保険が前段申し上げた構造的な課題を抱え、大変厳しい財政運営となっていることが、国民健康保険税の税率の引上げをせざるを得ない大きな要因であると捉えております。

ご質問の2点目、「拡大する『貧困化』について」であります。

本町における国民健康保険加入世帯の平均所得につきましては、過去における平均所得の確認が困難なことから、現状で把握できる国民健康保険普通調整交付金の算定に用いる基準総所得金額調査による数値で申し上げますと、平成15年度は199万円であり、24年度では157万円に減少しています。

また、国民健康保険税については、現年度分の医療費分基礎課税額で申し上げますと、平成15年度は1人当たり8万6,733円、1世帯当たり18万1,750円でありましたが、24年度では1人当たり6万8,156円、1世帯当たり13万208円に減少しております。

なお、平成12年度から介護納付金課税額、20年度から後期高齢者支援金課税額が加算されておりますので、これらを含めた税額の比較では、1人当たりでは5,670円の増、1世帯当たりでは6,074円の減となっております。

ご質問の3点目、「保険者支援制度を低所得者の負担軽減に」についてであります。

国民健康保険においては、保険者の財政基盤の強化を図るため、国民健康保険税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険者に財政支援を行うことにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援制度が設けられております。

本制度につきましては、国の財政支援が昨年度から約1,700億円拡充されておりますが、国民健康保険の財政運営は大変厳しい状況に置かれ、昨年度は一般会計から9,340万円の法定外繰り入れを行っております。

また、本年度におきましても、国民健康保険税の税率の引き上げをさせていただいている状況にあることから、これまでと同様に国民健康保険の財政基盤の強化と健全な財政運営に向けた財源として、活用を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「一部負担金の減免を」についてであります。

国民健康保険法第44条に規定する一部負担金の減免制度の実施に当たり、本町におきましては、幕別町国民健康保険条例施行規則第18条の規定と、平成23年に制定した幕別町国民健康保険一部負担金の減免等に関する要綱に基づき、制度の運用を図っているところであります。

今後におきましても、本制度の適切な運用が図られるよう、厚生労働省保険局長通知や他市町村の状況などを十分に調査していく中で、低所得等により生活が困窮している方につきまして、町がどこまで対応できるか研究してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「広域化で制度の後退を招かない」についてであります。

国民健康保険の広域化において、市町村は都道府県が定める国保事業費納付金を納めるため、都道府県から示された標準保険税率を参考にして、市町村ごとに保険税率を決定することになります。

また、賦課・徴収につきましては、引き続き市町村が担うこととなりますが、広域化に伴い徴収強化につながるものではなく、状況によっては納税者の相談に応じる姿勢は、従前同様であります。

国民健康保険税は、国保の安定的な財政運営を行う上で貴重な財源であることから、その事務に当たっては、これまで同様に、適正かつ適切に実施していかなければならないと認識いたしております。

現在、都道府県においては、この納付金や標準保険料率の算定方法、さらには都道府県と市町村が共通認識のもとで、国保事業の効率的な運営に資することを目的とした、国民健康保険運営方針の策定に向けた検討が進められているところであります。

本町におきましては、本年6月に行った広域化に向けた北海道の担当者との意見交換において、市町村に対するきめ細かな情報提供と意見収集、制度移行に当たっての激変緩和措置を講じることなどについて要望したところであります。

今後におきましても、国民皆保険制度が堅持され、被保険者の皆さんが安心して医療が受けられる国保制度の見直しが慎重に進められるよう、他の自治体とも歩調を合わせ取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一番最初の保険税の負担がどうしてこんなに高くなってしまおうのだろうかということから入りたいと思います。

町長のお答えでは、国の支援というのはトータルとしては変わらないと、したがって中にある構造的な問題がこういった困難さを招いているのだということでもあります。私も一番最初に申し上げましたように、国民健康保険がやはり財政的に厳しい人たちが加入するということがあって、当然収入に応じる負担ですから、そういった点で困難が生じる、これはもう明らかなことだと思います。同時に町長は、実際は下がっていないのだという、国の負担金の問題なのですけれども、これ抜本的に制度改正がされまして、徐々に徐々に減らされてきているというのが私どもの認識なのです。

ここに持ってきました資料は、厚生労働省保険局が毎年出しております国民健康保険事業に関する年報なのですけれども、それもごらんになっておられるとは思いますが、これでいわゆる国が全国の市町村国保、ここに、いわゆる国ですから総収入になりますね、全体のお金、これに対する国庫支出金の割合というのを数字で出しているのです。その割合を見ましたら、1980年、先ほど紹介しましたように国の割合は57.5%、ところが、それがその5年後1985年度は46.0%、さらに5年後の1990年は38.0%、このようにどんどんどんどん下げられてきてまして、直近の数字、2012年しかつかめなかったものですから2012年で申し上げましたら22.8%、これは北海道が応援している分もちろん入っていませんし、これで幕別町が全部やっているというふうには思いませんが、実際に国民が健康保険のために使うお金、それを市町村が制度として必要な経費を出す、その経費に対する国の負担割合というのは確実に減ってきているということがあるわけです。こうなってきましたと、あとはどうするかとなると、町長言われたように一般財源から埋めるのか、あるいは保険料を引き上げていくのかと、ここの選択しなくなってきたわけですよ。

ことし6月に、5月でしたか、保険料改定がありましたけれども、このときも全体で7,000万円、うちの3,000万円、何とか皆さんに負担していただきたいということで改定をされました。そのことによって町民の皆さんの負担、それぞれ収入によって変わってきますから一概に幾らということはいえませんが、確実に上がってきているのですよ。

それで、そういった現状をやっぴり見ながら、単に幕別町の一般財源あるいは住民からいただく保険料、それだけではなく、仕組み的には国の制度としてつくったわけですから、ここでの責任もきちっと果たしていただくということを、三つをきちっと見ていかないと健全運営にはならないのではないかと思います、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員おっしゃるように、国保会計の総収入に占める国の負担金、これはどんどん下がってきているわけで、昭和55年の57.5%から直近の平成24年度では22.8%まで国の負担金の割合が落ちているということは、これは事実であります。

ただ、当初は医療費の45%を持つというところが、その後に医療給付費のうち半分を持つよと持ち方の形が変わりまして、いわゆる一部負担金を除いた中で国と税が半々ずつ持つよという形に考え方が変わったわけで、そういう考え方の中では、今も医療給付費の中の持ち分というか負担割合は、国の負担金と国の調整交付金、道の調整交付金を足しますと50%ありますので、そこは変わっていないのかなと、数字の見方としては、私たちはそういう見方をしているということで、ただ、今の国の負担金が22.8%というのは、いわゆる国保会計でかかる経費が医療費の給付費に加えまして共同事業拠出金、これはもううちの昨年決算で言うと全体が37億2,500万円ほどの決算額であったわけなのですが、そこに共同事業拠出金が8億8,400万円かかっている、あるいは後期高齢者支援金として4億2,800万円、あるいは介護納付金として1億6,400万円といった、こういった歳出が含まれていることから、国の負担金の割合が相対的に低くなったということは事実であるのかなと、そんな押さえをしているわけでもあります。

ただ、やはり国保税額の負担が厳しいということは私も認識しておりますので、そんなことで今回

の春先の税率改正においては、本来は全部が全部被保険者の負担になるのでしょうかけれども、そこを7,000万円必要になってくるうちの3,000万円の負担を税でお願いしますということにさせていただいたということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 結果として国保にかかるのは、町長おっしゃられるとおり病院の窓口で医療費を払うだけではないわけですから、ここでの事務手数料も含めて保険証1枚の料金も含めて全部かかるわけですから、そういった事業をきちっとやってこそ初めて保険制度というのは確立する、その全体の予算に対してどれだけ国がきちっと責任を持つかという点では、私はやはり後退してきているというふうに確実に思います。その点は、介護保険ですとか後期高齢者だとか、仕組みがどんどん変えられていきますから、そういうことを見て、細分化する中でじわじわじわっと負担を削ってきているというようなことは歪めない事実だろうと思います。

もう一つ角度を変えて言いますと、先ほども申し上げましたように、やっぱり国民健康保険というのは他の保険に比べて非常に保険料が高い、この数字も調べてみました。ベースは平成24年度の予算ベースでありますから今とはちょっと乖離するのですけれども、市町村国保の加入者1人当たりの保険料の負担率、これは所得に対する負担率なのですが、全国平均ですから幕別よりは低いのですが、9.1%でありました。ところが、同じ保険であっても協会けんぽの場合には所得に対する保険料の負担率は6.2%、組合健保に至っては4.6%、共済も4.7%ということで、ずっと低いわけですね。つまり所得は低いだけでも、健康保険に支出するお金というのは国保の方たちが圧倒的に高い。だから、滞納の問題も生まれるし、払いたくても払えない国保になるということは何回も議論してきたのですが、こういった現状はやっぱりそれはもちろん支えている母体が違いますから、ですから市町村国保の場合には町が、国の公費負担と町でやっていかなければならない。しかし、さまざまな保険はそれぞれのバックアップがあるものもありますから、単純な比較だけとは言えないかもしれませんが、実際に所得と保険料だけを見れば、こういう数字が上がってくるわけです。この点から見ても、やっぱりこれから現時点に立って、今後、道に移管していくに当たっても、それから、それまでの幕別町で運営していくに当たっても、これだけ大きな負担を町民は、国保加入者は現実としてはせざるを得ないということ、よくよく押さえて次の仕事に当たっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、各健保でありますとか、共済でありますとか、所得に対する負担率をおっしゃってございましたけれども、これはちょっとそれを国保と同じ土俵で比較するのはちょっと当たっているのかなと私は思っております。例えば共済組合でありますとか、これは現役世代、若い世代が入っておりますから、同じ額を集めるにしても少ない率で済みますし、そもそも病院に余りかからない、国保の場合にはどちらかというと高齢者の方、年金で暮らしておられる方で、病院に行く頻度も若い人方から比べるとやはり多いのだろうな、医療費がかかってくる、それが今の、言ってみれば所得が少なくても医療費がかかるというのが、今、国保が抱えている、まさに構造的な問題であろうというふうに思います。

ですから、単純に数字の上ではそうなりますけれども、私は一律の比較はできないなど。とは言いながらも、やはり国保税の負担が、負担感が非常に高いことは、これは間違いないわけですので、そういったことを踏まえながら北海道に移管していかなくてはならないなという認識は持っています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 同じ土俵には乗せられないというのが町長の答弁でありますけれども、そうであっても限られた収入の中で決められた保険料を払い、残ったお金で生活もし、病院にもかかる。窓口に行けば、高齢であればあるほど病院代がかかりますから、なお負担は大きくなるという現実なのです。ですから、それぞれの母体のその財政力であるとか、それから年齢層の違いとかあったにしても、



実際にそういった負担が大きく大きくかかっているのだということは、歪めない事実だと思います。その点をよく押さえていただきたい、このように思います。

で、2番目の拡大する「貧困化」、関連してきますけれども、町長のお答えでも幕別町の国保加入者の平均の所得であります基準総所得金額調査によりますと、平成15年には平均199万円、皆さん収入があったと。ところが、10年たった24年度では157万円、42万円減少しているということですよ。ここにかかってくるのですよ。これは収入がどんどんふえていって年金も上がって行って、そして決められていくということであれば、こんな悲鳴は上がらないと思うのですけれども、199万円から42万円、本当にその割合からしたら25%以上ですか、大きな所得の引き下げです。こういうことも見ていけば、貧困化は確実に進んでいるというふうに思います。国民生活基礎調査というのも毎年出されていますけれども、それによっても、高齢者の場合は年金収入が多いのですけれども、今、年金の収入も1998年から比べたら平均16万円下がっていると。1998年には216万円、これは日本国全体の平均ですから北海道よりは高いと思いますけれども、216万2,000円あった年金の平均収入が現在は16万円下がっていますよ、つまり200万6,000円になっていますよというのが実態なのです。ですから、こういうことを見ても国保そのものの加入者の現状が厳しいということは、わかっているのではないかと思います。

そこで、私はそういった状況を踏まえて、何とか安心して保険を維持し、加入者も保険料も払って病院にも行くことができるようになってほしいと思って、提案も含めてお話しするのですけれども、一つは次の3番目の質問に入りますけれども、この保険者支援制度を低所得者の負担軽減になるべく持っていくことはできないのかと。町長は全部プールにして制度を安定させなくてはいけないのだというふうに頑張るのですけれども、だけれども国が出しているときには、これ民生常任委員会で4月に勉強させていただいたときの資料なのですけれども、このときにも別枠できちっと低所得者対策の強化のため保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充、1,700億円となっているのです。そうすると、私はこれを読めば、そういう人たちが救われるように町長はきちっと配慮して手だてをとってくれるのだと思うのですけれども、実際全体でプールといったら、ならないのではないですか。どうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この支援金制度ができたときに、7割、5割、2割、軽減措置を今とっているわけなのでありますけれども、この対象となる人たちの、対象が拡大されたということで、そこでは実質低所得者対策が拡充されたということが言えるというふうに思っています。

それともう一つ、やはり私、独自に7割を8割とか、5割を6割とか、やりたいのはやまやまなのです。なのですが、全体の国保会計が、まず赤字補填をしなくなるのが、やはり優先的に取り組まなければならないことなのだろうと。ここの財政を健全にした上で、さらに余力があれば、今の7割軽減を8割とか、そういうことはやれるのかなという思いでいるところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 町長の頭の中の健全というのは、一般財源から繰り入れないで特別会計だから独立して全部やりくりしたいということなのだと思うのですけれども、先ほどのような背景ですから、これは無理ですよ。一般財源から全然繰り入れしないでやっている自治体幾つあるか、裕福な町もありますから、それはないとは言いませんけれども、どこもここも四苦八苦しなうらそうといったお金、本来は別な政策に使えるお金だけれども、だけれども町民の命を支える大事な部門だからやむを得ずしっかりと補填をして、なるべくみんなの負担は下げるのだぞというのが、これが今、全国の実情ではないでしょうか。その辺は町長、どう思いますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういった低所得者に目を向けた、さらなる軽減策を図るとするならば、さらにまた一般会計の持ち出しをしなければできないわけでありまして、そこは全体の施策、町民サービスの中でやはり判断しなければならない、もちろん国保加入者が大変だということはわかりますけれ

ども、町ではいろんなサービスをやっているわけでありまして、そういった全体のバランスの中で、本当にお金が潤沢にあれば、これは何も心配はありませんけれども、地方財政そのものが非常に厳しい状況にあるとするならば、そこはやはり施策というのは選択と集中という考え方の中でやっていかなければならないと思っておりますので、その結果として、今は現状の国保に対する考え方になっていると、そう判断せざるを得ないというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） では、もう一つ、耳にたこできるくらい言ってきたことですが、現状で今、滞納者、国民健康保険を要するに払えないでいる人たちが何人いるかということ、この間決算の資料をいただきましたので見ました。そうしましたら、平成27年度で712世帯、加入世帯が4,153世帯ですから、そのうち712世帯が滞っているという現実なのですね。これ、中でも、割合は、滞っている人の収入状況は、まず確定申告をしていない人、これが29.2%、それから所得でゼロから100万円未満の人31.9%、ここでもう町長、61%になるのですよ。これ本当に苛酷だなと思うのです。たくさんたっぷりお金があって、ちょっとうっかりしていて払うの忘れていたわという状況と、ゼロから100万円未満で31%いる、未申告が29.2%いるというふうになったときには、やっぱり町長、全体の政策のバランス、私も大事だと思います。そのバランスの中に、この問題は外せないぞということは常に位置づけなくてはいけないのではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、27年度の実績から数字を挙げてご説明をいただきましたけれども、この中でちょっと100万円未満で60%ということでもありますけれども、この未申告というのが29%、約30%もいるわけで、この方たちが全て悪意を持ってとは言いませんけれども、やはり申告すべきところを申告していない方も含まれて6割だということは、生の数字としてちょっと受け取ることはできない、ただ、言えることは32%の方が100万円未満だということは、やっぱり私もしっかり受けとめなければならぬというふうに思います。

国保の負担あるいは一部、次にありますけれども一部負担金の負担が少なくなればよいなということは常々考えているところでありますので、私としては、知恵を使ってそこら辺を何ができるのか考えたいと思っております。ただ、これは根幹のところはやはり国がしっかりお金を出してもらうということで、一町村ではなかなかできないということも事実でありますので、その辺のところのご理解をしていただければというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） その辺は十分理解したいと思います。ただ、未申告とは、これ申告していないから生数字はわかりませんが、非課税なのです、要するに。言い切れませんが、私たち、生活水準を見るときに、やっぱり課税か非課税かというところで一つのラインがありますよね。そういうふうに見たときには、非課税ということは要するに税金を払ったらその残った分で最低限度の文化的な生活はできないよというところでライン引かれているわけですよね。憲法に基づいて引かれているわけですから、その辺はやっぱり含んで考える必要があるのではないかと思います。前回、委員会での議論のときに、この低所得者対策、新たに国から予算ついたお金、幕別町ではたしか4,000万円だけ来ているようなお答え、定かではありません、やりとりの中で聞いた数字ですから。ですから、そのぐらいあったらもう少し頑張れるのではないかと申し上げて次に入ります。

次、一部負担金の減免のことです。

これは2011年に幕別町も制度化しまして、実際にこれまで実績がどのぐらいあったかということから見て、これはやはり制度があってもないに等しいのではないかと、私、正直思いました。といいまするのは、要するに一部負担金、病院にかかるときに窓口の負担を軽減してもらう制度、減免してもらう制度なのですけれども、結局いろんな縛りがあって該当しないのです。幕別町の場合ですと四つの基準、国の基準と同じです。四つの基準があって、それに該当しなかったらだめですよと、きちっとうたわれています。一つには震災や風水害、もう一つは干ばつ、冷害、凍害、農作物の不作のときと

か、そういうふうな理由があつて著しく収入が減少した、あるいは会社が倒産した、事業所が休廃止したというようなことが理由で、つまり突発的な大変なことが起きたときには救われるのですが、さっき言ったように所得ゼロから100万円とかという恒常的に所得が低いところは、これでは救われないのです。その結果、実施がゼロ。これは幕別町だけではないのです。もうゼロのところは北海道、圧倒的に多いのです。

そこで、みんなゼロなのかなと思いましたが、これ一度紹介しましたが、やはり相当数幕別より人口が少なくてもきちっと活用して、利用を促進している自治体もありました。苫小牧であるとか、あるいは深川であるとか、私はこの間、赤平の調査もさせていただいたのですが、ここは人口は少ない町ですが、1年間で117人の実績があります。幕別はゼロですが、ここは117人。どうして実績こんなにあるのですかということでお尋ねしましたら、幕別町の基準となる四つの項目プラス5番目があるのです。この5番目は、4番目まではうちと同じなのです、けれども5番目が特別な事情により支出が著しく増加した、つまり生活が困難になったというときにやる。この特別な事情というのは、台風なのか、そういった、冷害なのかというふうに聞きましたら、いや、生活が苦しくなったという事情は、やっぱり苦しいという事情は特別というふうに見ています。つまり、きちっと生活できないわけですから、だから特別大変ですよということと5番目を設けて、そして適用したところ、1年間に117人の実績がありましたということとあります。こういったことも十分研究する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一部負担金の軽減につきましては、今は国どおりの規則を持って実施しているわけでありまして。

5月に国保税率を引き上げる際に、何とか低所得者が窓口にお金がなくても行ける、気軽に行けるようなことができないのかなということは考えました。そういった中で、赤平市の事例も勉強させていただきました。言ってみれば恒常的に低所得者に対して窓口の一部負担を免除したり、2分の1にしたり、そういうような形で実施されているということとあります。そうなりますと、同じような形でやりますと、例えばその基準を生保基準以下というふうに考えますと、やはり財政支出の面でネックになってくるわけで、これはあくまでも推計でありますけれども、本町の場合でいくと恐らく年額800万円程度は必要になってくるのかな、これは安く見積もってというか低く見積もっての話であります。

これ非常にやり始めると幾らになるかわからないという恐ろしさも実はありまして、ここは慎重に考えなければならないというふうに思っていますし、もう少し赤平以外の大都市でもやっているとするならば、苫小牧などは物すごい金額になるかと思うのですが、実際そうはなっていないやにも聞いておりますので、もう少し、先ほどの答弁でお答えいたしましたように、どこまで町として対応できるかということについて、さらに研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） いろんな自治体の事例を引いて研究していただきたい。それで、そんなに遅くならないで結論を出していただきたい。といいますのは、さっき言いましたように、もうこの数年間で42万円も年金が減っていくというような中での暮らしを支えている皆さんの命と健康を守る、健康を守れたら大体手おくれ死だとか、いろんな事例を聞くと、我慢して病院に行かない結果が悲惨な事態になっている、あるいは我慢して行った結果、病気が重くなって逆に医療費が、保険持ち出しも多くなるということですから、一つは予防医療、いろんな保健活動ありますけれども、やるのと同時に、そういった病院にかからなくてはならない状況が生まれたときには、お金の心配なく行ける仕組みも十分検討していただきたい。

町長は、今、生保ぎりぎりとおっしゃいましたけれども、実は先ほど紹介した苫小牧は生保の115%ですから、生保基準よりちょっと高いのです。そういうところもあります。しかし、そんなに持ち出しは多くありません。ですから、その辺はきちっと研究していただくのと、周知です。ほとんど知ら

ないのですよ。知らされていない。これはいろんな通達が、こういう状況を受けて厚労省も、それからこれは 24 年の 2 月に北海道の保健福祉部健康安全局参事という人の文書も町に届いていると思うのですが、やっぱり被保険者に対する減免制度の周知に一層ご尽力をいただきたい、これ周知されていないのですよ。ここもあります。それから、このとき、これはもちろんバックには国があるのですけれども、そこそこの町が基準を超えてやることは構いませんよということも言っているのです。これ全く町が 800 万円も持ち出すわけではないですよ。きちっと財政的な支援も活用の道はあるわけですから、そういったことも考えれば早い時期に決断できると思うのですが、もう一回どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） ただいま議員がおっしゃいました周知の関係ですけれども、広報紙等での周知、それとあと被保険者証の交付時にあわせてその内容を記載したパンフレットを同封しておりますけれども、やはり周知が足りないというお話でございますので、いろいろな機会を捉えて、この一部負担金減免制度について周知を図っていきたいと考えております。

また、先ほど言われましたように国の基準を超えて一部負担金減免をした場合は、調整交付金のほうで半額、半分ですが、措置されるということもなっておりますので、そういうことでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 例えば 800 万円としたら 400 万円で済むと、頑張っていたきたい、このように思います。そのことはぜひ期間を置かないで頑張っていたきたい。というのは高齢者の中の手おくれ死というのがどんどん広がっていきまして、これも前に紹介しましたけれども、これは全日本民医連機関という限られた医療機関の調査ですから全体を反映したものではありませんけれども、昨年 1 年間、全国 646 の事業所で調査をしたところ、病院にかかりたくてかかれなくて亡くなった事例というのが 63 あったと、そのうち北海道が 5 件ありましたというのが、都道府県別の事例としても出されているのです。ですから、幕別からはこういう状況が生まれないように早目の検討と、そして、よい内容の結論、構築をしていただきたい、このように思います。

さて、最後になります。広域化の制度で後退を招かないということですね。

広域化のことにつきましては、実は私、町長は一番最初の答弁の中で、これは安定的な制度を維持する上で、道が責任主体となってやることは期待されている、町長たちはそういう運動をされてきましたから、当然期待されるのだろうなと思うのですが、私は実は期待できないと思っています。

というのは、後期高齢者医療制度とちょっと違いますけれども、後期高齢者医療制度は独立した自治体、行政の母体をつくって独自運営ですけれども、これは北海道がやるわけです。それで一つには、やはり自治体の裁量を残して北海道が運営しますよということなのですね。今言うような、例えば窓口の一部減免制度をそれぞれの町で工夫してつくる、あるいは一般会計からの持ち出しもそれぞれ考えてやる、そういった独自の努力があつて国保は維持されてきたのですけれども、一本化されるとそれがどんどん削られてきているのが、後期高齢者医療制度を見ていると本当に明らかになってくるのです。

最初は市町村の裁量を認めますと、ここ、これにも書いてあります。だから、認めていただけるのだと思うのですけれども、どんどん年数がたって、後期高齢者医療制度は実は今年で丸 10 年ですよ。あの制度も、導入するときには、高齢者を年齢で差別して、そして一人一人に保険料負担をかける大変重たい制度でということで、多くの人たちから懸念の声が寄せられたのです。それに応えるために国は、いや、負担は重くなりませんということで免除制度を特別つくりましたよね、最高 9 割まで。それも段階的に廃止です。なくしてしまうのですよ。

だから、入れるときはそうやっていろんな柔軟対策をとるのだけれども、一定制度としてもうでき上がったぞとなると、がんと上げていくと、これは本当にひどいことだと思うのです。国保も実はそうなるのではないかと、最初は市町村の裁量を認めますよと、自分たちで決めていいですよと、一般会計からの繰り入れもいいですよと言うのですけれども、何をやってもいいというのだった

ら一本化する必要はないではないですか。それをそういうふうにしてくるわけですから、やっぱりこれは危機感を持っていただきたいと思います。

特に私、ここにも書きましたけれども、広域化について町が出している資料の中に保険料を決めるとき、いろんなこれからのことですからイメージ図なのですけども、そこにこうやって書いてあるのです。都道府県が定めた標準的な保険料算定方式を、要するに道がつくり、道が目安をつくるから、それに合わせて保険料を決めてくださいということで、目安ですからそのとおりでなくていいですよ。だけれども、その下に米印で、1回目に申しあげました標準保険料よりも安い保険料……、ごめんなさい、収納率が要するに高いところについては保険料を安くしてもいいよと、だからみんなにどんどん、取り立て強化という言葉はちょっとよくないですけども、そういうふうにしていけば収納率を上げたらあなたのところは保険料を安くしていいよ、こういう操作の言葉が必ず入っているのです。確かにそれは収納率も大事です。それは、収納率を上げるのには払える保険料をきちっと決めて決める、そういうことが大事なのだけれども、実際にさっき言ったように保険料の負担は他の保険から比べたら倍近く高い、そういう中でこんなふうに収納率が高かったら保険料を下げてもいいよ。裏返せば、収納率が高くなかったら保険料は上げなさいということではないですか。こういう指導が現実には始まって広域化が進んでいくということを非常に心配します。

本来は住民の皆さんの命と健康を預かる大切な保険制度ですから、一番身近なところで、見えるところで、この町がずっとやっていけたら一番いいと思っています。困難な状況があるあつて先ほどから申しあげていますので、こういった道に期待をされるという町長の気持ちが全くわからないわけではないですが、住民はやっぱり大変になると思います。その辺を十分踏まえて臨んでいただきたい。これからの計画とあわせて伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 個々につきましては、都道府県が運営主体になるとしても、現時点では引き続き市町村が賦課・徴収を行うということになっております。これを今からうそだろろうということにはなりませんし、そういった中で、先ほども広域連合の話が出ましたけれども、そういった轍を踏まないというか、そういう前例もありますので、しっかりと町村会を通じて訴えかけをしまいたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） くどういふですけども、今、北海道にはそれぞれ広域でやっているところもありますから、保険組合、要するに157あるのです。この中で幕別の保険料、実は83番目、ここから変わっていますから、もっと高くなっています、これ昨年の資料ですから。それで、今、幕別町の保険料は十勝管内では4番目ということで、この間、説明をいただきました。ですから、ぐんと、この資料では十勝で11番目になっていますから少なくとも5番は上がっただろうと思うのですけれども、それぞれの町のいろんな努力によって157通りの保険、157通りの医療の提供というのは、基本は同じであっても、工夫してつくられてきている、これはやっぱり堅持していただきたいのですよ。それが心配です。

町で独自でやっていたものが、それはないでしょうというようなことを、もちろん強く強く言っていたきたいですし、それはあつたらだめです。そんなことがあつたらだめですし、やっぱり収納率も全然違うのですよ。90%を超えているところが多いのですけれども、やっぱり漁業の町であるとか、そういったところは80%台のところはずらっと並んでいます。結局そういう、幕別町でも大変だけれども、もっと困難な状況の市町村もあるわけですね。そこうちの町も、帯広も、音更も、芽室も、全部プールになって北海道が運営管理ということで、独自性は認めますからねという中でも、明らかに出発の段階から無理がかかるような流れが見えてくるわけですね。

ですから、これからが、今2018年であつて2年間ですか、ここで町がどんどん意見を上げながら現状を後退させない確約をとっていき、その手だてなのですけれども、5月の説明ではまだまだ何か担当者会議程度でというようなことしか伺ってないのです。実際は、これからどんな作業になつていて、

町長の思いはどこで反映して、そしてきちっとスタートするときには確実に現状維持できるという保証、そういうのをとっていただきたいと思いますが、その道筋を示していただけますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、担当者レベルでの意見交換をやっている最中でありますので、今後それが積み上がってきてフレームが決まっていくということになると思います。

ただ、そのスケジュールについては承知してはおりませんが、今、中橋議員がおっしゃった懸念される事項については我が町だけではなくて、それこそおっしゃいました沿岸部の市町村はもっと厳しい状況にあるのだろうというふうに思いますので、これは本当に全道町村会としてどうしていくのか、あるいは、十勝町村会として北海道町村会としてどうするのだということをしつかり意見集約して反映させていくべきだというふうに思っていますので、それがいつだということは言えませんが、そのとき適宜そういった取り組みをしなければならないというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） これで終わります。担当者は担当者で汗をかかれていくと思いますので、首長の責任というのは、やはりそのこの制度の根幹にかかわるところを握って離さないという姿勢が大事だと思いますし、十勝の中でもぜひイニシアチブをとっていただいて臨んでいただきたい、このことを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:20 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

女性が生き生きと暮らせる環境整備を。

1945年、「将来の世代を戦争の惨禍から救う」ために創設された国連は、国連憲章の前文に、国際文書として初めて男女平等をうたい、女性の人権と地位向上の取り組みを重視してきました。この流れを強めていくために、1975年に世界女性会議を開催するとともに、1979年には、女性の権利全般について初めての法的な拘束力を持つ条約として、女性差別撤廃条約が制定されました。

1985年に日本政府は条約を批准し、男女雇用機会均等法制定、高校家庭科の男女共修、育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法など、一定の法律を整備しました。しかし、法律ができては法律そのものを広く知らせ、徹底させる努力をしない限り現実には生かされません。

安倍政権は「女性が輝く社会」「女性の活躍」を強調していますが、女性差別撤廃条約を全面的に実施していくとは、一言も言いません。

女性の雇用労働者はふえています。非正規労働者の女性比率が56%と急増する中で、賃金は5人以上の事業所では男性の51.6%、30人以上の事業所では52.6%という低賃金であり、そのまま老後の低年金化につながっています。

また、働く女性の約6割が、妊娠・出産を機に退職した後に再就職しようとしても、正規職を見つけるのは困難な状況です。子育てしながら積み上げた経験を生かし働き続けたいと希望する女性も増加しています。

以下、次の点について伺います。

1、男女共同参画条例の制定を。

2、町の取り組みとして、①政策・方針決定過程への女性職員の参画の拡大を。

- ②男女共同参画の意義について理解を深めるため、女性職員だけでなく、男性職員にも研修を。
- ③職業や生き方など、子供のころから多様な選択を可能にする教育の促進を。

### 3、民間事業者への指導を。

- ①産前・産後の休暇の保障を。
- ②母親はもちろん、父親にも育児休暇の保障を。
- ③育児休暇後も働き続けられる身分の保障を。
- ④子育て中の女性の賃金は男性の約39%の水準である。男女の賃金格差の是正を。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「女性が生き生きと暮らせる環境整備を」についてであります。

男女共同参画社会の実現に向けましては、職場・地域・家庭において、男女がともに責任を分かち合い、社会のあらゆる分野に平等に参画し、それぞれの個性と能力を発揮することが重要であると認識いたしております。

また、少子高齢化の急速な進展を背景に、労働力人口の減少により経済の停滞や社会保障制度の持続性に対する不安などが高まっている中、女性の社会進出が一層期待されているところであり、国におきましては、昨年9月、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる女性活躍推進法を制定し、社会への女性の参画の拡大を図っているところであります。

ご質問の1点目、「男女共同参画条例の制定を」についてであります。

道内の市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況につきましては、昨年4月1日現在で12市6町となっており、十勝管内においては、芽室町と士幌町の2町が制定しております。

本町においては、男女共同参画に関する条例はありませんが、第5期幕別町総合計画の中で、男女共同参画社会の形成に向けて、住民の方々の理解を深めることや男女が平等に参画できる機会を拡充すること、そして、子育て支援策の充実を図ることなどに取り組むこととしているところであり、男女共同参画社会の実現に向けまして、公共施設内にPRポスターやパンフレットを配布しており、女性の社会参画に関する講演会やシンポジウムの案内を広報紙等で周知・啓発するほか、今後は、町独自で講演会を実施したいと考えております。

また、特に女性が社会に参画しやすい環境をつくるために、保育事業や子育て支援事業の拡充に努めてまいります。

ご質問の2点目、「町の取り組みとして」についてであります。

初めに、「政策・方針決定過程への女性職員の参画の拡大を」についてであります。

本町におきましては、平成28年度から37年度までの10年を期間とする「女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画」を本年3月に策定し、職員が仕事と生活の調和のとれた生活を送るとともに、女性職員が生き生きと活躍することができる職場づくりを進めているところであります。

合併後の女性職員数の割合は、増加傾向にあり、平成18年の合併時には女性管理職はおりませんでしたが、28年4月現在の状況で申し上げますと、部長職1人、課長職2人の計3人が女性で、一般行政職の管理職に占める割合は8.8%となっております。

また、平成18年4月に23.0%だった女性の係長職も、28年4月には、26.3%と3.3ポイント増加しているところであります。

内閣府が取りまとめた、「女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移」によりますと、地方公共団体における本庁課長相当職以上の女性職員の割合は、平成27年4月現在ではありますが、都道府県で7.7%、市区町村で12.6%となっており、このうち、全道の市町村の一般行政職に占める女性管理職の割合は6.5%で、本町の昨年の割合は9.7%でありますので、全道の割合を3.2ポイント上回っております。

このほか、各種計画の策定過程における参画状況を申し上げますと、昨年度、見直しを行いました第4次の行政改革大綱と推進計画の策定における「行政改革推進本部専門部会」の部員24名中、女性職員は6人で、割合で申し上げますと25.0%でありました。

また、これから策定を進めてまいります第6期幕別町総合計画にかかわり庁内に設置いたしました「総合計画策定委員会専門部会」の部員21名中、女性職員は4人で、19.0%となっているなど、女性職員も、政策・方針決定のさまざまな場面で活躍しているところであります。

今後におきましても、男女を問わず、本人の意欲と能力に基づく任用を進め、女性職員が、本町の政策・方針の決定過程に積極的にかかわることができる環境づくりになお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、「男女共同参画の意義について理解を深めるため、女性職員だけではなく男性職員にも研修を」についてであります。

今後、少子高齢化が進んでいく社会において、家事や育児、介護等、家庭での役割が、性別により偏ることのないよう、職場においても性別による役割の分担意識の解消を進めていくことが求められており、本町といたしましても、男女共同参画について、職員の理解を一層深める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

男女共同参画に関係する研修といたしましては、昨年度に職場のハラスメント研修を開催し、参加96人のうち60人が男性職員で、ハラスメントについての基本的な理解を深めたところであります。

今後におきましても、機会を捉え男女共同参画にかかわる研修メニューを用意し、職員の理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「職業や生き方など、子供のころから多様な選択を可能にする教育の促進を」についてであります。

現在、少子高齢化が進む中、産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等により、就職・進学を問わず、子供たちの進路をめぐる環境は大きく変化しております。

また、若者の勤労観、職業観の未成熟や社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さなど、若者の職業に関する課題が指摘されているところであります。

このような中、子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための「力」が求められており、その基盤をつくるためには、学校教育のみならず、家庭・地域・学校が連携して同じ目標に向かう協力体制を築くことが重要であります。

現在、本町各小中学校におきましては、「生きる力」を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するさまざまな課題に、柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人として自立していくことができるよう、学習指導要領に基づき、キャリア教育として教育課程に位置づけて、「学ぶこと」と「働くこと」を関係づけながら、職業や進路に関する学習や職業体験等を行っているところであります。

本町といたしましては、今後とも男女を問わず、子供たちが、自己の生き方を考え、学ぶことと働くことの意義を理解し幅広い進路選択への関心が高まるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「民間事業者への指導を」についてであります。

初めに、「産前・産後の休暇の保障を」と、「母親はもちろん、父親にも育児休暇の保障を」「育児休暇後も働き続けられる身分の保障を」は、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

産前・産後休業につきましては、「労働基準法」において、産前休業は、出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合にあっては、14週間前から請求により取得することができ、また、産後休業は、出産の翌日から8週間は就業させてはならないと定められているものであります。

また、育児休業は、いわゆる「育児・介護休業法」において、1歳に満たない子供を養育する労働者は、申し出により、子供が1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業することができると定められており、女性のみならず、男性も育児休業を取得できるものであり、父母がともに育児休業を取得する場合には、子供が1歳2か月になるまでの間に1年間育児休業を取得することができ



るものであります。

「育児休業後も働き続けられる身分の保障」につきましては、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」において、労働者の妊娠や出産、産前産後休業や育児休業を取得したことなどを理由として、労働者を解雇したり不利益な取り扱いをしたりすることは禁止されているところであります。

労働条件の確保は、全国統一的に行われる必要がありますことから、国により統一的に実施しており、厚生労働省や都道府県労働局の指揮監督のもと、労働基準監督署では、個別の事業場に対し監督を行い、労働基準関係法令違反の是正指導を行っております。

また、労働基準監督官は、重大悪質な労働基準関係法令違反の事案を送検するほか、申告や相談の受け付け、労使協定の受理や指導、労働基準関係法令の周知などを行っております。

本町では、毎年実施している事業所雇用実態調査において、産前・産後休業制度や育児休業制度の導入状況等についても調査を行っておりますが、さらに調査項目の拡大など精査を行い、町内事業所の雇用条件の実態把握に努めるとともに、女性が働き続けられる職場づくりに向けた支援策について、商工会と協議してまいりたいと考えております。

次に、4番目の「子育て中の女性の賃金は男性の約39%の水準である。男女の賃金格差の是正を」についてであります。

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは重要であり、男女雇用機会均等法の施行により法的枠組みは整備されてきたところであります。

しかしながら、ご質問にありますとおり、経済協力開発機構（OECD）の「世界の男女間格差に関するレポート」によりますと、日本の16歳未満の子供を持つ25歳から44歳の男女の一般労働者の賃金格差は、男性の賃金を100とした場合の女性賃金は39%であります。

一方、昨年度の賃金構造基本統計調査では、25歳から44歳の全ての一般労働者の男女間賃金格差は、男性の賃金を100とした場合の女性賃金は78.8%となっております。

男女間の賃金格差の発生原因は、採用時の条件や勤務年数など多種多様であります。最大の要因は男女間の職階の差であると考えられるところであり、男女間賃金格差は多くの場合、賃金制度そのものの問題というよりは、登用や職場配置など人事による問題や勤務年数に起因しているものと考えられます。

本町といたしましては、産前・産後休業制度や育児休業制度などの周知とあわせて、国が作成した「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を事業所に配付するなど、雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保につきましても周知に努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 再質問をさせていただきます。

まず、男女共同参画条例の制定、このところでは制定ということは考えていないというふうを受け取っております。しかし、この男女共同参画条例をつくることによりまして、本当に女性が生き生きと、それと同時に男性も生き生きと暮らしていける、こういうことにつながっていくと考えております。

また、この中でジェンダーってということも言われておりまして、これは生物的な性の違いではなく、女らしさ、男らしさ、男は仕事、女は家庭、これは私たちの年代は特にそのように育てられてきておりますけれども、社会的、文化的につくられた性差、性別のことを言うというふうに定められております。そういう中では、やはり参画条例、そのことがあることによりまして、その町民ですとか、それから男性も女性もきちっとそのことを理解する、深めていくことになると思います。

それで男女共同参画社会、このことについては女性が差別されることだけではありません。どのようにお考えか、この社会がどのような社会になっていくのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、性別に関係なく男女それぞれがこの社会に対して、あるいは職場に対して、等しく責任を持っているものというふうに考えております。それが、今、野原議員がおっしゃったように、男は働くもので女性は家庭を守るものという古くからの考え方の中で、それはまだ、いまだに払拭されずに、その形が残っているのだろうなというふうに思っておりますので、そこはやはり男性であろうが女性であろうが、生きていく中で等しく義務を負い、責任を果たしていくことが当然であろうというふうに思っておりますし、条例の制定をとということでもありますけれども、ひとつその条例をつくることによって、町としての姿勢を示すことは確かに重要であるとも思いますけれども、形だけということもありますので、形だけではなくて、私は、實際上、本当に共同参画ができるような、いろんな事業であったり啓発活動が大事であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 私もそのように思います。ですけれども、まだまだこの日本の社会の中では、役割分担、男性、女性の役割分担というところが、まだまだ根強く残っているというふうに受けとめております。それは、今、子育て中のお母さんたち、それから高齢者になっても年金の格差の問題ですとか、さまざまな状況の中でその格差は残っております。それを解消していくためにはどうするかということでは、確かに国のそういう推進の力もあると思いますけれども、町でできることは町で対策をしっかりとつくっていくということが大事だと思っております。

それでは、それをどうするかということで、実際に幕別町でどのような手だてをとっているかということで、今お答えいただいておりますけれども、その男女共同参画社会の実現に向けまして、公共施設内にPRのポスターやパンフレットを配布している。それから、女性の社会参画に関する講演会やシンポジウムの案内を広報紙等で周知している。このようにお答えになっております。今後、町としても独自に講演会を実施したいと考えているというお答えですけれども、これだけで実際にそのことが解消されるのでしょうか。

例えば、その講演会やシンポジウムの案内、これは町独自ではないというふうに受けとめておりますけれども、実際にどのようなことが行われてきたのか。また、町独自の講演会を実施したいというふうにお答えになっておりますけれども、この幕別町の社会教育にかかわる資料をいただいておりますけれども、この中で、男女共同参画推進のための支援、これを行うとうたっておりますけれども、実際に学習そのものも行っていないという現状です。それでは、このジェンダー視点、それから男女共同参画の政策の推進、脇に追いやられているのではないかと、私はそのように思います。その点はどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにこれまでの経過、過去の実績というものを振り返れば、やはり力が足りなかったかなとそういう反省も持っておりますし、また、これ、なかなか個々の意識を変えていくということは非常に難しいわけでありまして、まず、個々の意識が変わること。そして、それぞれの事業所、経営者の考え方も変わっていかなければ、なかなかうまく男女共同参画といってもできないわけで、結婚、出産でそこで会社をやめてしまうということになりますと、そこで会社の中では果たしていけない、参画が果たしていけないということもありますので、事業所における理解、働き続けられる、そして女性も社会に対して、会社の中において責任を持って使命を果たすということができることが必要であろうというふうに思っているところでございます。

したがいまして、簡単ではないのでありますけれども、町としての単独の講演会であったり、啓発活動はもちろんでありますし、またこれ働く場、商工会との連携も必要になってまいりましょうし、町ぐるみでそういう機運を高めるということは必要であろうというふうに思います。簡単ではないのでありますけれども、これまでの反省を踏まえてですね、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） この男女共同参画というのは、働き方だけではありませんよね。考え方、ジェンダーをどう見るか。それから男性、女性の役割をどう見るか。その基本的な考えがきちっと定まっ

ていなければ、町独自の施策ですとか、それから事業所に対する指導も定まらないと思うのです。そのためにこの条例が私は必要だというふうに思うのです。

確かに、まだまだ働き方とか、そういうところには問題はありますけれども、男女共同参画のこの基本計画の中には、政策・方針決定への女性の参画の拡大、それから社会保障制度の問題、また男性にとっての男女共同参画はどうあるべきか、それから女性の活躍の促進、こういうふうにして、女性への暴力の根絶ですとか、さまざまな計画が、これは国ですけれど、国の計画があります。これが15分野にわたっているのですね。こういう視点で、町民に対する啓発、それからまずは自治体としての町の役割、それから事業所への指導、ここが行っていくことが大事だということで、この視点がなければ、働き方だけでは十分ではないと思います。その視点をどうするかということ、意識を高めていく、研修をしていく、その視点でこの参画条例が必要ではないかというふうに、私は今回質問をしているわけで、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、条例をつくることに全面的に否定をするものではありませんけれども、先進事例を見る中で、その条例の内容というのは、どちらかというと精神的なものをうたい込んでいくということがほとんどなのかなというふうに思っております。

そうであっても、条例をつくる上で、住民が多数参画して機運を盛り上げることは、これは非常に素晴らしいことだというふうにも思っております。だから、全く条例をつくらないと言いませんけれども、やはり一番は実際に皆さんが、町民の皆さんが、男性も女性も家庭において、職場において、あるいは社会に出た中で、気持ちを持つということ、男女共同参画をしていく、特に女性がしっかり社会進出をしていくのだという気持ちを持つことだというふうに思いますので、そこを条例があればできるわけでもありませんので、実際上の問題として、事業展開の中でやっていくべきなのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 条例がなくてもそのように町の施策の中で推進していく、この姿勢が十分であれば、それは条例がなくてもいいのかもしれない。

しかし、今の施策の中を見ましても、さまざまところで、まだまだ男性優位の施策が強いのではないかという思いがあります。そういう中では、この参画条例があることによりまして、そこに立ち返ってこの施策はどうなのかと検証することができると思うのです。そういう意味では、条例を持つのと持たないのとでは、その立ち返る場所があるということでは、大きな役割を果たすのではないかと思います、その点いかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 条例でかなり細かい部分、例えば数値目標を掲げるとか、そういう場合があればそこに立ち返るということもあるのでしょうか、多くは条例に基づいて実施計画といいますか、推進計画のようなものをつくって、その中で個々の施策を推進していった検証するという形になるかと思っております。

そうすると、役場においてでも計画をつくりました。そういったものをつくった上で検証していくことが必要であって、町職員がそういう計画をつくったことも一つの範として、範というか、そういうことも各事業所、経営者の皆さんにお示しをしながら、そういったことを各事業所においてもつくっていただくといったことも働きかける、それを働きかけることも大切であろうというふうに思いますし、そのほかにも講演会もありましょう、日々の啓発というものもありましょう、そういうものを通じて、實際上、男女共同参画の意識が芽生えるように、特に家庭内において、私は一番問題があるかなと私個人は思っています。

というのは、先ほどから出ております、男は働く人で女性は家庭を守る人というのは、そんなような意識がなかなか抜けきらない。ですから、やはり家庭教育といいますか、夫婦間において、しっかり私も働いているのであれば、会社に対して、社会に対して責任があるのだから、例えば子供が病気

になったときに、私だけではなくてあなたも等しく病院に連れて行ってよとか、家事だってお互いに分担をするとか、そういったことの意識づけをすることが大切であろうというふうに思いますので、これは簡単なことではありませんけれども、地道に取り組んでいくことが必要であろうというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今、町長の答弁の中で、まず家庭が第一義ではないかというお答えでした。本当にそうでしょうか。確かにそれもそうですけれども、やはりここで言えば、役場、庁舎の中で、事業所の中で、そういうところで男性も女性も、男女共同参画というのはどういうことなのか、働き方だけなのか、そういう視点でのやはり考え方の論議、生き方の論議、そういうことが必要だと思うのです。そのことによって、家庭でもやり、職場でもやり、地域でもやる。そういうことが相乗的に働いて、働きやすい、暮らしやすい社会がつくられていくというふうに私は思っています。その点はもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、家庭でのそういう等しく分担をすることが全てだというふうな意味で言ったわけではなくて、そういうところにもやはりあらわれている。そこがやはり直らないと、社会に出ても意識というのは変わっていかないのだろうなという意味で申し上げたわけであります。

そして、この職場、町の職場であれば、やはり私が、しっかりと女性も男性も責務を果たしていく、そして女性だからこれはできないわということと言わせたくありませんし、しっかりとその資質、能力に応じて職責を果たしてもらい、そういう観点から私は任用をしていきたいというふうに思いますし、そのことが、周りの民間企業に対してもはっきりとわかる、感じ取れるような形になればありがたいなとも思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 参画条例の制定は、今のところ考えていらっしやらないというふうに私は受け取りました。

それでは、今まで講演会ですとか、シンポジウムですとか、具体的にどういことをされたのか。それから、今後、町独自でどのような講演を実施したいと考えているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） これまでは、町独自にこれに関する講演会、シンポジウム等々設けたことはございませんが、近隣町村でありますとか、帯広市ジェンダー協会とか、そういうところで主催されている講演会のプログラムを、うちの女性団体とかに配ったりとか、その程度の活動が今は主です。

あと、例えば男女共同参画にかかわりがあるという形での、例えばジェンダー協会から渡される女性の意識を変えるものとして、家庭内の暴力ですとか、そういうところの被害防止のためのリーフレットなどを、女性が入り出す場所に置くとか、そういう形での女性自身の意識啓発というところに努めてきているというのが現状です。

今後については、近隣町で既に条例のある町があったり、それからそういう市民団体とかと協力しながら、町独自でどんな講演会を持っていけるのかとか検討していきたいと考えています。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 学校教育、家庭教育の中で、まだまだ男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという育てられてきている方もまだまだいらっしやる。そういう中では、やはり男女共同参画の視点、ジェンダーの視点で、改めて社会に出てからも学び直す。そういうことが、女性が生き生きと、男性も生き生きと暮らしていけるということにつながると思います。

私たちの年代は、皆さんわかるかどうかわかりませんが、「三界に家なし」と育てられた世代ですので、社会に出て、やはりそういうことはおかしいのではないかと気がつきました。まだまだそ

ういう教育が行き届いてないということがありますので、ぜひそういう点では積極的にジェンダー視点での講習、それから研究会などを女性にも男性にもしていただきたいというふうに思います。

次に、町の取り組みにということで、女性職員の参画状況ということでは、全国的にはまだまだ到達していないという状況です、お答えの中では。しかし、北海道では女性管理職の割合は3.2ポイント上回っているという報告をいただいておりますけれども、やはりこの点も女性が仕事に対して意欲を持っていく、そこもまた大事だと思います。そういう研修もしながら、政策にかかわっていく、そういう手だても必要だと思っておりますが、その手だてはどのように行っていきたいかということもお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員と私は、多少年齢は違いますが、ほぼ同じ年代に属する、同じ考え方に属する年代の範疇なのかなと。私も確かに、役所に入ったときには、やはり男女雇用均等の精神はなかったというふうに思っております。女性だからこれはできないとか、あの部署は女性は無理だとか、そういうような任用の仕方ですときました。

ただ、最近は採用時点で、しっかりとこう上級試験に受かって採用されている女性職員もたくさんおりますので、私は能力的には全く変わらない。むしろそれは任命側がしっかりと使うというか、働いてもらう、そういうような任用をすることが大切だろうというふうに思っております。

したがって、研修も、その任用をするためには当然研修も同じように等しく研修の機会も与えられているわけでありますので、特に女性を育てるといったら、またこれは差別になりますからおかしいのですが、私は平等に、それこそ機会均等と言いますか、研修機会の均等、職に携わる機会の均等、あるいは、企画立案する場面での機会を与えたりとか、そういうところは男女分け隔てなく進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

それで、1番ともかかわりますけれども、男性にもそういう研修の場をということで、今お答えいただいたのは、ハラスメント研修というふうにお答えいただいております。これだけでは不十分だと思います。このほかにもさまざまな立場での研修があつてこそ、男性も女性も力を合わせて、それでジェンダー視点に立った政策立案、それから働き方ができると思いますけれども、これからどのような研修をしていくのか、そこも本当に大事だと思います。ただ行いますではなくて、具体的にどのような研修を行っていくのかという計画を持たなければ、進まないと思うのです。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の段階で、どんな内容の研修でどこから講師を呼んでこういう内容でやりますよということちょっと申し上げられませんが、やはり外から、狭いこの環境の中で意識を持っているのと、外から考え方を聞くということは、大きな刺激になってまいりますので、そういう機会は設けていきたいというふうに思います。

それとともに、やはり大事なのは日常的な職員の相互牽制といいますか、研修で意識をし直すという、そういう上司からの助言であつたり、仲間同士の意見交換であつたりということも非常に大切だということに思っておりますので、そのことを念頭に置きながら、日々の業務に当たっていくこと、これについても取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 今後に期待したいと思います。

次、2の③なのですが、子供のころから多様な選択を可能にする教育の促進をということで、ご答弁の中では、キャリア教育として教育課程に位置づけて学ぶこと、働くこと、これに関係づけながら、職業や進路に関する学習や職業体験等を行っているところでありますというお答えをいただいております。

それで、今の子供たちの状況なのですが、どのように捉えているのかなということなのですが、子供たちの意識調査という一覧表なのですが、ちょっと私の手元にありまして、2010年ですからちょっと古いのですが、2010年10月11日アンケートいたしました1都4県の5つの小学校在籍児童2,939名で、2,827名の回答の調査ということなのですが、自分に自信があるかという、そういうアンケートに対しまして、小学校の1年生は21.7%、6年生になりますと3.8%に落ちております。そして、遊ぶのが好きかということに対しましては、1年生が48.9%、6年生が60.7%になっております。勉強が好きかということに対しましては、1年生が25.6%、6年生になりますと6.6%に減っております。

こういう状況の中で、自分に自信が持てないということが学年が進むごとに低くなっております。こういう中で、本当に将来に向けて自分がどういうことに興味を持ち、どういう職業につく、その見通し、小学校の時代ではまだ見通しは立たないと思いますけれども、そういう学ぶ中で中学校、高校へ行く、そういう過程の中でどういう生き方をしていくかということが、基礎からこのところは問われてくることではないかと思ひまして、この状況、幕別小学校はどのような状況なのか、幕別全体の小学校、中学校、押さえられる範囲でいいのですけれども、ちょっとお答えをいただきたいのです。そのことが将来の生き方につながってくると思ひますので、ちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 教育長。

○教育長（田村修一） ただいまご質問ありました、自分に自信があるか、勉強が好きか嫌いかとかという、勉強が好きか嫌いかという質問については、全国学力調査の中の質問紙の中でそういう傾向の質問、全く同じ設問ではないのですけれども、そういうような質問がありますが、ちょっと今、私、手元にそういう資料を持ってきておりません。自分に自信があるかどうかというのは、これはちょっと町内でも調べたことがないので、具体的な数字はわかりません。

ただ、今、野原議員が言われたようなこと、日本の子供は高校生も含めまして、自分に自信を持っているかどうかという、これはもう国際的な調査の中でも非常にその自信を持っているという子供が少ないという傾向だと言われております。

この後、新しい学習指導要領が改訂されますけれども、そういうようなところにも自信を持たせるような教育というのも盛り込んでいくというふうには聞いております。現状、町内の状況については不明です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 質問項目にはちょっとなかったものですから、申しわけありません。

しかし、このことが将来の職業についたときに、自分が自信がある、そして積み上げてきたものがあるというそのことが自信につながると、職業の選択の幅も広がるし、視野も広がるのではないかと。そういう視点での、やはり子供たちに職業とか生き方ですとか、そういうことを学ぶ機会をふやしていくということが大事ではないかと思うのです。

今の子供たちの状況を見ますと、本当に余暇が少ないという、それから何ていうのでしょうか、塾に行ったりですとか、そういうことで子供と子供が触れ合い、そしてお互いに切磋琢磨していくという、そういう場所が非常に少ないということも聞いております。

そういうことの積み上げの中で、豊かな暮らし方、勉強とか経済とか、そういうことだけではなく、人として豊かに生きていく、その中で将来の見通しも立ってくるのではないかと思ひますので、そういう視点での学校への指導ということもきちっと位置づけていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど町長の答弁の中で、学習指導要領に基づいてキャリア教育を行っているというお答えさせていただきましたけれども、これ、実はキャリア教育という、言葉のくくりで言うとそういうくくりになっていきますけれども、学習指導要領の目標ですとか、指導の内容ということ

規定、定められている中には、このキャリア教育ということではなくて、総合的な学習の時間ですとか、特別な活動の中で、自己の生き方を考えると、これは小学校も中学校もそうなのですけれども、自分の適性を見きわめる。そして、職業や自己の将来に関する学習を行うと。さらに、将来の生き方を考えるという学習活動を盛り込みなさいということが、学習指導要領の中には定められているところがございます。

それに従いまして、町内の小学校、中学校でもこれに沿った形の教育、今申し上げました自分の生き方をどういうふうにすべきかという、考えること。さらに、職業のことにつきましては、地域の職業を調べて、働いている人たちは社会にどういう貢献をしているのか、社会においてどういう役割を果たしているのかというのを調べて、それにさらに一歩進んで、それでは自分はどうやって働いていったらいいのだろうか、職業観ですとか生き方、そういうものを育てようという教育を、もちろん町内の学校で、小学校も中学校も含めて行っているところがございます。特に、中学校なんかは差し迫って、差し迫ってという言い方は言うとおかしいのですけれども、もう高校受験、あるいは高校で働くとか就職するというのを迫られている子供たちが多いため、特にそういう面で一生懸命、総合的な学習の時間で行っていただいています。

そういう中では職場体験ですとか、そういうことも含めてやっていただいている。当然のことながら、その中には男女共同参画、そういう理念も入ってますし、女性活躍推進法ですか、そういうような最近できました理念も入れながら、特別な学習の時間で子供たちへの指導というものを進めていっているという状況でございます。

そういうことで、町長の答弁の中にも入っていましたけれども、今後もこういう理念のもと、そういう教育を推進していきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） では、3番に移りたいと思います。

民間事業者への指導をということで、産前産後の休暇ということでは、今ご答弁にありましたけれども、法で定められている、それは承知しております。

しかし、その場合には、産前は自主申告、産後は法で定められているということなのですが、この部分、1番とも2番、3番ずっと連携していくと思うのですけれども、休暇はとったけれども、産後の休暇をとりますよね、そうした場合に、今まで働いていたところの女性の部署がどのように確保されるのか、そういうところも非常に不安になります。そしてまた、産後の給与の保障ということも問題になります。

そして、もちろん女性だけでなく男性も、父親も育児休暇をとれるような体制、これは中小業者の場合は、非常にそこところは経済の面で大変だということもあると思うのです。特に、中小零細企業、大企業になれば、これまたちょっと脇に置くとしても、幕別の場合は小さな事業所が多いわけです。そういうときに町として手だてをとっていくという、そのことも、そういう支援がなければ、なかなかこれは困難な状況もあるのではないかと思います。町として、今、手だてがあるのか、今後どのように手だてをとっていくのか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 働く女性が出産を機に会社を去っていく、事業所を去っていくということは、これは本人にとっても収入のすべがなくなることで大きな痛手でありますけれども、事業所にとっても、今までその職員に対していろいろこう教えてきた、いわば投資をしてきた、投資をしてきて、会社にとって有益な人材になったにもかかわらずやめていくということは、損失でもあるというふうに思っております。

したがって、子供を産み育てられるような職場環境づくりというのは、これはやはり必要である。子育て支援の上からも、あるいは企業の振興の上でも必要であるというふうに思っております。

とは言いながらも、では、そこで給与の保障を町が全面的にということもできませんので、できればその事業者と協働しながら奨励事業みたいな形で組み立てられればいいのだがなというふうに考

えており、まだ具体的なところまでいっておりませんが、奨励事業ができれば非常にひとつは  
ずみになるかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 私も、この質問を書きながら、そこが一番ネックになるかなと思ったのですよね。  
いきなり、では全部しますよということではなくて、できるところから手だてをとっていくというこ  
とにすれば、やはりこれから働き続けたいというお母さん、母親にしても事業所にとっても有益だど  
うふうに私は思います。

それで、今、幕別町では子供の医療費、中学校まで無料になりました。これはじわっと地域に広が  
っていきまして、帯広市に行っても幕別町は子供の医療費無料ですものねと、こう言われるのです。で  
すから、やはりこの町としても、そういう事業所に手だてをとっていく。このことをやはり事業者と  
懇談し、商工会とも連携とりながら進めていくことになると思うのですが、ぜひそういう手だてをと  
っていきることによりまして、少子化対策にもなりますし、人口の定着にもつながると思いますので、  
ぜひ今後に期待していきたいというふうに思います。

次に、賃金の問題なのですが、これも本当に国の、女性の賃金ということなのですが、これ  
も、今、安倍首相の女性の働き方、女性が輝く社会をというふうに言っておりますけれども、これは  
そう言いながらも、実際にどういう状況になっているかと言いますと、確かに女性の働く場がふえて  
いるのは確かですが、介護ですとか、それからサービス業ですとか、そういうようなところの  
女性の雇用がふえております。

ということは、賃金が非常に低いという、そういうところでの働く場所がふえているというこ  
とです。ですから、そういう状況では、なかなか女性の賃金も上がっていかない。その賃金が低いこと  
によって、年金ですとか、そういうところにつながり、女性の貧困化にもつながっていくというこ  
とで、ここのところは、本当に町で手だてをとるだけでなく、国とか、そういうところにもしっかり意  
見を上げて働き方を変えていくという、その視点が大事だというふうに私は思っております。

それで、今、町長が言われました1、2、3番目のところで、その事業所と振興策もとって、とも  
に奨励事業を考えていきたい。こういう中にも、やはり賃金の問題もしっかりとその中に入れていた  
だきまして、女性の賃金アップを、特に子育てしている家庭、そういう女性への賃金アップに手だて  
をとっていくことが必要ではないかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 賃金格差につきましては、もちろん採用時の条件、スタートから差がつくとい  
うことはありましようけれども、やはり賃金格差がつく最大の原因というのは、男性の場合は終身雇  
いでどんどんこう上がっていくわけなのですが、女性は先ほど申し上げた結婚、出産をするときにや  
めてしまって、いつか職場を完全に離れて、また採用されてというケースが結構あるのだというふ  
うに思います。そうすると、当然、賃金は高い位置づけはされないということになっているのだら  
うというふうに思います。ですから、私は、結婚して出産しても働き続けられれば、賃金はさほど差は  
つかないというふうに思っております。

したがって、先ほどの答弁とちょっと同じことになりまして、その働き続けられるた  
めの奨励事業というものを、事業者と、あるいは商工会との意見交換もしながら、奨励事業として組み  
立てられればよいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） ぜひ、その方向で、できれば手前に引き寄せて進めていっていただくことを期待  
いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。



○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵）

まず、このたび8月30日、そして31日の台風10号におきまして、水害の被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます、質問を始めたいと思います。

1点目、公衆浴場廃業による今後の方向性。

近年、生活環境の向上により自宅に浴室を有する家庭がほとんどであります、中には有していない家庭も少なからずありまして、これまで公衆浴場の利用によって健康の保持・増進、公衆衛生の向上が図られてきました。「公衆浴場確保のための特別措置に関する法律」に基づき、町は公衆浴場の支援をしてきた経緯がありますが、今般、営業をやめられたため、現在は町が車両で送迎（1台、週2回、1往復）によって対応しているとお聞きしているところであります。

今後のあり方についてお伺いします。

①公衆浴場を利用してきた方の実人数、現在、送迎で利用の実人数、年齢層、利用状況。

②公衆浴場への補助実績と送迎に係る今後の費用は。

③今後の方向性。保健福祉センター内の浴場利用について見解は。

2点目、コミュニティバスの今後についてであります。

昨年9月、乗車率低迷が著しいため、コミバスの運賃無料化等について質問をしてきたところですが、その後、乗車率向上を図るべく戸別訪問や聞き取り調査を町のほうで実施し、意見や要望をお伺いしているとお聞きしております。今回の調査結果をどのように生かしていくのか、今後の運営についてお伺いいたします。

①乗車状況。

②戸別訪問等の調査結果。

③障がい者割引の考えは。

④今後の見通しについて。停留所以外で手を挙げたら乗車可能にできないのか。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「公衆浴場廃業による今後の方向性」についてであります。

さきの行政報告の中で述べさせていただきましたが、これまで支援を続けてまいりました本町地域における唯一の公衆浴場が、本年7月19日をもって廃業されましたことは、まことに残念なことであります。

町では、本年1月から営業再開までの臨時的な緊急措置として、当該施設を利用されていた方の入浴の機会を確保するため、札内地区の入浴施設へワゴン車を利用し、週2日、1日1往復、無料送迎を実施してまいりましたが、この度、急遽、廃業となったことを受けまして、来年3月までは、送迎を継続してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「公衆浴場を利用してきた方の実人数、現在送迎で利用の実人数、年齢層、利用状況について」であります。

初めに「公衆浴場を利用してきた方の実人数」についてであります。

公衆浴場を利用されていた方の実人数について、経営されていた方に確認いたしましたところ、当該施設の利用者は、町内に居住されている方のほか、町外の方や不定期に利用されていた方等もいる

ことから、実人数を把握することは難しいとのことでありましたが、定期的に利用されていた町内の方については、おおむね30人とお聞きしております。

次に「現在送迎で利用の実人数、年齢層、利用状況」についてであります。

現在、実施しております送迎については、公衆浴場を定期的に利用されていた方のうち、送迎を希望された8人の方を老人福祉センターのほか、札内地区の温泉施設1カ所に巡回運行しており、年齢層については、全員が65歳以上の高齢者の方で、70歳未満の方が1人、70歳以上80歳未満の方が4人、80歳以上の方が3人です。

また、直近2カ月の利用状況については、7月は延べ24人、8月は延べ29人の方が利用されております。

ご質問の2点目、「公衆浴場への補助実績と送迎に係る今後の費用は」についてであります。

初めに「公衆浴場への補助実績」についてであります。

本町では、公衆浴場の維持、経営安定を図るため、昭和61年度から運営費の補助を開始し、さらに平成12年度からは下水道料金についても上乗せを行っており、昨年度は、運営費100万円、下水道料金15万6,000円を助成しております。

なお、運営費補助につきましては、昨年度までの30年間で総額2,153万5,000円、下水道料金の補助につきましては、16年間で総額210万円です。

また、公衆浴場の設備の老朽化に伴い配管、煙突、内釜、屋根など全7カ所の修繕が行われ、その費用に対する補助金は、総額278万1,000円です。

次に「送迎に係る今後の費用」ですが、現在、実施しております無料送迎については、来年3月まで継続したいと考えておりますので、10月以降、週2回運行した場合で、約57万円の費用を要するものと見込んでおります。

ご質問の3点目、「今後の方向性、保健福祉センター内の浴場利用について見解は」についてであります。

現在、保健福祉センターでは、幕別町社会福祉協議会が介護保険のデイサービス事業を行っており、要介護者や要支援者に対し、レクリエーション、食事、入浴等のサービスが提供されております。

通所介護の人員や設備、運営に関する基準等については、北海道の条例で定められておりますが、浴場の設備は、専ら通所介護の事業の用に供することとされ、例外として要介護者等に対する通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでないとして規定されております。

また、不特定の公衆を入浴させる場合は、公衆浴場法に基づく北海道知事の許可が必要となります。

これらの法令等を遵守することで、保健福祉センター内の浴場を利用することは可能ではありますが、公衆浴場としてレジオネラ症の防止対策や衛生管理に不備が生じ、浴場の利用ができなくなった場合には、デイサービス事業の利用者にも多大な影響が及ぶことも考えられますことから、デイサービス事業の浴場を共用することは、望ましくないものと判断しております。

次に「コミュニティバスの今後について」であります。

コミュニティバスは、平成22年11月に1,386人の署名による「高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情」が町議会に提出され、翌年3月に採択されましたことから、24年1月に開発局、北海道、帯広運輸支局、関係する交通事業者や住民で組織する「幕別町地域公共交通確保対策協議会」を設置し、試験運行や利用者のアンケート結果を踏まえ、25年10月から十勝バス株式会社が運行主体となり本格運行を開始しております。

コミバスは、子供や高齢者、障がい者など、みずから車両を運転し移動することが困難な方の通学や通勤、通院や買い物など生活交通手段であり、いわゆる「地域の足」として確保していくことが重要な課題であると認識しております。

運行開始からこれまで、幕別線・札内線両路線合計での乗車率は伸びておりますが、幕別線では乗車率が減少している状況にありましたことから、昨年10月と本年1月に乗客を対象とした利用実態調査を実施いたしました。

その際、利用者から運行時間や経路の見直しなど、さまざまなご意見ご要望をいただきましたことから、本年5月に開催しました「幕別町地域公共交通確保対策協議会」において、乗車率が減少している幕別線については、利用者に限らず周辺住民の意見や要望についても調査することが決定されました。

ご質問の1点目、「乗車状況について」であります。

初めに昨年度の乗車状況であります。幕別線・札内線の2路線合計の利用者数は1万1,006人で1日当たり44.9人、1便当たり4.5人でありました。

路線別では、幕別線の利用者数は3,578人、1日当たり14.6人、1便当たり2.9人であり、札内線は利用者数7,428人、1日当たり30.3人、1便当たり6.1人となっております。

次に、本年4月から8月までの5カ月間、延べ103日間での利用者数であります。

路線別では、幕別線は、合計1,396人で、利用者内訳は、大人934人、子供402人、乳幼児60人、札内線では、合計2,417人で、利用者内訳は、大人2,240人、子供75人、乳幼児102人でありました。

本年度5カ月間の利用人数を前年同月と比較いたしますと、両路線とも増加しており、幕別線は326人、1日当たり3.3人、1便当たり0.7人の増、札内線は、133人、1日当たり1.5人、1便当たり0.3

人の増となっております。

昨年度までの乗車率は、札内線は上昇傾向であったものの、幕別線では減少傾向が続いておりましたが、本年度に入ってから、まだ5カ月ではありますが増加傾向に転じております。

今後においても、コミバスのPRに努め、さらなる乗車率の向上につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「戸別訪問等の調査結果について」であります。

本年5月に開催された「幕別町地域公共交通確保対策協議会」において、利用者に限らず周辺住民の意見や要望についても調査する必要があるとの決定を受け、5月下旬から6月上旬にかけて調査を実施いたしました。

調査方法については、幕別線沿線で自家用車のとまっていない住宅を中心に訪問したほか、本町地区の地域サロンにもお伺いし、コミバスのPRも兼ねて実施しております。

調査は、年齢、コミバス乗車経験の有無、乗車目的、運賃の妥当性、その他意見・要望等を聞き取り方式で行い、103人の方から回答をいただき、その結果、高齢者でも自家用車所有率が高く、約半数の方がコミバスの乗車経験がないことが判明いたしました。

また、自家用車を所有していない方の7割以上が、スーパーでの買物や通院が主な乗車目的でありましたことから、コミバスが交通弱者の「地域の足」として重要な役割を担っていることを確認したところであります。

運賃については、全ての方から「安い」「妥当」との回答をいただいたところであり、運賃設定は適正であったものと考えております。

その他の意見・要望として、「買物・通院に出かける際はよいが、帰りの便の時間が合わない」「帰りの便の停留所がスーパーから遠い」というものが多数あり、このほか、「停留所以外の場所でも、手を挙げると乗降ができるとよい」という意見もいただいたところであります。

ご質問の3点目、「障がい者割引の考えは」についてであります。

コミバスの乗車運賃につきましては、平成24年9月と11月の試験運行に合わせて実施いたしました住民アンケートやヒアリング調査の結果に基づき、同年12月の「幕別町地域公共交通確保対策協議会」において、中学生以上「100円」、小学生「50円」、乳幼児「無料」、通学に利用する小中学生を「無料」とすることで決定をいただいたものであります。

また、本年実施いたしました戸別訪問による聞き取り調査におきましても、運賃設定については、「安い」と回答された方が55%で、残りの45%の方についても「妥当」と回答されておりますことから、現在の運賃負担には一定のご理解をいただいているものと認識しているところであります。

割引制度については、毎月1日を「コミバスデー」として無料にするほか、回数券の販売、十勝バスとコミバス間での乗車割引と、運転免許証を返納された65歳以上の方に1年間有効の半額乗車券を交付しているところでもあります。

障がい者に対する運賃につきましては、現行の100円という料金が路線バスの障がい者割引適用後運賃と比べても安価な運賃設定となっており、適正な負担であると考えておりますので、障がい者割引制度を設ける考えはありません。

ご質問の4点目、「今後の見直し、停留所以外で手を挙げたら乗車可能にできないか」についてであります。

今回の調査結果において、「買物・通院に出かける際はよいが、帰りの便の時間が合わない」「帰りの便の停留所がスーパーから遠い」というご意見を多数いただきましたことから、内部でダイヤの改正、停留所の移設・追加、路線変更等を十分精査・検討した上で「幕別町地域公共交通確保対策協議会」においてご審議をいただきたいと考えております。

また、停留所以外でも手を挙げることにより乗車可能にすることについては、今回の調査において少数ではありますがご意見としていただいております。

停留所以外での乗車につきましては、可能ではありますが、国道や交通量の多い路線や交差点付近での停車は道路交通法上の許可を伴うことや、運行距離の長い札内線においては、停車箇所が増加することにより運行ダイヤの乱れが生じ、運行時間が長くなるおそれがあることから、現状では停留所での乗車とすることが適当であると考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 再質問させていただきます。

質問1点目ですけれども、公衆浴場廃業による今後についてでありますけれども、お話ありましたように先般8月30日、行政報告の中でもありましたけれども、本年7月19日に廃業が決定しまして、自宅に浴室のない方を札内地区の入浴施設へ無料送迎しているということでもあります。

その送迎というのは、来年3月までの期限で実施するというもので、その後の4月以降は送迎はしていないというふうに理解をしているところであります。

それで、公衆浴場を利用されてきた方は30人ぐらい利用されておりました、廃業によって、今、送迎しておりますけれども8名の方がおられるということで、年齢層は全員65歳以上、中には70歳以上7人ということで、大変ご高齢の方が利用されているということがわかりました。

それで、公衆浴場利用してきた方が30人、そして送迎で、委託していると聞いていますのでけれども、送迎で利用の方8人ということでもありますから、それでは残り22人の方ですね、どうされているのでしょうか。自宅に浴室がないけれども、自力で、自家用車や公共交通機関等を使って、自力で離れた入浴施設を利用されている、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 経営された方に常時利用されてた方30名ということをお聞きしまして、お一人お一人と昨年12月にお会いしまして、送迎始まる前にこれまでの状況、どういった状況だったのかということをお聞きしましたところ、お風呂がある方については11世帯。全体で30人という中ですが、24世帯30人ということでありまして、お風呂のある方については11世帯13名。お風呂がない、また壊れているという方が13世帯17名ということで、お風呂のある方につきましてはご自宅で入られたり、個人の嗜好でほかの温泉に行かれている方もいらっしゃいますが、特にお風呂がない方、壊れている方につきましては、車がある方が6世帯9人おりますので、自家用車で町内の、札内地区の入浴施設に行かれるとか、車のない方が7世帯8人いらっしゃいますが、家族、また友人の車、JR等の公共交通機関を使って入浴されるということでありました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。22人の方、今お示しいただいて、何とか自分で行かれて、自分で何とかされている方もいらっしゃるということで。しかしながら、8人の方はなかなかこう自力で行くのは大変だということで送迎されていると思います。

それで、今、送迎の方8人ですけれども、これ人数的には少数というふうにおっしゃられるとは思いますが、しかし自宅に浴室がない、近くに入浴施設もない、さらにはご高齢となりますと、これ当事者の観点に立ちますと、少数とは言え本人にとりましてはこれはもう非常に大変なことであるというふうに私は理解をしております。

それで、送迎車なのですけれども、定員が運転手入れて7人乗りと聞いております。利用者は6人乗車できるというふうに聞いているのですけれども、実人数が8人というわけですから、この8人全員がこの乗れない日というのが出てくるのではないかと思うのですが、体制として、これは大丈夫なんでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今現在、利用されている方は実人数8人ということでして、この8人の方をうまく最大6名乗っていただくためには、週2回乗れるときに2回と週1回るときが混在しますが、送迎前に実際の入浴の状況をお聞きしますと、週2回から週1回という生活スタイルということもありましたので、その中で週2回運行するというを決めて現在支援している状況であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 週2回から1回という、その利用される方の希望というのもあるのでしょうかけれども、ただ、その実人数8人というわけですから、8人乗れる体制がそもそもとれていないというのがちょっと疑問に思うのですけれども。もう一度お聞きしますけれども、そういう体制になっているから、ちょっと入浴控えよう、きょう行くの控えようかなとそういうふうになりかねないのかもわかりませんが、もう一度ちょっと体制についてお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 説明が不足しておりますが、8名の方を最大6人乗せるために、私のほうでローテーション、この日はこの方この方ということで、スケジュール表を立てまして、それぞれで利用できる日に乗っていただいているところでありますが、やはりご自身の都合で利用できる日でも利用されていないという状況がありますので、あらかじめ利用できないということが申し出がありました場合は、実際には乗れない日、休みの日なのですが乗っていただくように私のほうから個別にご案内して利用していただいている状況であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） とりあえず、これまでの送迎を行って来て余り困ったことはなかったのかもしれませんが、でも体制としてその日8人乗りたいというときに乗れないというのは、これ現実にあるわけですね。その辺の体制のところをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 全員ご利用いただければ一番いいのですが、現実的に車が7人運転手除きますと6人しか乗れないという状況です。これ以上の車を用意できれば皆さんよいのかもしれませんが、現実的には6人乗りという車で対応しているというところでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 6人乗り、はい。

②ですけれども、補助の実績ですけれども、公衆浴場への実績ですが、昨年115万6,000円ということで、これは、老朽化による修繕には278万円ほどかかってきたということで、それに対し送迎が計算しますと6カ月で57万円、年間に換算しますと114万円ということで、年間維持費だけで見ます

と同等程度の費用はかかっているなというふうな印象を受けました。

それで、一番問題になってくるのが、送迎が来年3月までの期限ということでありまして、4月以降は送迎しない。ということは、この今送迎されている8人の方は大変困ると思うのですけれども、どうするのですか、今後の方向性。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現在利用されている方8名につきましては、個別に町の方向性といたしまして、来年3月までは送迎を続けさせていただくということで説明申し上げたところでありまして、その8名の状況で申し上げますと、実際にお風呂がある方も4名いらっしゃいます。で、お風呂がない方がまた4名いらっしゃるのですが、自家用車もございますし、公共交通機関使ったり、またご家族、また友人の車で来年4月以降は公衆浴場のほうは利用していきたいという返事はいただいているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 個別に説明はしたということなのですが、もう町からそういった説明を受けたならば、もう仕方がないといえますか、もう反論できないような感じにはなってくると思うのですけれども、やはり公衆衛生上、入浴できない人が出てこないように、ちょっと配慮していくことも大事ではないかなと思うのですよ。

例えば送迎3月できっぱりやめてしまうのではなくて、継続していただくか、あと、あるいはその保健福祉センターの浴場を活用させていただくとか、何らかの配慮が必要だとは思っているのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 個別の対応の中で、現在、利用されている方とは十分お話し合いをさせてもらっているというのが1点と、もう一つは、一人一人の背景によって別な手だてをとれる場合、ちょっと差しさわりがあるので詳しく言えないこともありますけれども、例えば公営住宅ならお風呂のある公営住宅に移るとかという、一人一人に対して別な手だて、それから年齢を見てわかっただけですとおおり、高齢の方もいらっしゃる中で、例えば介護の支援サービスを使いながら、あるいは介護の事業所との提携で、介護保険外のサービスの中で提携していただくなどの一人一人の対応については、十分ご本人と相談させていただいていて、3月までという中で、今、議員がおっしゃったように、もう行政から言われたら仕方ないわという感じのニュアンスは、この8人の方たちの中からは受けていないという形で説明をさせていただいているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） その保健福祉センター内の浴場の活用について、社協さんにもちょっと聞いてきたのですけれども、まず、施設自体が町の施設であるということなのですが、現在、社協さんのデイサービスで入浴をしているということでありまして。デイサービスの時間帯は10時から15時半、そのうち、入浴で使用される時間帯が11時から14時半ぐらいにということで、平日と土曜日ですね。それで、清掃、消毒に15時半から1時間かかるということで、平均すると1日20名程度の方がデイサービスで入浴されているということでありまして。空いている時間帯で活用が考えられますのは、平日16時半以降と日曜日ではないかという社協さんのお話でした。それで、番台さんなんかも1人配置する必要があるかもしれないという話でありました。

それで、答弁であったのですけれども、法的で見るとこれは可能なのだと、保健福祉センターの浴場活用は。ただし、レジオネラの防止等でデイサービス事業に影響を及んではいけないので、望ましくはないというお答えでありました。

これは、もしその浴場を活用するとなりますと、こういう新たなレジオネラ対策等が必要になってくるということなのではないでしょうか。それとも、思うのですけれども、今現在でもデイサービスなんかは、もともとレジオネラ対策しているというふうにも思うのですけれども、その辺、どうなのでしょう、

お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現在のデイサービスの状況でいきますと、運営されている社会福祉協議会が、デイサービス事業としての衛生管理を徹底されているということになります。

もう一つ、公衆浴場となりますと、公衆浴場法に基づく衛生管理が浴場経営者に求められますので、ここは当然ながら、レジオネラ対策含めて公衆衛生対策、衛生対策を徹底しなければならないと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） レジオネラ対策を講じるということにしましても、人数的にはそんなにいらっしゃらないというわけではあるのですよね。それで私が、清水町の御影で10年以上前に実際に見てきた事例もあるのですが、その障がい者の施設に入浴施設が併設されていて、複合施設という形で併設していたのですが、日中は施設の障がい者の方が入浴されて、夕方4時間程度ですが、町民に無料開放して番台さんを1人配置していたという、これ10年前の事例なのですけれども。それで、最近またちょっと、もう一回、10年前なので調べ直してみたのですけれども、形態変わらしまして、独居で自宅に浴室がない方等々に限ってというふうに変更にはなっていたのですけれども、全部全部、我が町に当てはめようとは思いませんけれども、大変参考になる事例だなというふうには思っております。

これまで、公衆浴場があったわけですから、そもそもあって、それでそれが日常生活に根づいていたということでありまして、それは公衆衛生上で大事なことであったのですけれども、急になくなって、これやはりきちんと町のほうでもう少し深く考えたほうがいいと思うのですよ。

特に、お話聞いておりますと、町がもう3月で切りますからということで説明したら、何とか家族だとか友人だとか、いろんな手を使って、何とかしようというふうにされているわけなのですけれども、本来これ、公衆衛生上これは大事なことでありますので、もう少しちょっと深く考えていただきたいと思っております。特に、ことしの夏なんかは蒸し暑い日が続きましたので、夏場の入浴機会をきちんと保っていく、そういったことも大切なことだと思います。

もう一度お聞きします。保健福祉センター内の浴場活用のあり方、もうちょっと検討できないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今までありました公衆浴場が、経営者がどうしてもやっていけないというようなことで廃業が決まった。では、それに対して、どういう代替策を講じるか、選択肢はいろいろあると思います。今、小島議員がおっしゃっております保健福祉センター内の浴場を利用することも一つの策でありましょうし、今行っております送迎も一つの策でありましょう。

そして、公衆浴場というのは、公衆浴場がなければ公衆衛生の役割が果たせないというものではなくて、それは自分の家の風呂であってもいいし、公衆浴場であってもいいし、それはともかく、しっかり風呂に入って清潔にするということが一番大事なわけでありまして、ですから急にとということではなくて、今、半年以上の期間を置いてその中で個別対応をしていただく時間として、最終的に何らかの方法によって風呂に入ってもらい、そういう策を、今、この半年の中で講じていこうとするものであります。

保健福祉センターの浴室につきましては、答弁で申し上げたように、やはりこれは目的を持って設置した風呂であります。でありますので、これはデイサービスに支障を来すということは本来ではありませんので、やはりそこはデイサービスがきちんと継続できるということを主に考えなければなりません。そこに入らなければ、公衆衛生の目的を果たせないわけではなくて、先ほど申し上げましたように、自分の家に風呂を設置してもいいわけですし、それは自分で車を運転して、どこかの公衆浴場に行くなり、温泉に行くなりということも対応できるわけでありまして、そこは一緒に、8人勝手にしなさいよというのではなくて、個別の対応できる範囲というのは、手法というのがあります

ので、そこを話し合いをしながら、その人にとっていい方法を今探っていきたいという考えであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今、自分の家にその風呂の設備を設置するとか、そういう話もあったのですけれども、ご高齢ですので、やはり年金で生活されている方というふうに見ているのですけれども、やはりそう簡単には設置はできない。そうしたら、そういう家族だとか、そういった友人だとか力をかりながらやらなければいけない。そういうふうな形に、私はなっていくのかなと思うのですけれども、本当にその方の立場に立ってみたら、必要なこともいろいろ出てくるのか、町としての支援が必要になってくることも出てくるのではないかなという思いでお話ししているのですけれども、ちょっと平行線になりそうなので、ちょっとここでやめますが。

2点目のコミバスについてであります。昨年9月にも一般質問させていただきまして乗車率が低いということでもありますけれども、平成25年10月から本運行をして、来年10月でちょうど3年を迎えるという状況であります。

それで、昨年の実績、1便当たり幕別線2.9人、札内線6.1人ということで示していただきました。昨年お伺いしましたが、さらにこう前年度の実績になってくるのですけれども、1便当たり幕別3人、札内5人という中で、ご答弁いただいた中では、いろいろこう伸びているみたいな、実績伸びているみたいな報告はあるのですけれども、さほど大きくは変わらないのかなというふうな印象は持っております。

利用者の内訳なのですけれども、先日、8月下旬に行われました議会報告会で厳しいご指摘ありましたけれども、通学で使われている児童生徒さんの利用、これが全体の利用人数の多くを占めているのではないかと、そういったお話がございました。

今回いただいた数字を見てみますと、大人の人数が子供の人数より大分上回っている状況にありましたので、この大人の人数といたしましても65歳以上の人数まで、ここまで詳しくはちょっと示せないのかなとは思っているのですけれども、大人の人数が上回っているということで、コミバス本来の目的、高齢者等、交通弱者の足の確保ということで、交通弱者のための足として、さらなるPRは必要なのですけれども、ある程度の交通弱者の利用というものはあるのかなというふうな、これは認識を持ってよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） もちろん地域の足を確保するための大事な方法であると自覚して実施をいたしております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ちょっと議会報告会で指摘あったので確認をさせていただきたいなと思ったのですけれども。

戸別訪問なんかは初めての試みとして調査されたと思うのですけれども、103人の方から回答をいただいたということで、これは本当に貴重なご意見、利用される方の生の声をこれから生かしていくことが大事だなと思っております。使い勝手をよくして、利便性向上していけば、乗車率向上にも少しずつつながるであろうと思います。

音更町さんの、先日、新聞記事に載ってございましたけれども、やはり町民や地域の声、利用者の声にしつかりと耳を傾けていると。そして、その声を一部路線を変更したり、停留所を変更したりということで見直しをしていくというふうな形で新聞に掲載はありました。我が町におきましても、きちんとそういう利用者さんのご意見をしっかりと聞く姿勢を持って反映させていく、それについては大事にさせていただきたいなと思っております。今回、調査してからの今後のあり方については最後の4点目のところでお話したいと思っております。

次に、障がい者割引の考えについてなのですけれども、昨年、質問したときには、運転免許証を返納された高齢者、そして障がい者については運賃無料にしてはどうかという形で聞いたのですけれど



も、1回100円の運賃は妥当または安いという方が大多数であると。障がい者については無料の要望はなく適正という答弁でありました。

今回の答弁も、ほぼ同様であるのですけれども、障がい者割引を設ける考えもないということでありました。そういうふうなお答えはいただいたのですけれども、ことしに入りまして町のホームページの掲示板を見ますと、投稿がありまして、「障がい者割引はあるのでしょうか。いつも普通料金で乗っています」といった形で、文面読ませていただきましたけれども、本当にこの方はコミバスを日常的に利用されている、大事な足として利用されているというふうに感じました。それに対して町は「低料金の設定だから障がい者割引はございません」といった形で返答はしているのですけれども、こういうふう実際に声を上げられているという形ですから、私は重く受けとめさせていただきます。

隣の池田町さんなんかは障がい者割引やっております。半額にしておりますし、重度の方については料金免除という形でやっております。これは障害者手帳を運転手さんのほうに提示すればできるのではないかと思いますので、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは答弁の中でも申し上げましたとおり、もともとの料金設定が障がい者割引を加味したような低料金の設定だということでもありますので、そこはさらにまたそこに割引をかける、半額にするとかゼロにするとかという考えは今のところないということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 一般の路線バスだとかJR等、公共交通機関見てみましても、運賃5割引というふうにされておりまして、社会の中で障がい者に配慮していくというのは、ある意味当然のごとしというか、それが普通になってきているような社会なのかなというふうに感じております。協議会の中でそういったことはご議論いただけないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは協議会に対して諮るということになって初めて議論になるわけですので、諮るもとのところの私どものところでまだそういう考え方に至っておりませんので、諮るということにはならないかというふうに思います。

要は料金は世間でいうと身障者が安いと、それは形で2分の1だとか半分であれば安い、割引しているように見えるのでありますけれども、これはもとの値段がどうだということからして、割引っていう考え方が私は出てくるのかなというふうに思います。安い中でさらにまた割引というのは、果たしてそれが本当に割引きということになるのかなというふうにも思っております。先ほど来の繰り返しになりますけれども、もともと安い料金の中で今の料金体系がつくられておりますので、これ以上の割引というのは考えられないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 町長はそういう考えなのですけれども、あえてこのように掲示板に投稿された、大変勇気を持たれて行動されたと思うのです。私は重く受けとめさせていただきますと思います。

それで、④今後の見直しということなのですけれども、戸別訪問等の調査結果についてお示しいただきました。主にコミバスは買い物、通院で利用されていると。けれども、行きはいいのだけれども帰りの時間が合わない、停留所が遠い、そういったご意見が多数寄せられてきたということで、ダイヤ改正、停留所、路線の変更等々、今後検討して協議会にご審議をいただく、そういった流れになっているかと理解をしております。

それで、先日8月、また繰り返しになりますけれども、下旬に行われました議会報告会、ここで意見がありました。走行しているコミバス、いつ見ても空で走っている、何人かの知人に聞いても口をそろえて同じことを言っているということで、このコミバスが無駄ではないか、必要がないならやめたらいい、そういったコミバス不要論も、もう出てきているわけでもあります。

今回、戸別訪問等実施したところなのですけれども、そういったことも含めまして、これまでコミ

バス必要ない、そういった声は多く聞いていますでしょうか。また、そういった声に対してどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 冗談めかしといいますか、陰口をたたくように空気を運んでいるのではないかと、そんなような声は聞かないわけでもありませんけれども、もともとはこれは多くの署名があつて議会でも審議をされ、採択をされ始まったものでありますので、この重要性というのやはり重いというふうに思っております。

ですから、ここは、やはりこのバスというのは手段であります。目的を果たすための手段として使いやすい形になっているかどうかということが、今問われているのだというふうに思います。そのために調査にも入ったわけでありまして、ですから、要望も出てまいりましたので、そういったことも踏まえて、いかに改善がされるか、利用しやすい形になるかということを検討していくことが、私が今やらなければならない一番のことであるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 運行するならやはりそれなりの乗車率を保っていかないと、そういうことが目につくような空バスの状態になっては、不要論が出るわけですから、そのことは肝に命じておかなければならないと思います。

一つ確認ですけれども、乗車率が上がってこない、そういったことになりましたと、例えば形態を変えていく、デマンドのような、予約型のような形に変えていく、そういったことも考えられていくのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 定期運行バスからデマンドというのはちょっとかなり飛躍した感じになりますけれども、いずれにしても利用しやすい形というものを求めていく。今はっきりデマンドをやりますとか、やらないとかいうことではなくて、今の定刻運行といいますか、そういう中で、利用しやすい時間帯であったり停留所の設定であったり、そういったものについて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 最後に、停留所以外で手を挙げたら乗車可能にできないかという件なのですけれども、通告では乗車しか申ししていないのですけれども、乗降ですね、降りるほうもちょっと可能にできないかという含みは持たせていただきたいと思っております。

答弁では、可能ではあるけれども、結局のところ停留所での乗車が適当であるというお答えでした。理由としては、道路交通法上の許可が必要になってくるだとか、運行ダイヤの乱れが生じるだとか、そういったことだったのですけれども、余りその手を挙げたら乗れるとかという方法、実施するお考えはないのかなというふうに私は受けとめました。

今回、戸別訪問等の調査で、そういう手を挙げて乗降したらよいという意見、少数意見として出ていたとお聞きしましたけれども、これ103人のうち、どのぐらいこの意見出ていましたでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） どこでも乗れるという希望の方につきましては、103名の中から5名の方からいただいております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 5名ということですが、私もちょっと要望として承っております、同じ人かわかりませんが、自宅からその停留所まで遠いということで、足が悪いのでそこまで行くのは大変であります。自宅の前をコミバスが通って行くのだけれども、手を挙げたら何とか乗せてくれるとありがたいのだけれどもというお話でありました。ご高齢で足が悪い、本当に交通弱者の方ということでもありますけれども、この方おっしゃるとおり、自宅から停留所までも非常に遠いというところももちろんあるのです。幸運な方は自宅前に停留所がある人もいるのですけれど、そういう方

はちょっと少ないのかなというふうに思っております。

とりわけ、こういうご高齢で足も悪くなってくるという方は、やはりできるだけ自宅近くで乗ったり降りたり、そういったことができる利便性の向上と言いますか、そういったことが非常に大事ではないかと思えます。

ご存じだと思いますけど、隣の池田町さんのコミバスではこの方法を、フリー乗降と言って、もう行っております。平成26年10月から本運行して、その当初から実施はされております。路線上であればどこでも乗り降りできるということなのですけれども。一部やはり禁止区間はありまして、交通量の多い国道、橋の上は禁止でありまして、けれどもダイヤなど問題なく運行はできているというふうに担当の方のお話はお聞きしました。そういった、池田町さんのそういった事例なんかも踏まえまして、利用者目線で使い勝手をよくする工夫ですね、少し柔軟性を持って、こういったことを何とかできないのでしょうか。お伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 停留所間の距離設定はおおむね300メートルぐらい。ですから、近いほうに、中間にいれば150メートルということになります。この150メートルの距離が高齢者の方、特にとりわけ足の悪い方にとってどうかという、やはりこれは私は遠い距離だなというふうに思います。50メートル、60メートル歩くのも結構つらい方も中にはいらっしゃるということを考えれば、そういった要望があるということも踏まえて検討しなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 本当にご期待したいと思えます。理事者の皆さんの今後のご努力、ご活躍に期待をしまして、終わらせていただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 以上で小島智恵議員の質問を終わります。

この際15時15分まで休憩いたします。

15:03 休憩

15:15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） まず、このたびの台風で被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い質問を行います。

投票する権利の保障についてです。

ことしの6月に選挙権が18歳以上に引き下げられ、翌7月には第24回参議院議員通常選挙が行われました。

選挙権の行使、とりわけ投票は、国民が政治に対して主権者として直接的に意思表示をする大切な手段です。

住民の参政権を保障するためにも、投票しやすい環境を整えることは、自治体の重要な役割だと考えます。

1、知る機会の保障について。

選挙公報が配布されるのが遅いという声が聞かれております。

有権者は、公設掲示板のポスターやメディア報道では得ることのできない情報を各戸に配布される選挙公報によって得ることができます。公職選挙法では、国政選挙の選挙広報は、市町村の選挙管理委員会が選挙期日前2日までに配布することとなっております。

居住地域によって選挙公報の配布の時期が大きく異なると、知る機会の観点から公正性が損なわれてしまいます。

①選挙公報がより早く配布されるための工夫を。

2、投票する機会の保障についてです。

(1) 体に困難を抱える高齢者の中に、投票所までの移動手段が乏しいため投票を控える方がいます。

郵便等による不在者投票の対象者は、身体に重度の障害がある場合に限られています。支援が必要な有権者に対して、投票の機会を保障する自治体の工夫が必要ではないでしょうか。

①投票所の箇所をふやす、投票所までの送迎バスを運行する、投票所のバリアフリー化など、利便性の向上を。

②郵便等による不在者投票の対象者の拡大を国に働きかけること。

(2) 選挙権が18歳以上に引き下げられ、新しく投票権を得た若い有権者の一部に居住の実態がないために投票できないという問題が起きました。今後、このようなことがないように対処する必要があります。

①選挙権が与えられない有権者をつくらない対策を。

②選挙人名簿に登録されている方が、幕別町以外の指定の投票所で不在者投票をすることができる。あるいは、幕別町内の指定の投票所で他市区町村の有権者が不在者投票をすることができることについての周知を。

3、開票ミスをなくすこと。

本町において、参議院議員通常選挙で開票作業のミスがあったことが報道されました。このようなことが起こらないよう、十分な検証と再発防止の取り組みが必要です。

①再発防止に向けた取り組みの検討は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 桑原選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（桑原将至） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「投票する権利の保障について」であります。

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要な基本的な機会であります。

選挙権につきましては、昨年6月の公職選挙法改正において、満20歳以上だった選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、本年6月から施行されたところであり、国政選挙では、7月10日に執行された第24回参議院議員通常選挙において初めて適用されたところでもあります。

世界的に見ると、18歳までに選挙権が認められている国は、全体の約92%であり、今回の引き下げは世界的な流れに沿ったものであると認識いたしております。

また、新しく有権者となった世代は、さまざまなメディアを通じ多様な情報に接し、自分の考えを育んできた世代でありますとともに、少子高齢化の進む日本にあって、未来の日本に生きていく世代でありますことから、このような若い世代を含め、現在、また、未来の日本のあり方を決める政治に対し意思表示をする投票する権利を保障していくことは、選挙管理委員会として重要な役割であると考えているところであります。

ご質問の1点目「知る機会の保障について」であります。

選挙公報は、有権者が「誰に投票するか」を決める際の最も基本的な判断材料となる媒体であり、参議院の選挙区選出の議員選挙について申し上げますと、公職選挙法第167条において、「公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、一回発行しなければならない。」と、その発行が規定されているところであります。

また、同法第170条においては、「市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする。」と規定されているところであります。今回の参議院議員通常選挙においては、7月8日が期限とされていたところであります。

本町における選挙公報の配布につきましては、平成23年4月に執行いたしました第17回統一地方選挙以降、それまでの各公区長による公区内全戸配布から、業者による配布に変更しており、今回は、6月28日に配布を開始し、7月5日に全ての配布を終えたとの報告を受けているところであります。

配布方法の変更前までは、各公区長や公区の役員の皆様などにご負担をおかけしていたところですが、業者委託による配布に変更したことにより、その解消が図られ、配布業務の迅速化も進んだと認識しているところであります。

今後におきましても、地域によって配布時期が大きく異なるなど、有権者の公平性を欠くことのないよう、適正な配布業務の遂行に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「投票をする機会の保障について」であります。

初めに、「投票所の箇所をふやす、投票所までの送迎バスを運行する、投票所のバリアフリー化など、利便性の向上を」についてであります。

本町の選挙における投票環境の向上につきましては、これまで投票所内設備の見直しや改修により努めてきたところですが、本町の投票所の設置数につきましては、現在23カ所で、十勝管内の他町村と比べますと多いほうであり、有権者にご不便をおかけしないような設置に努めているところであります。

投票所までの送迎バスの運行につきましては、身体の不自由な方や投票所までの交通手段を持たない方々に有効な手法ではありますが、デマンド対応型交通方式のバスの運行や投票所の設置数に対応した複数台、複数回の運行、バスの運行時間など、有権者の運行に関するニーズが多岐にわたると推察され、難しい面があるものと認識いたしております。

こうしたことから、今後、投票所のあり方を含め、他町村の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

また、投票所につきましては、投票所となる近隣センターの段差の解消を図りバリアフリー化を進めるなど、高齢者の方などがより利用しやすい改修を進めていただくよう、町の担当部局とも協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、「郵便等による不在者投票の対象者の拡大を国に働きかけること」についてであります。

不在者投票につきましては、公職選挙法第49条に規定されており、国政選挙の場合、投票のできる期間中に、用務や用事で本町以外の市区町村に滞在しているときや、本町から引越したばかりのときは、その市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができるとともに、病院や老人ホームなどで、北海道選挙管理委員会が指定した施設に入所や入院をされている方は、その施設で投票することができる制度であります。

加えて、ご質問にありますように、要介護5の認定を受けているなど、動作能力の低下や身体に重度の障害がある場合は、郵便等による投票が可能となっており、一人でも多くの方が投票できる機会の保障に努めた制度となっております。

今後も、本投票制度がより充実した制度となるよう、有権者の声にしっかりと耳を傾け、機会を捉え北海道選挙管理委員会を通じ、国に伝えてまいりたいと考えております。

次に、「選挙権が与えられない有権者をつくらない対策を」についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢がこれまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、このたびの参議院議員通常選挙から、年齢満18歳以上満20歳未満の方が新たに有権者となりました。

選挙の投票場所につきましては、原則として住民票のある市区町村であり、3カ月以上その市区町村に居住し、選挙人名簿に登録されていることが要件となっていることから、必ず住民票を移しておく必要があります。

こういった要件が相まって、マスコミ報道にもありましたとおり、このたびの参議院議員通常選挙で、特に高校生や大学生の一部において、地元に住民票を置いたまま別の町の学校に進学し、住民票のある地元には生活実態がないため、投票をすることができないという事象が発生したところであり

ます。

町選挙管理委員会では、このような事象が発生しないよう、広報4月号やホームページで、住民票の異動を忘れることがないように注意喚起を行ったところではありますが、今回の選挙期間中に、当該事象に関する複数の問い合わせをいただいたところでもあります。

選挙権年齢が引き下げられ、選挙に参加できる若者がふえたにもかかわらず、このようなことで権利が制限されてしまうことは、大変残念なことでありますことから、今後の選挙において、このような事象が発生することのないよう、有権者に対しましては、適切に住民票を移すよう、引き続き広報やホームページを通じ周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、「選挙人名簿に登録されている方が、幕別町以外の指定の投票所で不在者投票をすることができる。あるいは、幕別町内の指定の投票所で、他市区町村の有権者が不在者投票をすることができることについての周知を」についてであります。

不在者投票制度につきましては、町外の方も目にすることができるよう、町のホームページに掲載しておりますとともに、国政選挙、地方選挙のいかんを問わず、選挙が近づいてまいりましたら、広報紙にも掲載し周知を図っているところでもあります。

また、有権者にお送りする入場券にも記載しているところでもあります。今後もより一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目「開票ミスをなくすこと」についてであります。

一般の行政報告で申し上げましたとおり、今回の参議院議員通常選挙の開票に誤りのあった可能性が高い事案が発生しましたことを、改めて深くおわび申し上げます。

なお、このたびの事案につきましては、広報やホームページなどを通じ、有権者の皆様や関係各位におわび申し上げたところでもあります。

選挙は、有権者の意思を正確に反映させなければならないものであり、開票結果の集計にミスは許されないものでありますことから、今回の事案を真摯に受けとめ、今後このようなことがないよう、襟を正し取り組んでまいりたいと考えております。

再発防止に向けた取り組みといたしましては、事案の判明後、速やかに、当日の開票に従事した職員ばかりではなく、全ての職員に対し、選挙事務の適正化についての通知をしたところでもあります。

また、開票事務に従事した各作業班の職員に、作業班の配置人数や作業場の問題点など状況確認を行い、これらを踏まえた上で、当日の作業状況の検証と改善項目の洗い出しを行ったところでもあります。

今後におきましては、検証しました改善項目を踏まえ、開票の事前リハーサルや役割分担の確認をこれまで以上にしっかりと行い、チェック体制の強化を図るとともに、作業に当たる職員への選挙事務の重要性の意識づけや作業環境の改善にも意を注いでまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） それでは、再質問を行いたいと思います。

それでは、一番最初の知る機会の保障について再質問を行います。

期日前投票がふえてきております。今、答弁の中で一番遅いところで7月の5日に配布を終えたという答弁がありました。期日前投票がふえてきている昨今、選挙公報を見ずに投票を終える有権者がいるというふうに推定できますが、それについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 期日前の関係でございますけれども、選挙制度自体がそういった制度になっているということが、まず一つございます。

それと、選挙公報につきましては、立候補の届け出があってから初めて作成を始めるものがございますから、どうしても、例えば今回の参議院議員選挙ですと、市町村段階まで届くのに時間がかかるということはございます。

そういったことで、期日前投票の前半については、選挙公報等はないのですけれども、氏名掲示等はしてございますし、あるいは新聞等を用意して候補者がわかるようにはしておりますので、なるべく混乱が起こらないようなことで、投票環境を整えてまいりたいというふうには思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） これ、制度の話といたしますか、むしろ事務の話になると思いますのでこれ以上追及すること避けたいと思います。選挙公報をより早く配布されるための工夫を追求していただきたいなというふうに考えております。

続きまして、投票する機会の保障についての中でも、利便性の向上について質問を移りたいと思います。私どものほうにも、特に送迎バスですね、コミバス等で投票所まで送迎してもらえないだろうかという声が寄せられております。先ほどの答弁の中では、ニーズが多岐にわたると推察しているとのことでありました。この利便性の向上について、実際に意向調査など行ってはどうでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） ニーズの意向調査ということでございますけれども、こういった選挙事務、投票にかかわって投票所の関係については地域の皆さんのご意見というのは非常に大切になってくると思いますので、投票所のあり方も含めまして地域の公区ですとか、公区長ですとか、そういった皆さんのご意見はお伺いしたいなというふうには思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 前向きな答弁だったというふうに思います。改めて本腰を入れて利便性の向上に努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、②というのでしょうかね、郵便等による不在者投票の対象者の拡大についてなのですが、今、答弁の中にもありましたように、要介護5とか重度の身体障がいを持っている方にのみ、この郵便等による不在者投票が認められております。少し前まで、広くこの制度、誰でも行うようなことができたようなのですが、悪用されたというふうな事例もありまして、その対象者を非常に厳しくするという不正を予防し現在に至っておりますが、高齢化社会著しい昨今、重度障害までいかなくても投票をためらってしまう程度の不自由を感じている有権者は多くなってきているというふうに思います。投票する機会の保障という観点から、対象者の要件を緩めることへの見直しが迫ってきているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 板垣議員おっしゃられるように、厳しくしたということではなくて、もともと郵便による投票自体は身体障害者手帳をお持ちの方で一定の級の方、そして介護保険制度ができたときに、介護認定、要介護5の方ということで逆に要介護5が拡大されたということでございます。

板垣議員おっしゃられているのは、多分、他町村にいらっしゃる方の有権者の郵便投票かなというふうに思いますので、そのことに関しては、別に厳しくなったとか、そういうことは一切ございません。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 一生懸命勉強したつもりでいたのですが、ちょっと僕の間違いがあったかもしれません。後半のほう、ぜひ改めて同じことを聞きたいと思います。重度障害までいかなくても、体に不自由を感じて投票をためらってしまうような不自由を感じている有権者の方、多くいらっしゃると思います。改めて見直し迫ってきていると思います。国の制度ですので、国に働きかけていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 今、申し上げましたように、郵便による投票、介護保険制度

ができて要介護5が加わったということなのですからけれども、これについては身体障害者手帳をお持ちの方で、例えば、両下肢、体幹の機能障がいの方については、1級、2級の方が該当になるだとか、そういった要件がございますけれども、例えばこれを3級までに広げるですとか、要介護5を要介護4までに広げるだとか、そういったことはあるかと思えます。そういった方が要望されるということはあるかと思えますので、答弁の中でも申し上げましたけれども、そういう声がございましたら北海道選挙管理委員会等を通じまして国のほうに声は上げていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 北海道選挙管理委員会を通じ国に伝えていただきたいなというふうに思います。続きまして、(2)の①②、ちょっと煩雑なのですけれども、若い有権者、18歳選挙権のことについて質問します。

広報紙に掲載しているということでありました。不在者投票の啓発といいますか、あるいは住民票を移してくださいと、そういったこと広報紙に書いてありますというふうなことでありまして。周知を図っているということでしたが、その周知の活動あるいは啓発活動の工夫というのもまた大変重要になってきていると思えます。ほかの自治体の事例を簡単に紹介したいと思います。

愛知県の例なのですが、選挙コンシェルジュという、そういった取り組みを行っております。松山市なのですが、松山大学という大学の中に期日前投票所を設置しておりまして、その投票所の管理や運営あるいは啓発動画の作成などそういうのを行っているというのです。周知、啓発、啓蒙活動の一部を町民とともにやること、特に若い有権者とともにやっていくことについて何かお考えはあるでしょうか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（菅野勇次） 今、お話あった愛知県の選挙コンシェルジュの話ですが、私は承知はしていないのですけれども、ほかの県や何かでも、今回の選挙権年齢の引き下げに伴いまして大学に期日前投票所を設置するですとか、それにかかわって、そういった職員といいたしよるか、そういった人を置くというようなことは聞いたことがございます。さらに、今回の選挙権年齢の引き下げに伴いまして、北海道でいいますと北海道の選挙管理委員会が主体となりまして、出前講座を高校でやったり、そういったことも取り組んでおります。本町においても江稜高校、それから幕別高校、中札内高等養護学校、それぞれ道選管からお話ありまして、うちの選挙管理委員会も協力をいたしまして、出前講座をやったという経過がございますので、そういった学校等の協力もいただきながら、若い方の選挙に関する関心を高めていくというようなことも、どんどんやっていかなければならないというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 若い新しい有権者の啓蒙というのですか、選挙、投票活動に対する啓蒙というのをさらに進めて行ってほしいなと思えます。今、言いましたね、選挙コンシェルジュもただの一例にすぎないと思えます。特に一緒になって盛り上げていくというのですかね、出前講座も大変すばらしい取り組みだと思うのですが、何か教えるというよりか一緒につくり上げていくというようなやつだと一層の効果があるというふうに考えます。ぜひ進めて行っていただきたいというふうに思えます。

それでは、最後です。開票ミスがなくすることについてです。今の答弁の中から、また行政報告の中からも再発防止の検証が十分行われていることは大変よく伝わりました。開票ミスが起こらないような取り組みを期待して、私の質問を全てこれで終わりたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

この際、16時まで休憩いたします。

15：48 休憩

16：00 再開



○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、子供の貧困対策について。

厚生労働省の調査によると、平成24年の子供の貧困率は16.3%と、過去最悪を更新しました。これは、18歳未満の子供のうち約6人に1人が貧困であることを意味しており、今、先進国の中で最悪レベルにあると言えます。子供たちの健全な成長は、地域・社会の希望であり、社会全体の責務です。

そこで、以下の点について伺います。

①子供の貧困の現状についてどのように考えているのか。調査、推計などで実態の把握をされているのか。

②平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年には「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定されました。さまざまな施策を講じるよう求められている中、現在、本町が実施している施策の取り組み状況は。

2、地域で取り組む「ひきこもり」の社会復帰支援について。

内閣府によると、「ふだんは家にいるが近所のコンビニ等に出かける」「自室からは出るが家からは出ない」「自室からほとんど出ない」の3パターンを合わせた狭義のひきこもりは、23万6,000人。これに、「ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」を加えた広義のひきこもりは、69万6,000人に達すると言われています。

厚生労働省は、ひきこもりを「さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義し、それが26万世帯に上ると推計しています。

近年はひきこもりの高齢化が進んでおり、KHJ全国ひきこもり家族連合会の調べでは、ひきこもりを始める年齢は横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向、最近は一旦社会に出てから挫折したことで引きこもる人がふえ、高齢化が進み、家族の負担は重く、より支援を難しくしていると分析されています。

また、ひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、年金受給世帯が生活困窮世帯になる現状がふえつつあります。

そこで、以下の点について伺います。

①不就労者、ひきこもりの実態調査を実施しているのか。また、相談件数は。

②ふえ続けるニートやひきこもりの人たちの支援について、本町はどのような方向性を持ち、取り組みをしていくのか。見解と対策は。

③ひきこもりを要因とした生活困窮世帯への支援について、関係機関とどのように連携をしているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「子供の貧困対策について」であります。

子供の発達を脅かす問題として、子供の貧困が大きな社会問題となっております。厚生労働省が実施しております「国民生活基礎調査」において、日本の子供の貧困率は、平成24年に16.3%となっており、この30年間、増加傾向にあります。

6人に1人の子供が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らすという厳しい状況で、日本の貧困率を国際的に見ますとOECD加盟国34か国中10番目に高い数字となっており、特にひとり親世帯の日本の貧困率は50.8%とOECD加盟国の中で最も貧困率が高いことが報告されております。

このため、国では子供の貧困対策について、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法

律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子供の貧困対策を総合的に推進することが決定されました。

また、北海道においては、昨年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を定め、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、世代を超えて貧困が連鎖することがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子供の権利と利益を尊重しながら地域全体で見守り、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すとしております。

本町といたしましては、北海道を初め関係機関等と連携しながら、子供の実態把握や効果的な支援方策のあり方の検討、参考情報の共有、情報の発信など実情に沿った取り組みを効果的に推進してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「子供の貧困の現状についてどのように考えているのか、調査、推計などで実態の把握をされているのか」についてであります。

町では、独自に子供の貧困調査等について実施しておりませんが、本町における生活保護の世帯数や児童扶養手当を受給している世帯数、就学援助を利用している子供の数、保育料の区分で住民税非課税世帯の世帯数、さらに、地域の民生委員による日ごろの見守り活動を通して、子供の貧困の現状把握に努めております。

これらの現状から、国が示しております調査等と貧困の実態は、ほぼ変わらないものと推測しているところであり、引き続き、国の調査を基礎資料とするとともに、「北海道子どもの貧困対策推進計画」で示す貧困に関する指標などを参考にしながら、本町の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「現在本町が実施している施策の取り組み状況は」についてであります。

子供の貧困対策については、生まれ育った環境により、子供の教育を受ける機会や能力を発揮する場が制限されることがないように、取り組むことが必要であると考えております。

平成26年8月に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」では、基本的な方針として、「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」の四つの柱により取り組むこととしております。

本町といたしましては、各種検診助成事業や私立幼稚園の入園料・保育料の補助、学童保育料の減免、小中学校での就学援助、中学生までの医療費無償化、認可保育所等の保育料の軽減措置などの施策の実施を通して、世帯の生活の基礎を下支えし、子供の貧困対策につながるよう努めているところであります。

今後は、国における大綱策定以降の動きや北海道の推進計画・施策との一体性や緊密な連携が図られるよう、子供の貧困対策のあり方について研究し、地域の実情に合った施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「地域で取り組む「ひきこもり」の社会復帰支援について」であります。

子供や若者が次代を担い、その健やかな成長が社会の発展の基礎をつくっていくものでありますが、近年、若者を取り巻く環境が悪化し、ひきこもり、若年無業者、いわゆるニートなど社会生活を営む上で困難さを有する若者が増加していると言われており、平成22年に内閣府が実施した「若者の意識に関する調査」では、15歳から39歳までのひきこもり者は、推計で約70万人とされております。

また、平成26年に総務省統計局で行った「労働力調査」では、ニートやフリーターが179万人であるという統計結果が報告されているところであります。

ご質問の1点目、「不就労者、ひきこもりの実態調査を実施しているのか、また、相談件数は」とご質問の2点目、「ふえ続けるニートやひきこもりの人たちの支援について、本町はどのような方向性を持ち取り組みをしていくのか、見解と対策は」については、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

不就労者、ひきこもりの実態調査につきましては、対象世帯が限定できないことやプライバシーの問題もあり、調査自体が難しいため実施いたしておりませんが、ひきこもりは、いじめや家族関係、性格、病気などさまざまな要因が関係し生じることで、環境によるストレスなどの社会的要因や精神

疾患、発達のおくれなどの要因が絡み合い、ひきこもりの状態を引き起こしていると言われております。

本町においては、ここ数年、精神障害者保健福祉手帳の新規取得や精神疾患の治療を行う方が増加してきており、こういった精神疾患がひきこもりの要因の一つとなっているものと認識いたしております。

また、ひきこもりについての相談件数につきましては、過去3年間で障がいをお持ちの方から2件、生活困窮に係る相談の中で、ひきこもりの方がいることが判明し、生活相談とあわせて支援を行ったケースが7件ありました。

本町といたしましても、ひきこもりやニートの解消と自立支援が重要であると認識しているところであり、今後は、専門家による相談の窓口である「北海道ひきこもり成年相談センター」や就労に関する相談の窓口である「おびひろ地域若者サポートセンター」へのつなぎや周知を図るとともに、関係機関との協議の場を設置するなど、一人一人の状況に応じた相談体制、支援体制の充実に努めてまいります。

ご質問の3点目、「ひきこもりを要因とした生活困窮世帯への支援について、関係機関とどのように連携しているのか」についてであります。

昨年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、本町においては十勝総合振興局が主体となり、生活困窮者に対し自立相談支援を中心に、住居、就労、家計等の支援が行われております。

このような中、昨年8月に本法律におけるひきこもりなどの社会的孤立への対応が厚生労働省から示され、自立相談支援には生活困窮者を包括的に受けとめることとしていることから、相談者の中にはひきこもり問題を抱える方も含まれるとされたところであります。

本町におきましては、このような相談があった場合、本人やご家族とお会いし、住居や家計など自立支援に係る内容をお聞きした中で、自立相談支援機関である「とちかち生活あんしんセンター」と連携を図りながら、事前の情報提供や相談日程の調整など、安心して相談できる環境づくりに努めているところであります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

子供の貧困対策についてであります。ご答弁にもありましたが日本の子供の貧困率はOECDの調査結果で34カ国のうち10番目に高いということで、その中でもさらに深刻なのはひとり親世帯の子供であり、その貧困率は50.8%、2人に1人を超えるという世界でもトップクラスという現状でございます。

また、本日の一般紙にも掲載されておりましたが、札幌では10月に2,000世帯から1万3,000世帯の拡大をしながら子供の貧困調査を初めてするというところでございます。現在、国では、都道府県に子供の貧困対策計画策定の努力義務が課せられ進められております。

幕別町といたしましても、子供の貧困対策について独自でプロジェクトチームを立ち上げ、実施計画を策定することにより子供を取り巻く現状の実態をあぶり出すことができ、貧困の連鎖を食い止めることが見つけられるのではないかと思います。それには、詳細な調査の上、具体策を練り、必要な対策を打って初めて、効果のある対策が打てるのではないかと思いますので、まずできることから調査を始めていただき、実態そして傾向を知ることが重要だと考えます。

そこで、行政として幕別町の子供の実情や背景を、どのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは答弁でも申し上げましたように、調査をやっておられませんから、個々詳細なことについては当然わかりませんが、恐らく今までの低所得者対策にかかわるいろいろな制度、事業をやっておりますので、そういった中から考えますと、国で調査をいたしましたほぼ6人に1人が平均所得以下の世帯に属する、それほど傾向は変わらないのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 国でそのような調査を出しているということでございますが、幕別町というこの地域のやはり実態を把握するというのも、行政の責務ではないかなと思います。本当に調査するということは大変難しいことかと思うのですが、できるところから調査を始めていただきながら、徐々に積んでいながら実態を知っていくことが重要ではないかと思っておりますので、その点も考慮していただきたいなというふうに思います。

次に、子供の貧困対策に関する大綱が示す重要政策は、「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」、実態把握のための調査研究が挙げられております。法が施行されてから2年がたちますが、全国の自治体で具体的な取り組みが進められております。本町といたしましても、さまざまな施策が実施されているところですが、そういうところは大変評価するところがございます。しかしながら、これでいいというものではなく、行政として大変ご苦労されていることはもう本当にわかるのですけれども、そこで1点だけお伺いさせていただきます。

教育支援についてお伺いさせていただきます。

具体的に申し上げます、スクールソーシャルワーカーの配置についてでございます。国においては、2019年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校に配置する方向を打ち出しております。町教育委員会としてスクールソーシャルワーカーの配置計画をしっかりと持ち、増員するべきではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 本町におきますスクールソーシャルワーカーにつきましては、道の事業を活用しまして1名のソーシャルワーカーを置いているところでございます。

内容としましては、いろいろと問題になっている児童・生徒、それと保護者等に寄り添って、さまざまな相談業務を中心に実施したことがありまして、今後につきましては、大体毎年100件程度の相談業務を実施しているところから、現段階においては大体その中で収まっている状況でございますので、これにつきましては相談件数等勘案しまして、今後また検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 子供たちの教育に関しまして、そのような支援も大変必要かと思っておりますので、ぜひともスクールソーシャルワーカーのほうも増員をしていただき、本当に子供たちのためということを考えまして進めていただきたいなと思っております。

次に、子供の貧困をなくすためには、大変自治体の取り組みも大きな鍵を握るかと思っております。そこで、子供の貧困対策に取り組む専門の部署を設けるということも今後求められていくのではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 貧困対策につきましては、法律は2年前にできておりますけれども、北海道における推進計画ができたのは、実質的にはこの3月でありますから、まずは北海道の推進計画に基づく施策というものが、どういうふうに展開されていくのか、もちろん、今、私たちの町でもさまざまなそういう貧困対策といいますか、子育て支援というか、低所得者対策といいますか、いろいろ兼ね備えた意味合いはありますけれども、実際やっておりますので、北海道の計画に基づく施策の展開と私どもがやっております低所得者対策と総体的に考えながら、一体的なものとして効果が上がるようなそういう事業展開が必要だというふうに思っているところでありまして、今のところは、町でやっている低所得者対策、各課にまたがっております、円滑に進められているのだろうなというふうに思います。それを貧困対策というくくりの中で、1カ所で実施するところまで、今、そんなメニューもありませんし、まずはそれぞれの事務事業、施策というものが確実に、円滑に行われることが大事であろうというふうに思います。そういった中で、道の計画に基づく対策というか、事業が出てくることによって、数が非常に膨大になってくるとか、多岐にわたるだとかということになれば、そういっ

た必要性もあるのかもしれませんが、現状では今の担当課がそれぞれ事務を担当することで全く問題ないのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 近藤議員。

○9番（岡本眞利子） では、前向きに取り組んでいただいているということで貧困対策のほうは終わらせていただきたいと思います。子供の貧困対策計画は市町村には任意ではありますが、子供の貧困対策の推進において、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない貧困の状況にある子供や、健やかに育成される環境を整備し、全ての子供が希望と夢を持って成長できる幕別町にさせていただけたらということをお願いしたいと思います。

続きまして、ひきこもりの社会復帰支援というところで質問させていただきます。

ひきこもりの実態調査についてですが、平成22年度に内閣府が実施した調査で我が国の15歳から39歳までのひきこもりは推計70万と言われております。では、うちの町はどうかというと、実際の人数は不明ということでございますね。そうですね。これは、家族や地域あるいは本人などから申し出のないということもあり、プライバシーの問題なども含めまして大変調査には厳しいものが、難しいものがあると思いますが、今後の対策を進める上で大変重要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 調査については、岡本議員がおっしゃったように、答弁でも申し上げましたけれども、非常に対象世帯がわからない、一軒一軒訪ね歩いて、お宅どうですかと聞いて歩くわけにいかないわけで、非常にプライバシーの問題があって出しにくいということもありますので、なかなか実態の把握は難しいわけでありまして。ただ、そのひきこもりの原因が何か問題を抱えている、心に問題を抱えているとか、そういった場合については、常に相談窓口はオープンではありますので、そのことは引きこもりということだけではなくて、精神的に問題を抱えている方については、広く相談窓口を設置しておりますので、そういった中で対応してまいりたいというふう思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 全国ひきこもり家族連合会の調べによりまして、ひきこもりを始める年齢は2004年から2009年までは20.5歳から21.2歳で推移をしておりましたが、2014年になりますと33歳から、一旦社会に就職してから挫折したことでひきこもり状態になる人がふえ、高齢化に拍車をかけていると言われております。このことから、年齢が高くなればなるほど抱える家族の負担は重くなり、支援も難しくなっております。うちの町でもさまざまな相談があったようでございますが、その中で当事者とその家族に対して幕別町の支援状況については、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 本町の相談としましては、ひきこもりが直接問題とされて相談を受けた件数はないのでございますが、生活相談の中で、実際に家族構成やそういったことをお聞きした中で、そういったひきこもっていらっしゃるご家族がいらっしゃるということが判明したというような形で、過去3年間では7件の方がそういった状況にあったというところでございます。実際、年齢としては、20代の方が4人、30代の方が2人、40代の方が1人と、やっぱりそういった年齢構成にはなっているのですが、実際にこの中でご本人にお会いできたというのは1件しかございまして、実際には、やはりお会いできない状況がありました。お会いできない方においては、やはり専門的な機関のご紹介をしてきたというところが現状でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、ご答弁いただきましたけれども、ひきこもりになっている家庭では相談に来るのは本当にごく一部だと思います。本人が相談するなんていうことはまれなケースだとも思いますので、まず家族の方がどこに相談すれば話を聞いてもらえるのかわからない現状ではないでしょうか。また、悩みを抱えたまま放置されてしまっているということも大きな問題ではないかと思っております。

本人、家族への支援体制の強化を特に優先すべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 各種相談への相談窓口のターゲットを標榜する仕方ですけれども、この案件に関しては非常に難しいところがあると思います。やはり日常活動の中でそういう人たちも相談できるのだというところを、担当職員たちが町民に出会う場面一つ一つできちんと伝えていくことが重要だというふうには思いますので、今後、相談窓口に対応する職員のみならず、町民の窓口の一番前に立つ職員たちみんなが、そういう意識を持って対応できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） やはり幕別町といたしましても、専門窓口を含めまして相談体制を整備していく必要性が高いのではないかと思います。今の状況でありますと、町が受け身の姿勢ではないかなと思います。受け身のこの姿勢ですと、解決されない方向に多いのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これも、先ほども申し上げましたけれども、こちらから積極的にあなたのうちどうですか、ひきこもりの方いらっしゃいませんかということではできないのですよね。ですから、やはり特に行政で手を差し伸べるのは、何らかの心の問題があったりして、どうしても外に出られない、そこを何とかケアをするということなのだというふうに思います。ですから、こういう窓口がありますよ、ご相談くださいということをしかりと周知してまいりたいと思いますし、また民生委員の方々なども通じて、周知をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 確かに一軒一軒行きますと、ひきこもっている子供はいないですか、ひきこもっている人はいませんかというわけにはいきませんので、やはり家族がどれだけ相談が町にできるかということが重要ではないかと思います。自分の家族にひきこもっている子供がいるというようなことから、なかなかどこに相談していいのかということもわからないような方も多いということも耳にしておりますので、ぜひともそういう相談体制の整備をしかりとさせていただきたいなと思います。まず、ひきこもりに特化した第一の相談窓口ということをしかりとさせていただきたいなというふうに思うところであります。

国では、平成21年度からひきこもり地域支援センターを設置し、事業をスタートしております。北海道には札幌1カ所のみ設置しておりますが、このセンターとの連携はどのように図っているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 実質、先ほど相談があった場合、生活相談の中で、そういう方がいた場合ということで、私どものほうとして、この北海道ひきこもり成年相談センターというところにご相談ということをおアドバイスさせていただいているところでもありますし、また生活困窮者自立支援制度の中で、今、就労支援等の相談窓口となっております、とかち生活あんしんセンターというところにおいても、生活困窮者の相談にあわせて、そういったひきこもりの相談もお受けしているということで、そういった連携を図りながら相談につなげているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ひきこもり地域支援センターも北海道には1カ所ということで、大変、限界があるのではないかと思います。そこで、ひきこもりサポーターによる支援が大変重要になってくるのではないかと思います。厚生労働省では、平成25年度から都道府県でひきこもりサポーター養成研修事業を実施していることになっておりますが、幕別町からは参加されているのか。参加をしていれば、参加状況についてお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 先ほど、ひきこもりサポーター支援事業におきましては、北海道が設置するひきこもり地域支援センター、今現在、北海道ひきこもり成年相談センターがサポーターを養成しまして行っていく事業というふうにお聞きしております。現在、26年に帯広市でそういった研修がなされたということでありましたけれども、本町からの参加はございませんでした。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 参加はされなかったということですが、それだけ力を入れていなかったということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） そこに特化して、そのことだけをという形でやっていなかったことを、力を入れていなかったと言われれば、そうかもしれませんけれども、ずっと挙がっていますとおり、ひきこもりは、ひきこもりそのものを問題視することもさることながら、ひきこもるまでに至った経過だったり原因だったり、何か持っているもの、家族関係、そういうところで相談体制の中でそれをいち早くキャッチして対応していくというところを積み上げてきたという経過はあります。

近年、このひきこもりサポートセンターの設置ですとか、法の改正とかを見てわかりますとおり、本当にひきこもりに特化してというのは、このひきこもりの人たちが高年齢化して、その親たちがさらに高齢になってという問題が複雑化してきたところで、また問題の側面が変わったところで近々取り上げられている場面も多くなってきています。私どもも十分そのあたりのトレンドにはきちんと目を向けていて、重要であることは認識しておりますが、これまでそこに力を入れてこなかったということではないことはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 十分理解をいたしました。ぜひとも、またこのような機会があるときには、参加をしていただきながら、いい方向にということで見ていただきたいと思います。

平成27年度から生活困窮者自立支援法がスタートしておりますが、社会的孤立、ひきこもりの対応について施策が出されております。その自立支援法には、必須事業と任意事業がございますが、幕別町ではこの二つの事業の取り組みの内容、状況についてお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 生活困窮者自立支援法に基づく支援制度については、北海道が事業主体となって進めているものでございまして、その中で実際に相談・支援を受けられている方については、平成27年で十勝全体で222件の相談件数がございまして、幕別町からの相談件数が24件ということになっております。またこの中で、学習支援事業というのも取り組まれてございまして、こちらのほうについては平成27年現在で全体利用が27名となっております、その中で幕別町からの利用が4名ということになっております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） この生活困窮自立支援法でこの必須事業と任意事業ということで2件挙げられておりますが、就労準備支援事業についてお伺いしたいと思います。

地域の産業では、大変、今、人手不足と言われております。高齢化が進む中、農業や建設業界などで就労支援に取り組むことによって、若者のニートの解消が進められるのではないかと思います、その点についてはいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） ご承知のとおり、これ道の事業として、現行、道ではこの事業に特化した事業は実施されていないのが現状です。

ただ、意味的に言いますと、直ちに就労することが困難な者に社会的能力等の取得にかかわる支援という意味合いでいけば、この事業にのらない形でも、町でそういう相談があった人たちを受け入れる部分としては例えば、今、自立支援協議会の中の、それは障害に特化していますけれども、就労部

会があって、どういう形で、障がいをお持ちの方がどういうプロセスで一般支援までつながるかということを経験しながら、それを一般の方にも積み上げていけるような形では、町としてもそういうものが需要だというふうには思っています。

ただ、あくまでも道の事業の中での、この任意事業の中では、現在取り上げられていない事業となっております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） そういう、私は道の事業だから、国の事業だからというふうに決めつけるのではなくて、やはりニート、ひきこもりをどのようにしていくかというところを重点に考えていくと、この線引きというところがちょっと違うのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 先ほど来、申し上げておりますとおり、ひきこもりということでの実態調査のような形でもまだ現行、町の中で体制もとられておりませんし、町の中にどのぐらいのひきこもりの方がいるかということも、これからということの中では、もちろんこれが重要なことではあると思いますので、これから積み上げていかなければとは思いますが。

ただ、今、岡本議員がおっしゃっていただいた生活困窮者の自立支援制度にかかわりますものは、あくまでも道が設置された事業の中で町村との連携ということ而走る事業ということになっておりますので、これと同名称のものでこの形の事業でということではいかならないと思いますが、必要な内容であるということは十分自覚して、どんな形でやっていけるか、ほかのひきこもりの方の相談を受けていく体制をとる部分についてもあわせて検討していきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） これはあるところの、秋田県の藤里町の例なのですけれども、まず平成23年度にひきこもりの実態調査を町独自で行いまして、15歳から55歳の町民1,293人のうち113人が長期不労者状態でひきこもっているということが判明しております。その割合は8.74%に上り、半数以上が40歳以上だったということもわかったそうです。したがって、ひきこもりは高齢化がもう明らかになりまして、このような調査をしまして、そしてその後、この取り組みをした後、ひきこもり、不労者が社会復帰する前段で、地域住民とともに地元へ貢献できるような仕組みや施設をつくり、就労応援につながっていったということの例もございますので、ぜひともこのような町の、自治体の取り組みを研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、ご紹介のありました町がどの程度の人口規模で、どういう産業構造であって、どういう地形のところかというのは全くわからないものですから、それが即、我が町に当てはまるかどうかとも全く今の段階ではわかりません。ともかく、どんな取り組みをしているかということもまずは勉強させていただいて、それが参考になるのであれば、取り入れてまいりたいというふうに思えます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ありがとうございます。

町長の前向きに考えていただけるということでございますので、いずれにいたしましても、より効果的な支援のあり方を推進していただきたいと思えます。

先ほど冒頭でも述べましたが、多くの若者が不労者であり、ひきこもりの現実にあることや高齢化が進んでいることが推測されます。そしてさらなる問題には、ひきこもりを抱える親の高齢化が進んでいるということもございます。

マスコミでも取り上げられましたが、記憶にあるかと思いますが、亡くなった親の死亡届を出さず、そのまま年金を受給して生活をしているなど報道があり、記憶に新しいかと思えます。これは、子供世代の不労が要因の一つとも考えられ、社会復帰できないこと、また不労が長く続くことによって生活困窮になってしまうことも予測されます。



高齢社会の負担となるばかりか、地域の活性化も妨げることに繋がるのではないかと思いますので、最後にしっかりとした体制で進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの議会は、午前 10 時から開会いたします。

16 : 44 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成28年第3回幕別町議会定例会  
(平成28年9月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（5人）
- 日程第3 議案第75号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第76号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第77号 平成28年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第78号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第79号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第80号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）

# 会議録

平成28年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年9月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議 長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      企 画 総 務 部 長 菅野勇次  
会 計 管 理 者 原田雅則      忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明  
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子      経 済 部 長 田井啓一  
建 設 部 長 須田明彦      教 育 部 長 山岸伸雄  
札 内 支 所 長 坂井康悦      糠 内 出 張 所 長 阿部麗子  
政 策 推 進 課 長 山端広和      地 域 振 興 課 長 小野晴正  
土 木 課 長 寺田 治      総 務 課 長 武田健吾  
経 済 建 設 課 長 川瀬康彦      税 務 課 長 川瀬吉治  
保 健 課 長 合田利信      福 祉 課 長 新居友敬  
学 校 教 育 課 長 高橋修二      生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄  
保 健 福 祉 課 長 金田一宏美      都 市 計 画 課 長 吉本哲哉  
水 道 課 長 笹原敏文      こ ど も 課 長 杉崎峰之
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 澤部紀博      係長 佐々木慎司
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文

# 議事の経過

(平成28年9月8日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番小島議員、7番若山議員、8番小川議員を指名いたします。

## [一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 初めに、このたびの台風による影響を受け被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

では、通告に従いまして、一般質問をいたします。

特別支援教育についてであります。

文部科学省が2012年2月から3月にかけて、公立の小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を対象に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によると、「知的発育に遅れはないものの、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」は6.5%、男女別では男子が9.3%、女子が3.6%となっています。

また、2014年3月に公表された独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の補足調査報告書では、「著しい困難を示すとされた児童生徒の割合について、6.5%の結果は貴校の現状とほぼ一致すると思いませんか」との質問に対し、回答した4割の学校で、「6.5%より多い」と答えています。

学校生活のサポートを必要とする子供は増加の一途をたどっており、幕別町の小中学校で特別支援学級に在籍する児童生徒は2015年時点で110人、2007年度の36人と比較しても3倍にも増加しています。

多様な特性を持つ子供たちに対し、一人一人の成長に合わせたきめ細かな対応を実現するための体制整備を求め、以下の点を伺います。

①特別支援学級の児童生徒が普通学級で学ぶ「交流学級」を北海道教育委員会が進めているが、町としての取り組みは。

②インクルーシブ教育、障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育が求められようとしているが、幕別町ではどのような考えを持っているのか。

③発達支援を必要とする児童への支援について、一貫性と継続性を保障するため、個別支援ファイ

ルの作成を行う考えは。

④特別支援教育就学奨励費の対象を、町独自で拡大できないか。

⑤夏休みなどの長期休業により、収入が減って生活が安定しない特別支援員の待遇改善を図るべき。

⑥発達支援センターで学齢期を対象とした心理検査が予定されているが、その内容は。

⑦ことし5月に改正発達障害者支援法が成立し、発達障がい者やその家族に対する心のケアを含めた相談体制の構築が盛り込まれた。幕別町ではどのように具体化を図るのか。

⑧支援が必要な子どもを預ける「日中一時支援事業」が不足しているため、働きたくても働けない状態があるが、幕別町としての対応は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 荒議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目、2点目、4点目、5点目につきまして、ご答弁させていただきます。

初めに、「特別支援教育について」であります。

「特別支援教育」は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うことを理念とし、平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、全ての学校等において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援を行っているところであります。

本町では、特別支援教育を必要とする児童生徒の人数は、年々増加の傾向をたどっており、平成24年度特別支援学級に在籍する人数が99人でありましたが、28年度におきましては、163人となっております。

教育委員会といたしましては、障がいのあるまたは特別の配慮を必要とする幼児・児童・生徒に対して、適切な就学の支援を行うため、教育支援委員会において早期からの教育相談の機会を設定し、障がいの状況や保護者の意向を十分に把握しながら、幼児・児童・生徒の状態に応じた適切な教育または就学指導に努めるとともに、小中学校における特別な支援を必要とする子供一人一人に応じた指導の充実を図ることを目的に、特別支援教育支援員を配置しているところであります。

ご質問の1点目、「特別支援学級の児童生徒が普通学級で学ぶ「交流学級」を北海道教育委員会が進めているが、町としての取り組みは」についてであります。

文部科学省が定める学習指導要領総則には、「障害のある児童生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」並びに、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けること。」と規定されております。

学校における障がいのある児童生徒との交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人として、お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えております。

特別支援学級と通常の学級において、交流及び共同学習を行う際は、当該児童生徒の障がいの状態に応じた適切な指導が行われているかどうかという内容面の充実が重要でありますことから、児童生徒の実態や特別支援学級の児童生徒の障がいの状態、交流及び共同学習の目標や計画等について、学級担任間だけでなく、全教職員が共通理解を図り、組織的に取り組まれることが重要であります。

その上で、児童生徒の指導や支援の内容や方法、指導体制、評価等について綿密に打ち合わせをして、個別の指導計画等に明記し、保護者にも十分説明し、理解していただくことも大切であると考え

ております。

このことから、本町の小中学校におきましては、交流及び共同学習の意義や留意点を踏まえ、一人一人の児童生徒の成長を中心に据えた教育活動を進めており、交流及び共同学習を進める上で必要な「合理的配慮」や「多様な学びの場の設定」「個別の支援計画・指導計画作成」等について、各学校や教育支援委員会、特別支援教育支援員の研修会等の場において研修に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、特別支援教育を担う教職員の資質と専門性の向上を図るとともに、関係機関と連携を密に、保護者との共通理解を図りながら、交流及び共同学習を含め、より効果的な特別支援教育を推進してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「インクルーシブ教育（障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育）が求められようとしているが、幕別町ではどのような考えをもっているのか」についてであります。

インクルーシブ教育については、国際条約である障害者権利条約において、「教育についての障害者の権利を認め、差別なしに、かつ機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（いわゆるインクルーシブ教育）及び生涯学習を確保する。」と定められております。

このことは、障がい者が自由な社会に効果的に参加することを可能とするものであり、「障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」等の確保が求められており、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされ、「個々の教育的ニーズに合わせて、自立と社会参加を見据えた効果的で連続性のある多様な学びの場を設けること」「合理的配慮とその基礎となる環境の整備」「教職員の専門性の向上」等を図らなければならないものと考えております。

本町におきましては、特別支援学校に在籍する児童生徒が、町内の小中学校において、交流活動を行うことができる「幕別町地域学習校制度実施要項」を平成20年に定め、これまでも「地域で生まれた子は地域の学校に」の考えの下、保護者の方々の意向を最大限に尊重し、学校や専門家の方々と協議を重ね、町内の小中学校において学ぶ機会を提供してきたところであります。

これは、単に一緒の場で同じ教育を行えばよいという考えではなく、また、特別支援学級を否定するものではないことから、各小中学校では、障がいなどの特性や程度に応じ、あくまでも、個別指導計画を基本としたその子に応じたきめ細かな教育を進めているところであり、障がいを持った児童生徒の能力を可能な限り伸ばすことを心がけ指導を行っております。

子供たちが、ともに学び合う場を考える際、特別支援学級と通常の学級間の交流及び共同学習の充実が求められていることから、障がいのない子も早くから障がいを理解し、多様性を尊重する教育を通して、将来の共生社会の形成のため、一人一人を尊重した教育について、今後とも意を注いでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「特別支援教育就学奨励費の対象を、町独自で拡大できないか」についてであります。

特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等就学のために必要な経費の一部を援助し、特別支援教育の振興を図ることを目的に実施しているものであります。

対象者は、特別支援学級に在籍する児童生徒で、就学援助を受給していないこと及び生活保護法による保護基準額を準用して定めた金額と前年中の世帯の所得金額を比較し、2.5倍未満となる場合に認定しているところであります。

年々、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加するとともに、特別支援教育就学奨励費の受給につきましても増加しており、本年度におきましては、特別支援教育就学奨励費を受給している人は、在籍する児童生徒163人のうち78人で、47.9%であります。この他に就学援助を受給している人は、在籍する児童生徒163人のうち51人で、31.3%であり、特別支援教育就学奨励費もしくは就学援助を

受給している人の合計は、在籍する児童生徒 163 人のうち 129 人で、79.1%となっておりますことから、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減につきましては、一定程度図られているものと理解しており、特別支援教育就学奨励費の対象拡大につきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解願います。

ご質問の 5 点目、「夏休みなどの長期休業により収入が減って生活が安定しない特別支援員の待遇改善を図るべき」についてであります。

特別支援教育支援員につきましては、「幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱」に基づき、小中学校において障がいのある児童生徒に対する食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常生活の介助や発達障がいの児童生徒に対する学習活動のサポートなど、学校における特別な支援を必要とする子供一人一人に応じた指導の充実を図ることを目的に、平成 20 年度から町単独で配置しております。

特別支援教育支援員は、町の日額臨時職員として、当初は教員免許有資格者 10 人を任用しスタートしましたが、年々、学校における特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、平成 23 年度から教員免許取得者以外の方も任用するなど、人員の確保に努めてきたところであります。

本年度につきましては、小学校 7 校に 37 人、中学校 4 校に 7 人、合計で 44 人の特別支援教育支援員を配置しているところであります。

特別支援教育支援員の勤務は、あくまでも小中学校における児童生徒の生活の介助や学習活動のサポートなどの支援が目的でありますことから、学校の夏休みなどの長期休業期間は勤務を要しないものとしているところでありますが、特別支援教育支援員の資質向上のために、夏休み期間を利用し、特別支援教育の理念や子供の心に寄り添う支援の方法等について、研修を実施し勤務日としているところであります。

このため、特別支援教育支援員の設置目的から、学校の長期休業における収入の確保として、さらに勤務日を設定することについては難しいものと考えております。

また、賃金単価につきましては、事務補助員よりも高く設定しており、帯広市、音更町、芽室町と比較した場合、最も高い金額となっておりますので、ご理解願います。

以上で、荒議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

私からは、ご質問の 3 点目と 6 点目から 8 点目につきまして、ご答弁させていただきます。

ご質問の 3 点目、「発達支援を必要とする児童への支援について、一貫性と継続性を保障するため、個別支援ファイルの作成を行う考えは」についてであります。

子供の発育発達には、一人一人の個性を把握し、成長過程に応じて適切にサポートしていくことが必要であります。

よりよい支援を提供するためには、児童・保護者を中心に、福祉、保健、医療、教育などの関係機関が児童にかかわる情報を共有し、連携を確かなものにしていくことが重要であります。

発達に支援を要する子供の個別支援ファイルは、保護者が子供の成長をきめ細かく見守り、保護者の下で情報を一元管理できるものであります。

基本的な内容としては、子供の成長や生活の様子を初め、療育や福祉サービスの支援記録などの情報を保護者が記録しファイリングすることで、必要なときに必要な方や関係機関へ正確な情報を引き継ぐことができるものであり、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供を行うためのツールとして意義のあるものと認識しております。

本町におきましては、発達支援システムに基づく個別的継続支援として、「個別支援計画の策定」を掲げ、昨年度から関係部署や関係機関で協議、検討してまいりました。

この個別支援計画は、対象児童の保護者の同意を得て作成するもので、統一した様式により町内の幼稚園、保育所、小中学校、発達支援センターがその児童や保護者の実態を把握し、生活の中で実現

可能な目標設定を行い、その目標の達成に向け支援に当たるものであり、本年4月から開始したところであります。

この計画につきましては、町や関係機関が評価を行った後、保護者を含めそれぞれで保管することとしており、一人一人に合わせた適切かつ継続的な支援に資するものと考えております。

ご質問の6点目、「発達支援センターで学齢期を対象とした心理検査が予定されているが、その内容は」についてであります。

発達支援センターでの支援につきましては、保育士が中心となり学齢期前の幼児の相談、療育を中心に進めてきたところではありますが、本年4月から、臨床心理士を採用しセンターに配置したことにより、保護者との信頼関係の下、各種心理検査やアセスメントなどに基づき、より専門的で、適切な療育につなげることができるものと考えております。

また、臨床心理士による各種検査の結果などは、学校や病院など他機関に提供できることから、学齢児童への支援の一環として、保護者や小中学校からの心理検査の依頼に対して検査を実施し、児童の現在の状況や今後の支援内容についてアドバイスを行うものであります。

本年8月から申し込みを受け付け、現在、3件の検査を実施したところであり、今後とも、学齢児童への支援の充実に取り組んでまいります。

ご質問の7点目、「ことし5月に改正発達障害者支援法が成立し、発達障がい者やその家族に対する心のケアを含めた相談体制の構築が盛り込まれたが、幕別町ではどのように具体化を図るのか」についてであります。

発達障害者支援法が平成17年に施行されてから、発達障がい者に対する支援が着実に進展し、発達障がいに対する国民の理解も広がってきたところでもあります。一方、法の施行から10年が経過し、乳幼児期からの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細やかな支援が求められております。

こうした状況から、国では、本年8月に発達障害者支援法を改正し、発達障がい者のライフステージを通じた切れ目のない支援を基本に、相談体制の整備を初め、家族への情報提供や活動支援の充実を図るとされたところでもあります。

本町における相談体制は、各種検診時に保健師による保護者への助言を実施しているほか、発達支援センターでは、発達に障がいのある児童の保護者からの家庭での困りごとや幼稚園、保育所での悩みごとに対する発達相談を実施しております。

保護者への支援としましては、子育てに関する講演会の開催や保護者会であります「支援と言葉を育てる会」による「茶話会」の開催など、保護者同士が集い懇談する機会を通じ、それぞれの不安を少しでも取り除き、子育ての参考となるような交流に取り組んでおります。

また、本年度からは、子供の成長の過程で保護者やそれにかかわる現場からの相談に対し、関係機関と連携を図りながら、適切で切れ目のない支援のあり方を検討し道筋をつけていくことを目的に、幕別町自立支援協議会に「子ども支援部会」を設置し、町の関係部署を初め、学校、相談支援事業所、福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図りながら、相談者の問題解決に取り組んでいるところでもあります。

今後におきましても、保護者を対象とした講演会や交流会を継続的に開催し、適切な情報提供を行うとともに、支援者の研さんを深め相談支援体制の充実を努めてまいりたいと考えております。

ご質問の8点目、「支援が必要な子どもを預ける「日中一時支援事業」が不足しているため、働きたくても働けない状態があるが、幕別町としての対応は」についてであります。

日中一時支援事業は、監護する者がいないため、一時的に見守りの必要な障がいのある方の日中における活動の場を確保し、障がいのある方の家族の就労支援や日常的に介護をしている家族の一時的な休息を図るものであります。

町内では、五つの事業所が日中一時支援事業を実施しており、現在、54の方がそれらの事業所を利用されております。



また、帯広市や音更町などの町外の事業所を利用している方は、11の事業所において62人で、全体では、児童が77人、18歳以上の方が39人となっており、町内、町外を合わせ16事業所のうち、児童については10事業所の利用となっております。

年度当初では、利用申込みの時期が集中し、一部受け入れが難しくなる事業所があるとお聞きしておりますが、全ての事業所で受け入れができないような状況にはないことから、相談がありました際には、利用される方のニーズに応じた事業所の情報提供をさせていただいているところであります。

今後におきましても、日中一時支援事業を初め障がい福祉サービスを利用される方にとって必要かつ適切なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

実際に、交流及び共同の学習について、現場を見させていただきました。一人一人に応じて支援がとても大切であるとも感じました。特に現場の先生方、そして支援員の方々の甚大なられるご努力をまず大変感じました。今回の共同学習はとても大切な取り組みであるということも認識しましたので、これからも後退しないように、さらに前進できるように、現場の先生方、そして保護者の方のご意見も聞いて努めていただければと感じております。

次のインクルーシブ教育であります。外国籍の子供やいじめ不登校児、中退児童にも、こういった問題が関係してまいります。家庭の事情や友人関係、そして学習や生活上の困難さを抱える情緒不安を引き起こしている児童生徒、慢性疾患や病気回復期と多様な特別なニーズの児童を包摂する教育ともいわれております。

特別なニーズ教育とインクルージョンを提起したサラムンカ宣言においても、特別なケアへの権利を保障する意義を指摘されております。障がい発達、生活においても多様な困難さを持ち生きている子供たちの存在を認め、居場所が保障される、発達要求を応えられる場をつくるためにも、環境整備そして差別のない合理的配慮をさらに求めていきたいと思っております。

内容につきましては、学校教育ということになりますので、環境整備と合理的配慮をしっかりと進めていただければというように思います。

3点目ではありますが、個別支援ファイルの計画について、計画自体が施行し4月から進められているというお話がありましたが、ファイルを作成するに当たっての計画であって、ファイル自体が運用されているということではないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長

○福祉課長（新居友敬） 個別支援ファイルというものについては、私どもの考えとしては、保護者の方が基本的に町の様式に沿って記入していくというか、そういった状況を成長過程に応じてファイリングしていくというものでございまして、こちらのほうについては、町としてはまだ取り組んでいない状況でございまして、今、ことし4月から行っております個別支援計画というものについては、こちらは保護者の同意を得て作成するものでございまして、各幼稚園、保育所、それから小中学校、発達支援センターで、行政側が、その発達に障がいがある子供に対して目標等を親と相談しながら決めまして、それに対して親と共有を図りながら支援を行っていくというものでございまして、ちょっとこの個別支援ファイルとは、形態はちょっと違うものでございまして、そちらの方は今回4月から開始しております、今現在進めているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今、課長のほうから答弁のありましたとおり、個別ファイルという、一般的に個別ファイルという名称で作成されているものの同様の形では実施しておりませんが、町としては、同じ役割を果たすものとして、今、現段階ではこちらを使ってやっていきたいという形でやっているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番(荒 貴賀) そうなりますと、やはり保護者の方にも、それを、ファイルをお持ちの方がいらっしゃるということでもよろしいのですか。運用されているのですよね。

○議長(芳滝 仁) 福祉課長。

○福祉課長(新居友敬) 基本的に、この個別支援計画を作成する段階では、保護者の方と面談等を行って、その子の基本的な情報等をお聞きし、また保護者の願いとかもお聞きした上で、その年の目標を策定して、その支援に当たっていくということをございまして、それが最終的に年度末にそういった評価を行って、それを保護者、町それから各所属が保存していくというような形で考えておりますので、言ってみればファイリングされていくと、年度年度そういった支援状況がわかるような形に残っていくというような形で考えております。

○議長(芳滝 仁) 荒議員。

○2番(荒 貴賀) 個別支援ファイルのとてもいい特徴は、やはりずっと小さいときから成人になってからもずっとファイリングされて、それを持って、必要なサービスですとか必要な医療機関へそれぞれ支援ができていく、ファイルを見て理解が進んでいたり、連携した支援につながるというものがあると思うのですよ。

そうした中で、それを見たお母さん方も、子供の成長やそのときに悩んだことを理解できるというような、両方にとっても、とてもいいファイルであるので、進めていただけているのであれば、それはそれですごくよいことなのですけれども、何か歯切れの悪いような内容だったものですから、ちょっとお聞きしたいと思ひまして。要は、名前は違ひますけれども、計画としては行っているということでも問題ないのですよね。わかりました。はい。

これ芽室のほうでは、要は、使う使わないはご家庭によるとは思ひのですけれども、とりあえずこういうのを町でやっていますというので、母子手帳と一緒に配付しているのがあるのですよね。やはり幕別の話だと、年間ごとに区切りをつけてという話があるのですけれども、やはり将来性がなかなか見えにくいのかなというのがあるのだと思ひます。

例えば芽室のほうですと、要は、1冊で全部そういう、ずっと将来が1冊で見えるということで、何となく将来の不安が、どういう状況でどういうのがわかるのかということもここには書いてありますので、将来的にも、この辺に対してどういう支援が必要なのか、どういうことが子供に必要なのかというのを親御さんのほうもわかるのですよね。

要は、個別的に年間でそういうのをやってしまうと、その年度年度にならないと、そういうのが必要になるのかどうか、親御さんがわからないというような状態がありますので、あと、年度ではなくて、また先のこともわかるような体制づくりもあれば、体制づくりというか、そういう先もわかるようなものもあれば、さらによいのかなというふうに思ひしております。芽室でやっているいい事例がありますので、ぜひ参考にさせていただければと思ひます。

就学費について、就学費の拡大ですが、幕別では大体8割の方々に支援が届いているという答弁がありました。やはり支援が必要なお子さんは、大変お金がかかります。いろいろ町や国や道でも支援はいただひてはありますが、やはり、重複して医療にかかったり、重複して事業所にかかっているということで、大変負担が大きくなりますので、残り2割の部分につきましても、もしかしたら対象内ではあるけれども、申請していないという可能性もありますので、細かい分析も必要と感ひますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 田村教育長。

○教育長(田村修一) 残り2割の方ということでございましてけれども、まず基準でいきますと、申請されて該当されていない方、非常に所得の高い方、1,000万円以上の方もいらっしゃるって、生活保護基準でいきますとどれぐらいかという、例えば3人世帯で両親、小学生1人という場合の基準のラインが大体500万ぐらいと、4人家族だと650万円ぐらいというような状況でございまして、一定程度所得がある方なのかなと思ひしております。

ただ、今、議員が言われましたように、制度を知らないで申請されなかったという方が、もしかし

たらいらっしゃるのかもしれませんが。そういう点につきましては、今のところないだろうということみたいですが、学校を通じて、その辺のところ周知しているの、今後さらに漏れがないように、周知は進めていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 一声かけるだけでも違うと思うのですよね。学校の先生方に、こういう制度がありますということをお知らせする、そこからやはり信頼関係というものも生まれてきますので、そうした細かいところではありますけれども、ぜひ担当の方々にお知らせするとか、そういうことも図っていただければというふうに思います。

次ですが、特別支援員の待遇改善なのですが、やはり収入が安定しなくて、これ非正規職員なので、将来に不安が残って、有望な人材が離れていってしまうという話もあります。町単独配置から8年目を迎えて、44名の方が配置されて、幕別町としても大変ありがたい取り組みであるとは思いますが。知識と経験が必要な支援員さんへの学習と研修も、今後も引き続きとり行っていただけるということですので、その点も引き続き取り組んでいただきたいと思います。

しかし、定着しない、離職の原因は収入面にあると思いますので、この問題解決には、働き続けられる環境整備をすることで、大変重要だと思います。専門性がなくて、経験も大変重要な職種でありますから、人材確保の観点からも、正規雇用などの改善を求めたいのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 特別教育支援員、非常に本当に幕別町、一生懸命やっただいてありがたいことだと私も思っています。

また、これも実態として、帯広市内から、そういう幕別町でこういうような手厚い教育をしてくれているということを知って、わざわざ転居してきて、例えば札内南小学校だとか札内北小学校に子供を入れるというような方も、随分いらっしゃるということを知っております。そういう意味では、今後もこの体制は崩さないで、その子供たちに合った適切な教育指導、サポートをしていきたいと思っております。

待遇につきましては、これまで臨時職員、正職員含めまして、人事院勧告、これの上げ幅、下げ幅、これに準じて動いてきたという経緯もあります。さらに、先ほど言いましたとおり、管内でも今のところ条件的にはいいことだということ、もう一つは、一旦退職されて、結婚されて、またちょっと意味がちよっと違いますけれども、中にはパート的に働きたいとか、そういう方も随分いらっしゃるというふうにお聞きしておりますので、それらのことを総合的に考えたときに、どういう形がいいのかというのを、また今後は皆さん方のご意見も聞きながら、支援員のご意見も聞きながら、考えていかなければならないのかなと思っております。

正規職員にするというのは、ちょっと正直、現段階で厳しいものがあるのかなと思っております。

今、四十何人雇用、任用してご協力いただいておりますけれども、総額で六千何百万円という金額を今、支出しております。これは、管内でもトップになっております。人数的なものもそうですし、金額的なものも当然そうなのですから、これを全員正規雇用にすることが可能なのかと云ったら、正直言って無理なのかなと思っております。

そういう意味では、今この支援員制度につきましては、国では財政措置、地方交付税の単位費用の中に幾らか見ているので、市町村でも配置してくださいというお願い、文科省のほうから来ています。

ただ、その人数というのは、実際にはもうわずかな人数で、うちで44人あれていますけれども、大体十四、五人分ぐらいしか来ていないはずですよ。しかも、それもわずかな金額、単価で来ているので、正職員とすると、一町村が単独でこれをやっていくとなると、かなり負担が大きいということなので、この後、ほかの市町村とも相談しながら、制度として、いわゆる一般教諭と同じような制度として、道費・県費職員という形で配置できないかと、そんなようなことも含めて、この後、十勝の教委連などともちょっと相談していきたいと考えています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番(荒 貴賀) そうですね、先ほどお話があったとおり、国からも補助員という形で、お金が少し出てきているのですけれども、それでも全く、全額出ているわけではなくて、本当に補助的なもので、町にも負担がかかるというのがありますから、それで、どうこうである問題ではないのですけれども、そういったものも使って、待遇改善も図っていただきたいというのも一つです。

やはり夏休み、冬休みというところでやはり収入がゼロという中では、なかなかこれを続けていくというのであれば、今後もやはり人材の争奪戦ということにはならないかと思えますけれども、いいところがあればすぐに移ってしまうというようなことも考えられますから、今後のことも考えましても、やはり待遇改善というのはどこかでやっていかなくてはいけないのではないかと思いますので、ぜひ、検討されているということですので、ぜひそのことも求めていきたいと思えます。

では、次ですね、心理検査の状況についてであります。こちらは発達支援センターと、今までは18歳まで相談を受けて、発達支援は6歳、要は未就学児までということをやってきたと思うのですよね。今回、改定で児童による療育ということで、4件ということで、対象は拡大された、要は6歳までであったものが、18歳かどうかかわからないのですけれども、拡大されたということなのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○議長(芳滝 仁) 福祉課長。

○福祉課長(新居友敬) 心理検査についてなのですけれども、やはり幼児期の心理検査ということと、それから学齢児童に対する心理検査という中では、学齢児童においては、知能検査というものを中心的にやっていくということで考えておりましたけれども、今回、公の学校とか病院とかにその内容を提示できるということについては、やはり臨床心理士を採用したということによってできるようになったということで、あと学齢期のやはり支援というものを発達支援システムの中でもうたっている中では、そういったことにまず取り組んでいこうということで、小中学校で保護者を通じて、必要な部分について心理検査を行っていくということにしたものでございます。

今回の検査については、学校とそれから保護者が、この検査の結果によって共通認識を持っていただいて、お互いに支援を行うということを目指しております。今回この8月から始めたところでございます。

○議長(芳滝 仁) 荒議員。

○2番(荒 貴賀) もし、そうであるのであれば、早急にホームページのほう、改訂していただければと思えます。まだ古いままになっております。

あと、パンフレットには学年次の記載がないのですよね。発達支援センターはこういう活動はしていますというのがあるのですけれども、何歳まで何歳までなのかという記載は全くないので、その辺についても考えていただければと思えます。

先ほど言われたとおり、病院でそういうサポート、就学期から要は学校へ上がっていて、一連としたサポートをという意味では、発達支援センターで一元的にやっていただくというのが、やはり一番重要だと思いますので。大樹にある南十勝発達支援センター、忠類のお子さんはそちらのほうに通っているのですけれども、年間4人程度通っているというお話もあります。そういうところも先進的に取り組んでいますので、その事例もしっかりと参考にいただきながら、学齢期の対応をできるような体制づくりを今後も進めていただければと思えます。

次ですね、あと7番目の家族へのケアなのですが、保護者の中にも、障がいがある子とともに充実した人生を送っているお母さん方や、周囲の見守りもしっかり受けて行っているお母さん方、そして障がいがあるという子供や自分に責めて、なかなか前に出られないというお母さん方も、いまだにいらっしゃるのですよね。

障がいへの理解と子供たちへの理解、両方ともに大変重要な取り組みだと思います。福祉サービスと学習の提供は、これから今もやっていただいているというふうに思いますが、さらに社会教育の場と保護者の方への信頼関係の構築は、やはり急がれなくてはいけないのかなというふうに思います。その辺についても、きめ細かな対応をぜひとっていただければというふうに思います。

特に発達支援センターのほう、1歳6カ月と3歳児健診のところでもそういう検査をやっているというお話があるのですが、なかなかそこでお母さん方の理解が得られない、お母さん方の理解が得られないという話が、親の会とか茶話会のほうでお話があるのですが、やはりお母さん方の言い分もありますけれども、町としてもちょっとどうなのかなというところでも実際あったりするのですよね。その辺もやはり役場職員の方がそこに入っていて、お話を聞いてもらうということもやはり重要なのかな、実はそういう誤解が生まれているという現状もあるのだと思うのですけれども。その辺も誤解を解いていく意味でも、信頼関係を築いていくことも大変重要であると思いますので、今後はその辺のところにも参加していただければと思います。

やはり子供の支援者だけではなくて、地域でのつながりが大変重要だと思います。そこから支援に結びついたという例も全国にはあります。研修会に参加されると、そういう事例もあるかと思いますが、その辺の事例もしっかり参考にさせていただきながら、今後の取り組みについてやっていただければと思います。

最後ですね、日中一時支援事業なのですが、5カ所で54人の方が利用されていると、幕別でもやはり入れないから、帯広や音更に通われているというお母さん方もいらっしゃいます。そうした中で、発達支援センターで個別でそういうものできないかどうかというのを模索して、実際に動いているところがあります。音更の第2子ども発達支援センターでは実施されています。放課後デイサービス、療育も行っています。送迎も用意して祝日も開所しています。ゼロ歳児から18歳児まで対応しているということで、発達支援センターでもスペースが確保できたと思うので、やはり町でも検討できないのかどうか伺いたいのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 幕別町におきます発達支援センターにおいては、その目的として、児童デイを実施の役割として位置づけて、現在はおりません。音更町なんかの事例の場合ですと、法人への委託の中に、実際、児童デイを、法人として実施する部分と発達支援センターとして町の委託を受けている部分というふうにあるかと思うのですけれども、現在の幕別町の発達支援センターの位置づけとしては、全町における発達支援を必要とされているお子さんたちの個別の一次的対応をするというところに重点を置いていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今後の方向性としても考えただけならばと思うのですが、今現在は未就学児が小学生に上がっていろいろな進んでいる中で、さらに日中一時支援事業となると大変な負担にもなるかと思いますが、やはり将来的には重要な事業にもなりますので、今後は検討していただければと思いますが、現在は考えていないというお話がありました、その辺。

あとですね、町に、やはり日中一時支援事業の数が少ないということですので、NPOとの連携も考えて拡大していくという取り組みは考えていないのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） ちょっと説明不足で申しわけなかったのですが、町としては、この日中一時支援事業、現在の五つの事業所の中で、町長の答弁の中にもありましたとおり、年度当初、殺到する時期に若干の交通整理が必要だったりありますけれども、現況の中で、ご相談をいただいた方が行けないという事情を認識してはいないです。実際、例えばその事業所によって特徴がありますから、こっちの事業所よりこっちの事業所のほうがいいのか、行きたい事業所と違う事業所のご紹介があったりとかはあるかとは思いますが、その点を含めて、現在の中では、非常に足りなくて待機がたくさん出ているというふうには理解してはおりません。相談があった方には、その方に適正な事業所を紹介できるように、相談支援のほうの中で対応させていただいているという形です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 事業所のほうは大丈夫というお話がありました。やはり子供のことを考えますと、日中一時支援事業、そしてあと発達支援事業のほうです。要は、療育のほうが重要だと思うのですよ

ね。やはりそうした観点からも、やはりまあ枠はあるのだと思います、日中一時支援事業としての。その中で、そちらの療育のことを考えますと、本来はそっちに行きたいのだけれどもということも、やはりあるのだと思うのですよね。預けられる場所はあるけれども、子供たちにはちょっとどうなのだとこのところまで。

そうした観点からも、やはり療育を中心としたものを NPO さんではできないかどうかという取り組みは、やはり考えていただけないのかどうかということでもあります。

要は、児童デイや日中一時支援事業は幕別ではあります。しかし、小集団としては療育のほうは幕別にはないという現実がありますので、そこを、いわゆる枠はあるけれども、子供に対して、内容自体に問題があると思いますので、そちらのほうをぜひ検討していただければと思います。

最後に、障がい児への支援は、学校での取り組みや関連機関との連携が大変重要であります。しかし、今、連携という制度的な枠組みの議論が中心となって、どう互いに立場を超えて共同していくかという視点がどうだったかということに立ち返って、インクルーシブ的な教育をさらに進めていただければと思いますので、これからも幕別町の特別支援が必要なお子さんたちには、きめ細かな協力を呼びかけて終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 57 休憩

11 : 10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○17 番（寺林利幸） まず初めに、たび重なる台風の影響により被災されました町民の皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

幕別町のスポーツ振興のあり方と、アスリートの活用及び人材育成についてであります。

本年 8 月 5 日から開催されたリオデジャネイロオリンピックに出場した日本選手の活躍に、感動と勇気、笑顔を与えていただきました。また、身近に感じられる幕別町出身の福島千里、山本幸平、桑井亜乃選手の競技に挑む姿に、幕別町のスポーツをする子供たちも夢と希望をいただいたことと思います。

幕別町には、これまでにスピードスケートの高木菜那、高木美帆選手などが活躍していますが、オリンピック選手が幕別町から育ったことは誇りであり、今後においてもアスリートが育つ環境を整えていくことが必要であると考えます。

今、運動の基礎となる学校での体力づくりは欠かせないものとなってきており、平成 24 年から実施の新中学校学習指導要領では、部活動の意義や留意点について、スポーツの重要性が規定されています。

体力低下が問題となっている現状を踏まえ、学校における体育環境整備及びこれらのスポーツ振興について伺います。

1、幕別町の小学校、中学校生徒の体力測定値の現状及び全国、全道平均との比較と向上対策について。

2、部活動における指導体制と指導者の育成及び課題について。

3、アスリートの活用と外部指導者の活用について、であります。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町のスポーツ振興のあり方と、アスリートの活用及び人材育成について」であります。

スポーツは、人類が生み出した貴重な文化であり、自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、きずなを深めることができるものであると考えます。

さらに、次代を担う子供たちにおいても、生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同の精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成するものと認識しているところであります。

8月に開催されたリオデジャネイロオリンピックには、陸上女子短距離の福島千里選手、マウンテンバイクの山本幸平選手、女子7人制ラグビーの桑井亜乃選手の本町出身の3人が出場し、町民に大きな感動を与えていただきました。

また、本町にはこのほかに、冬季オリンピックに出場したスピードスケートの高木菜那選手と美帆選手の姉妹がおり、現役で活躍する本町出身のオリンピックアスリートが5人と、他では例を見ないほどスポーツ選手が輩出されているところであります。

本町出身の身近な選手の活躍は、スポーツを行っている子供たちの夢と希望であり、そのアスリートの活用及び今後続く人材の育成は、大変重要であると考えております。

ご質問の1点目、「幕別町の小学校、中学校生徒の体力測定値の現状及び全国、全道平均との比較と向上対策」についてであります。

現在、小学5年生、中学2年生を対象に実施している「体力テスト」は、平成25年度から、全国の全ての小中学校において行っているものであります。昨年度に実施いたしました本町の体力テストの結果では、小学5年生は、全体的に見ると、男女とも体力合計点では、全国・全道平均をやや下回る結果でありました。

特徴としては、「握力」「ボール投げ」で全国平均を上回ってはいるものの、「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」など、いわゆる柔軟性や脚力、持久力を伴う種目において、全国平均に比べ低い結果となっております。

また、中学2年生でも、体力合計点では、男女とも全道平均を上回ってはいるものの、全国平均では下回る結果となっており、小学5年生同様、柔軟性や脚力、持久力を伴う種目において、全国平均に比べ低い結果であり、小学5年生、中学2年生のいずれも同様な課題が見受けられたところであります。

しかしながら、あわせて実施いたしました運動習慣等に関する質問紙調査では、「運動部やスポーツクラブの所属状況」については、中学2年生の男子を除き、全国平均を上回る結果であり、さらに、「運動が大切だと思う」と答えた児童生徒は、中学2年生女子を除き、全国を上回っているなど、子供たちの運動に取り組む積極的な姿勢が見受けられるところであります。

なお、本町では全国調査の対象となる小学5年生及び中学2年生以外の学年においても、全ての児童生徒が体力テストを実施しているところであり、各学校では、子供たちの調査結果を毎年記録し、経年変化の状況を確認しながら、子供たちが個々の課題を見つけ、それぞれに応じた目標を設定しながら、体力・運動能力の向上と運動の習慣化を図っているところであります。

また、児童生徒がみずから体力づくりを行えるよう、反復横跳び用のラインテープを体育館の床に張るほか、廊下やプレイルームなどに握力計をいつでも使うことができるようにしているなど、体力向上に対する環境の整備を行っているところであります。

ご質問の2点目、「部活動における指導体制と指導者の育成及び課題について」であります。

中学校における部活動につきましては、中学校学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」としており、教育課程外の教育活動に位置づけられているところであります。

部活動は、スポーツや文化活動等の分野で、共通の興味関心を持った生徒たちが、学級や学年の枠を超えて集まり、自発的、自主的に行う活動であり、これら活動を通じて、思いやりの心や責任感、

連帯感の育成に有効であり、教育的意義は大変大きいものがあると考えております。

また、部活動の指導体制につきましては、基本的には、その競技等の経験がある教職員が指導を行っているところでありますが、教職員の配置により、指導経験のない部活動の顧問になる場合もあり、種目に対する理解や専門的な技術指導力が十分でなく、事故等につながるなどの課題もあるとされております。

近年、部活動により教職員の多忙化や生徒においても、過度な練習等により、学習面に影響をもたらしているという課題が指摘されているところでもあります。

このことから、今後の部活動の指導体制や指導者の育成を含め、地域の人材活用や競技等に精通した外部指導者の活用等も検討する必要があると考えますが、いずれにいたしましても、生徒や保護者等の理解を得ながら検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「アスリートの活用と外部指導者の活用について」であります。

現役オリンピックアスリート5人を輩出している本町といたしましては、この5人の皆さんは、本町の貴重な財産、宝であり、今後のアスリートの活用は、大変重要であると認識しております。

現在、「未来のオリンピック選手を育てる事業」として、本町出身の現役オリンピックアスリート5人をお迎えし、子供たちへの指導や交流及び町民を対象としたトークショー等を開催すべく、日程を調整中であります。

今後におきましても、本町出身のアスリートの皆さんと、機会あるごとに子供たちと触れ合う事業を実施してまいりたいと考えております。

また、外部指導者の活用につきましては、現在も小学校体育科の授業に対して、町の学校体育授業支援事業として、体育授業支援員を配置しているところであります。

さらに、中学校体育科の授業に対する柔道等授業支援事業外部指導者等派遣事業による柔道の外部指導者についても活用しており、今後につきましても、ご質問の2点目でお答えいたしました部活動の指導も含めて、学校の実態に応じ、町内にあるNPO法人幕別札幌内スポーツクラブとの連携など、地域の方々の協力や社会教育関係団体、生涯学習リーダーバンクの活用等について、検討してまいりたいと考えております。

以上で、寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林利幸） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、この質問をさせていただいた経緯といたしますか、今の子供たちが育つ過程において、運動、スポーツの果たす役割は、大変大きく影響するものと考えているわけでありまして、運動能力の向上のみならず、答弁書にもありましたけれども、社会性、協調性、コミュニケーションの向上も期待できるわけでありまして、さらには学校においての部活動などでは、生涯にわたり運動に接していくというスポーツに親しむ基礎を培い、さらに体力の基礎を培う重要な時期であることから、学校教育に対する期待は、大変大きいものとなっているところでもあると思います。

その中で、今、答弁の中で、子供たちの体力についての状況、お知らせいただきましたけれども、一時、体力低下の要因として挙げられていたのは、やはり平成10年からクラブ活動が廃止になって、一定の運動されることが少なくなったということが要因で、体力低下が疑われていたのだろうというふうにも思います。

ただ、今、答弁でお話を聞きますと、全道平均で幾つかを上回りながら、まだ全国平均では若干下回ってはいるものの、子供たちの体力は伸びてきているものだというふうに理解をいたしました。

その中で、今、必修となっております平成20年からの新学習指導要領の中で、武道、ダンス、これについては、勝敗を競い合う楽しさ、また喜びを味わうことのできる武道と、また表現や踊りなどを通してコミュニケーションを豊かにするダンスが必修となって、今、子供たちが取り組んでいただいているところでありますけれども、答弁の中に、柔道等に関して授業の支援事業、外部指導者の派遣事業などで、外部指導者にお手伝いをいただいているということでもありますけれども、このほかにも、



さらに学校の体育、また部活動に対しても、外部指導を活用していくというようなお話もありました。

今後この幕別町内の小中学校において、どのような体制づくりをしながら、外部指導者の活用をされていくのかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 外部指導者の活用ということでございます。

今、1回目答弁させていただいたとおり、これまで体育授業の支援ということと、特殊な体育の授業、今、格闘技ということで柔道、私ども柔道と、忠類では剣道を行っているところでございます。

柔道、剣道など特殊な種目になりますと、確かに教職員の中でも経験したことがない、指導したことがないということで、なかなか体育の授業でも部活でも指導できないというような状況も、学校によっては多いということでございます。

こんなことを受けまして、寺林議員、今言われましたダンスですとか、新たな学習指導要領、今の国のほうで組み立てられております。そういうことに対しまして、果たして指導できる先生がいるのかどうかと、そういうようなものを見ながら、見きわめながら、場合によっては外部指導者、お願いしていくということを考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林利幸） ただいま答弁いただきました外部指導者の活用については、この質問の全般にわたるものでありまして、やはり二つ目にもあります、スポーツの指導者のことにつきましては、指導者である教員、顧問の先生ということになりましようか、生徒の発育、発達段階に深い理解を持って、スポーツ障がいなどが生じないように注意し、研修などを通じて指導力の向上は求められているところでもあると思います。

部活動の担当者は、担当教科が保健体育でない、また現在担当している競技の経験がないというようなことも答弁の中にもありましたけれども、やはり競技経験がないということは、指導に対しても競技経験がない、生徒個々の技術力の判断も難しいというふうに考えるわけでありまして、スポーツ指導資格の取得、また研修等への参加によって、担当の教員への技術支援等は、今どのようになされているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまご質問ありました、余り指導経験のない教員への指導ということなのですが、管内の教職員の研究会というか、十勝管内は、特に先生たちが自主的に集まっているサークルというのですか、音楽のサークル、体育のサークル、体育のサークルにもサッカーの部会みたいなものがあって、そういうところで先生たち、十勝教育研究所を使って自主的に研修活動を行っているところでございます。

例えば、卓球の部活動の顧問になったけれども、自分は卓球をやったことがないとかという場合には、そういう場で、サークルで、先生たちの管内のサークルの中で、お互いに指導してもらって力量を高める、あるいは子供たちも間違った練習方法、けがをしないようなこと、注意点だとかそういうものを学んでいただくというようなことを行っていたいただいているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林利幸） そのような研修の場をそれぞれの教員の方々が持たれながら、指導力の向上に向けて努力されているという姿は理解するわけでありまして、やはり子供たちのスポーツを通してのいろいろな技術の向上に向けて、子供たちも頑張っているわけでありまして、しっかりと技術力を持った指導者が必要なのだろうというふうに考えるわけでありまして、教員の皆さんは、答弁の中にもありました、多忙化が進み大変な状況であるということは、私も理解しているところであります。教員は一人で教育指導、または生活指導、またさらには部活指導において、また地域との連携などを全てこなすということは非常に難しい状況にあるというふうにも理解しているところであります。

この時点で、国のほうでは、教員の採用を大幅に増やすというような計画もあるようではあります

けれども、これについては、ことし、来年というようなことでは、なかなか解決しないのであろうというふうに考えるわけでありまして、この時点で、特に教員の勤務時間についての検討をする時期が来ているのではないのかなというようなことを考えるわけですが、さらに、ここにかかわってくるのは、やはり外部指導者の活用ということになってくるのだらうというふうに思うわけですが、教員の皆さんの勤務時間についての、今後の対応と申しますか、どのようにお考えになられているか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 実は、国、文部科学省のほうでは、6月に、「学校現場における業務の適正化に向けて」という報告書を出したところでございます。これは、今、寺林議員が言われたとおり、教員の多忙化というのが問題になっているということで、それに対するためにはどうしたらいいのかと、背景と今後の方策ということで、つい先日、6月に出されたところでございます。

そういう中で、やはりそういう多忙化を解消するという観点の中でも、教員の部活動における負担を大幅に軽減するという項目がありまして、部活動指導や引率について、外部指導員、部活動指導員という、そういう位置づけを持った人間を雇用して配置、雇用、配置促進をしていってはどうだろうかという提案がされております。

まだ、具体的な内容ですとか、それに対する、市町村に対する財政的な支援だとか、そういうものは、制度上のことはまだこの中では出されていないのですけれども、そういうような方針が文科省のほうで出されたところであります。

我々といえども、全く言われたとおりで、同感、思いは同じで、教職員、非常に長時間労働で負担をかけているということ、それともう1点は、部活動、体育などにスキルを持った教員を配置する、あるいは専門的な教員以外の外部指導者という方にお手伝い願って、単に技術の向上だけではなくて、子供たち今、発育途上なので、間違った練習の仕方だとか過度な練習によって体を傷めるといったことがあってはならないので、そういうような点についても注意してもらいながら、子供たちに体育の楽しさ、体力向上をしていただきたいというふうに考えております。

そういった意味で、前段申し上げました文科省の、これに基づく政策が、どういうふうになってくるかというのをちょっと注視して、それに応じて私どもも対応していきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林利幸） 今後の文科省の内容について、さらには検討を加えていきたいということですが、まず教員の皆さんの生活の時間も大切でありますけれども、そこでいろんな面で育っていく子供たち、これはこれから可能性の大きい子供たちでありますので、けが等のないように、運動を通していろんなことを学んでいただきたいというようなことからお聞きしたわけですが、最後のアスリートの活用と外部指導者の活用についてでありますけれども、まず、オリンピックを初めとするさまざまな大会において活躍されている多くの選手が、今後、幕別町において、蓄積された経験とスキル、ノウハウを生かし、これからの選手育成に協力をお願いしていきたいわけですが、まず、答弁の中にありました、未来のオリンピック選手を育てる事業として、本町出身のアスリート5名をお迎えして、子供たちの指導や交流をしていただくというような計画を持たれているようではありますが、もう少し詳しい内容を、決まっておりますらお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 答弁の中で申し上げました、未来のオリンピック選手を育てる事業ということで、現在、最終日程調整中ではございますけれども、10月1日の日、午後から、オリンピックアスリート5人、現在のところ調整した中では、この日が5人とも何とかかなりそうかなというふうに伺っております。

5人の方がそろっていただける機会というのはなかなかないので、現在のところ、10月1日ということ考えております。10月1日の日、午後、まずは子供たちの交流を行いたいと思っております。

これ、場所はちょっと今スマイルパークで5人の選手が来て、ランニングですとか、桑井選手だと、あとボールのパス、タグラグビーだとか、そういうようなことを通じて子供たち交流するとともに、運動の楽しさ、スポーツの楽しさを味わって、触れ合うことによって味わってほしいと。

さらに、幕別町の子供たち、なかなかオリンピックというのは、子供にとって本当に夢のような世界だと思います。ただ、それが、身近にいる幕別町の町民の方、町出身で身近にいる方がオリンピックに出たのだと、また、そういう選手と交流できるというのは、非常にいい経験であり、子供たちにも励みになると思っております。

そういう機会をまず午後つくって、さらに百年記念ホールで夕方5時から6時ぐらいから、ちょっとまだ時間の日程は確定していませんけれども、今度は大人の方、一般町民を対象にしたトークショーをやりたいというふうに考えております。

これによって、先ほど言いましたとおり、子供たち、町民の方々にスポーツの楽しさ、身近なオリンピック選手を感じていただいて、自分たちも頑張ろうという勇気をいただくという目的で、今考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林利幸） 10月1日、5名のアスリートを招いて、子供たち、また町民の皆さんにいろんな形で接していただこうと、すばらしい事業だろうというふうに思っております。多くの皆さんが興味を持たれるのだろうなというふうにも理解するところであります。

ただ、やはりことし、オリンピックを終えて間もないわけで、それぞれの町民の皆さんが興味を持たれ、期待も大きいだろうというふうに思いますけれども、今後に向けて、今回のこの未来のオリンピック選手を育てる事業という形で、これからどのような形で取り進めていくかというようなことも、やはり大事だろうというふうに思うのですけれども、もし今後に向けてのお考えがあるようでしたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） オリンピック選手を育てる事業の今後ということでございますけれども、まず、今回5人のアスリートに集まっていたいただいて、来ていただいて、子供と交流する事業を行いました。できれば、これは5人そろうかどうか別にして、この後も毎年継続的に、まずは続けていきたいなと思っております。

また、中学校の体育の授業、こういう場面に、機会を見つけて、帰省してきたときに、ご実家に帰ってこられたときに、ちょっと時間調整して、中学校の体育の授業、こういうところに一緒に指導していただけないかということも、話をさせていただいています。

実は、桑井亜乃選手が先日、幕別小学校、幕別中学校、母校に、オリンピック出場で応援していただいたお礼に来ていただいたのですけれども、そのときに、桑井さん、先生とは、幕別中学校の先生たちと一緒に話をし、来年来たときには、ぜひ授業に出て子供たちと一緒に指導して欲しくないかという話をしたところ、快く日程調整さえできればという話をいただいたので、桑井さんだけでなく、ほかの選手たちにも、うまく調整してできればと思っております。

それと、将来的なことなのではございますけれども、これはまだこれから考えなければならないことなのではございますけれども、実はスポーツを活用した地域振興を行っているNPO法人、全国的な法人でMIP、ミップというところが、先日、昨年ぐらいから忠類のほうにいらっしゃってきています。これは理事長・事務局長が、理事で事務局長が相沢雅晴氏ということで、元ラグビーの日本代表主将、この方が事務局長を務めているNPO法人で、これも幕別町がオリンピック選手こんなにも出ているってびっくりしていると、中央でも話題になっていると。それで注目して、何か縁をつくれなかと、お手伝いしたいというようなことで、実は忠類のアルコを使ってラグビーの合宿をできないかとか、あるいは、子供たち、町民との触れ合いができないか、さらには施設整備に関してのご提言をいただいたところでございます。

この後、私どもとしては、そういうようなところとの協議というか、そういうところを活用した地

域起こしというのにはできないだろうかなということも考えていきたいと思います。

このNPO 法人 MIP、ミップというところは、元オリンピック選手ですとか、元プロ野球の選手、元Jリーガーと、こういう選手が200人以上参加していると、そういう人たちが地方に行って、子供たちと交流したり指導したりという事業をやっているそうです。

そういう中には、北海道と縁のある方も、スキージャンプの秋元さんだとか、あと皆さん方知っているのは、巨人のピッチャーの斎藤雅樹さんだとか、バレーボールの中田久美さんという、そんなような方が入っていられて、そういうところと交流しながら、スポーツを通して地域振興していくというのも一つの方法かなと。

また、もう一つ重要なのは、こういうオリンピック選手だとかプロ選手、プロスポーツ選手が引退した後の働く場をつくらうということ、このNPO 法人は考えていて、スポーツを通じて、現代社会が抱える問題の解決、コミュニケーション能力の低下だとか体力低下、こういうようなところを解消していこうというようなことを考えております。

ただ、一つ、MIP の話の中では、私たちがするよりも、本当は地域に根ざした総合スポーツクラブがあって、それがオリンピック選手だとかの受け皿になって、地域と連携してスポーツ振興に役割を果たしてくれるというのが、一番地域にはいいことだなということをおっしゃっていました。

そういう意味で、先ほど答弁しましたけれども、NPO 法人札内スポーツクラブ、こういうところの育成というか、私たちも支援協力して、そしてオリンピック選手の、地元のオリンピック選手の受け皿になって、さらにそういう戻ってきたオリンピック選手を活用して、我々がスポーツ振興に向かっていけないかなというようなこと、これはもっと将来的な話ですけども、そういうことも考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林利幸） 今、NPO、MIPのお話もいただきました。やはりその中で教育長も言われておりましたセカンドキャリアといいますか、引退したあとのアスリートの行く末を見守るというようなことも大変大事なことであって、今回、質問をさせていただいた中には、やはり今回このMIPが忠類でそういうお話がいただけたということは、幕別町から多くのオリンピック選手が輩出されていると、そこにはやはり基礎となるものがあるのだろうということを見ていただいたのだろうというふうに思うのですね。

これを、やはり今回オリンピックがあったということで、選手にもいろんなところで町民と触れ合っていたいただきながら、町民の皆さんがスポーツの大切さ、そういう機運を高めていただきながら、教育長言われるように、今後そのスポーツ振興に対して、いろんな形でアスリートに協力を願っていく、これはやはり幕別町の本来の、といいますか、これからの取り組んでいかなければならないスポーツ振興であろうというふうに僕は思いながら、今回の質問をさせていただいているわけであります。

オリンピック選手のみならず、多くのスポーツの中で活躍をされている選手がたくさんいらっしゃいます。そういう選手の方々が引退された後、幕別で、大変スポーツを盛んに取り組んでるよというようなことで帰ってきていただいて、さらにこの後につながっていく子供たちの指導にお力をかけていただければなというようなことを思いながら、質問をしていたわけでありますけれども、今後、しっかりとした、MIPとも、いろんな条件があるのだろうというふうに思いますけれども、先進事例などをしっかりと検証されながら、幕別町のこれからのスポーツ振興に向けて取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、まずは今、オリンピックで活躍された選手たちに恥じないような、幕別町のスポーツ振興策をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、最後に、教育長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） オリンピック選手、こんなに5人いて、恥じないような体育振興策と、まさしくそう思っております。今、せつかく輩出した5人の選手の方々、この方々がこの後どういう人生を歩むかということは、これはまたわからないですけども、幕別町といたしましては、こういう5人

が育った町は、こんな町、こんなにスポーツ振興、みんなでスポーツに取り組んでいる、だから幕別町からこんなにオリンピック選手が出たのだなど、そういうような、国内、世界にも誇れるようなスポーツ振興、まちづくりの一環として、そういうようなことを進めていきたいと思っております。

先ほど言いましたように、セカンドキャリアという話も出ていました。オリンピック選手、引退した後も、やはり地元に戻ってきて、地元の町民と触れ合っているような、生きていけるような、そういう環境整備、また、それに刺激されて、次の世代の人たちが、オリンピックを目指すような子供たちが出てくることを願って、この後、教育政策、体育振興について取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林利幸） 教育長の前向きな答弁をいただきました。しっかりと、将来の子供たちのためにスポーツ振興に取り組んでいただきたいというふうにお問い合わせ、質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:51 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） このたびの台風で被害に遭われました方々に心からお見舞い申し上げます。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

学童保育のあり方について。

2015年4月から始まった国の「子ども・子育て支援新制度」を受け、町は「幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。1年以上が経過し、今年度は地域の登録会員が子供の預かりや送迎などを担う「ファミリーサポート制度」の開始や、保育所で温かいご飯の提供を始めるなど、子育て支援の充実に向け、取り組んでいるところです。

さらに、新制度では、学童保育を市町村事業として位置づけ、「放課後児童クラブ運営指針」を定めて、放課後児童支援員の仕事についても細部にわたって明記しています。

これまでの学童保育の延長としてだけではなく、子供たちがより能力を伸ばしていくといった観点からも、あり方を考えていくことが大切です。

共働きやひとり親世帯が増える中、今後も地域の中で重要な役割を担っていく学童保育について、以下の点を伺います。

1番、待機児童の現状と見通しは。

2番、今後の施設設備の整備計画は。

3番、学校と学童の連携について。

4番、地域との交流や、高学年を含めた新たなプログラムを取り入れる考えは。

5番、特別な支援を必要とする児童への対応は。

6番、放課後児童支援員の現状や研修計画などについて。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「学童保育のあり方について」であります。

学童保育は、児童福祉法において「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等によ

り昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と規定されております。

加えて、国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」では、「発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図るものである。」とされており、安全な「遊び」と「生活」の場の提供が求められているところであります。

本町におきましては、「幕別町立学童保育所条例」に基づき、昭和45年から開所され、現在5カ所の小学校の校下に6カ所の学童保育所が設置されており、本年9月1日現在の登録児童数は334人となっております。

また、昨年4月からは児童福祉法の改正により対象年齢が小学6年生まで広がり、4年生から6年生の高学年の入所がふえてきております。

ご質問の1点目、「待機児童の現状と見通しは」についてであります。

初めに、利用実績につきまして、本年9月1日現在の在籍児童の状況でお答えいたします。

幕別南コミセン併設の「はぐるま学童保育所」は、1年生11人、2年生12人、3年生8人、4年生7人、5年生2人の計40人。

白人小学校北側に設置しております「あすなる学童保育所」は、1年生17人、2年生20人、3年生13人、4年生12人、5年生4人の計66人。

札内南コミセン併設の「つくし学童保育所」は、第2学童保育所も含めまして、1年生49人、2年生48人、3年生43人、4年生13人、5年生3人、6年生1人の計157人。

札内北コミセン併設の「やまびこ学童保育所」は、1年生13人、2年生23人、3年生12人、4年生2人、5年生1人の計51人。

ふれあいセンター福寿内に設置しております「ちゅうるい学童保育所」は、1年生2人、2年生8人、3年生8人、4年生1人、6年生1人の計20人。

総数では、1年生92人、2年生111人、3年生84人、4年生35人、5年生10人、6年生2人、合計334人が在籍している状況であります。

一部の学童保育所においては、入所希望者が定員を超えている状況ではありますが、国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」に定められている施設基準を遵守した上で、可能な限り児童の受入れを行っておりますことから、現時点では本町の学童保育所において、待機児童は発生しておりません。

次に、今後の見通しについてであります。来年度の学童保育所の入所希望者は、保育所の通所状況などから推計しますと横ばいから若干の増加が見込まれ、本年度同様に希望者が定員数を上回る保育所が発生することが予想されます。

ただし、先ほどお答えしましたように、来年度以降におきましても待機児童を発生させないために、施設基準を超えない範囲で入所を希望される児童を最大限に受け入れたいと考えているところであります。

入所児童の健やかな成長を促すためには、より快適な環境を提供する必要があり、施設の広さについてもその一つであると考えますことから、場合によっては併設施設などを有効に活用することも視野に入れ、保育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「今後の施設設備の整備計画は」についてであります。

現在、本町において学童保育所の建てかえや新設についての計画はありませんが、一部の施設においては、いまだ和式トイレであるなど、現在の生活様式とずれが生じているものや、老朽化が進んでいる学童保育所もありますので、児童の安全面や衛生面を第一に考えながら、計画的かつ効率的な改修を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「学校と学童の連携について」とご質問の5点目、「特別な支援を必要とする児童への対応は」については関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

学童保育所は、授業終了後における児童の生活の場となっていることから、学校との連携は大変重

要なものであり、在籍児童の学級通信の提供など、適宜支援員と教職員との情報交換を行うなど、連携を強めているところであります。

具体的には「在籍児童名の報告」「スケジュールの情報交換」「児童の学習・生活状況に関する情報共有」などですが、個人情報の保護や秘密の保持に十分配慮した上、情報交換を行っております。

また、運動会など公開されている学校行事を支援員が自主的に見学するなど、児童の学校内における活動について把握するよう努めているところであります。

一方で、学校生活と放課後の学童保育所での生活が必ずしも同じものではなく、環境の違いから来る児童の行動の変化について深く理解し、個々に支援する必要性も考えております。

特別な支援を必要とする児童の対応につきましては、基本的に支援員を個別に配置することはありませんが、学校行事の時期や長期休業中など児童の生活状況が大きく変化するような場面においては、必要に応じて支援員を配置しており、学校や保護者との連携を密にし、情報を共有しながら児童の状況把握に努めているところであります。

ご質問の4点目、「地域との交流や、高学年を含めた新たなプログラムを取り入れる考えは」についてであります。

初めに、地域との交流につきましては、紙芝居の上演や昔遊び体験など、地域の団体やサークルの協力を得ながら実施しているところであります。

また、地域と子供たちのかかわりにつきましては、「地域で子供を育てる」の観点から、身近な行事を通じて地域と触れ合い、社会のルールなどを身につけることができる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、高学年向けのプログラムについてであります。

平成27年度から高学年についても受け入れしていることから、今まで以上に幅広い年齢に対応した遊びの提供が求められております。

このため、例えば、遊びに限らず生活面において発生する問題解決の場面においても、直接的な答えを教えるのではなく、その答えを導くまでの過程について支援員と一緒に考えを深めていけるような支援をしたり、日常の暮らしの中で昔の生活様式を教えていくことにより、子供たちが成長していくきっかけになる刺激を与えていくことなど、新たな取り組みを実施したいと考えております。

このほか、生活面におきましては、下級生の世話をするなど、高学年としての自覚や責任感を育むことに寄与できるよう、保育所内での活動について工夫をしております。

ご質問の6点目、「放課後児童支援員の現状や研修計画などについて」であります。

初めに、放課後支援員の現状についてであります。

昨年度、「放課後児童健全育成事業実施要綱」の改正に伴い、支援員の資格が変更され、これまでの条件に加えまして「都道府県知事が実施する認定資格研修を修了した者」とされたところであります。この研修につきましては定員が設定されておりますことから、猶予期限であります平成31年度末までに順次受講させていくよう計画しているところであります。

なお、昨年は6人が研修を修了し、本年度は7人の受講を予定しております。

支援員の配置につきましては、国の基準どおり入所児童数40人を基準として2人配置し、40人を超える場合には職員の配置基準にのっとり必要数を配置しているほか、支援を必要とする児童の状況によっても必要に応じて支援員を増員しているところであります。

次に、支援員の研修計画についてであります。

学童保育所は、1年を通して小学1年生から6年生までが同じ場所で同じ時間を過ごしており、各家庭において兄弟が少なくなった昨今、学童保育所の日々の生活は、児童の成長に大きな役割を果たすものと考えておりますことから、毎年、北海道が開催する放課後支援や保護者への相談対応などの家庭教育支援などをテーマとした「地域の教育支援活動推進研修会」に支援員を参加させているところであります。

また、先ほど申し上げましたとおり、知事が実施する認定資格研修につきましては、順次受講される計画としております。

さらに、町独自の研修としましては、年3回、支援員会議を開催しており、各学童保育所における問題点などについて、支援員同士が情報交換しながら互いの資質を高めているところであります。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ご答弁の中で、1番なのですけれども、要綱に定められた設備基準を守った上で可能な限りの受け入れを行っているとのことでした。施設基準を超えない範囲でということですが、この再質問はその後にさせていただくということで、待機児童がいないということであれば、申し込みをする前に諦めるという、そういうような方もいると思うのですね、条件が整っていないから。待機は、表面的に待機児童として載ってはいないのですけれども、例えば、保育所で7時まで預けていた人が、学童は延長しても6時半ということですから、30分間預けられない場所が出てくるということで、預けられないわということでも申し込まない存在もいるとお聞きしています。ということで、その辺については、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 直接的な待機児童に結びつかなくても、潜在的にその条件整備の中で、可能性はあるのではないかということだと思いますが、まず、今回、内山議員が今例えでおっしゃられたような、いわゆる延長時間がうちは今6時半までになっていますが、7時までになっていないから学童保育を申し込むことができないのだよというような声を、私どものほうに直接声としては現在何ってはおりません。

町立は、まず、先ほど保育所の話が出ましたが、保育所も現行6時半、それに合わせまして学童も6時半ということになっていますが、一部指定管理と、民営としてやっていらっしゃる2カ所の町内の認可保育所で7時までやっております。ただ、具体的に、保育所が7時までで学童が7時までではないから入所は諦めたということは、繰り返しになりますが、私どもこども課のほうにはちょっと届いておりません。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） わかりました。

幕別町は帯広とか町外に働いている親御さんが多いので、やっぱり交通の時間を考えると、その30分が結構大事だという声も聞きますし、今回、新制度に当たって、平成26年にアンケート調査しましたよね。27年に公表したのですけれども、そのアンケート調査の中にも、そういった声も出ておりました。なので、待機児童を押さえていないということでありましたので、もしかしたらそういう形で諦めている人がいるのではないかなということで質問したのですけれども、前回、一般質問の中で学童保育の時間延長という話題が上がったときに、町のご答弁として調査、検討を進め、皆さんの声を聞きながら対応していきたいというお話もあったのですけれども、それは進捗状況というか、どこまで進んでいるかお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 現行、今の答弁にもありましたとおり、町立の直営の保育所が6時半までということで、現在ほかの二つの民間が7時までですから、保育所にいるお母さんたちから延長保育の希望等も含めて、町でそこが可能になるかどうかを探って、どの時期にできるのかというあたりも今探っているところです。あわせて、町全体の保育所が延長ということになれば、学童も一緒に考えていかなければいけないというふうには考えております。現在、町の保育所の中での延長保育に合わせて声はお伺いして、どんな進め方をしていくか検討しているところです。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 現在、青葉と南保育所が7時までなのですけれども、そのほかの保育所は、今のところ計画はないのでしょうか。



○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今申し上げましたとおり、そこも含めて、現在、保育所に通っている皆さまのお声をお伺いしながら、延長保育についての可能性を探っているところです。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 済みません、失礼しました。実現に向けてぜひとも推し進めていただきたいと思います。

2番目に移ります。今後の施設設備の整備計画なのですけれども、子育て世代に定住してもらうために、どこの町もいろんな支援策を打ち出しています。もちろん幕別町も中学生まで医療費を無料にするとか、いろんなことをされておまして、周辺と比べても充実している面はあります。ただ、学童保育に関して言うと、まだまだ課題があるというふうに考えています。

ご答弁の中で、施設の基準はクリアしている、面積に関しては国の児童1人当たり1.65平方メートルの最低基準はクリアしているのですけれども、やはりこれだけでは十分とは言えないのですね。面積だけではなくて、設備の面でも不都合を生じているといったことは、現時点ではないのでしょうか。伺います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 建物等の、今利用している施設の整備していかないといけないところとかにつきましても、先ほど町長の答弁にもありましたが、実際、今、やまびこ札内北コミセンがかなり古いほうの部類になっていますので、学童の中では。例えば、女子トイレは現在も和式のままで、男子トイレは一部、1カ所は洋式にはなっているのですが。それと、本町のほうの学童につきましても、一部和式となっております。和式トイレについては、当時もちょうど和式から洋式に変わる切れ目でありまして、どちらがいいのだというような話をしながら、なかなか当時は、洋式にするとかえって他人の肌が触れたものは嫌だとかいろいろありまして、そのまま和式のままに至っているのですけれども、うちのほうでも計画としましては、トイレについては要望が具体的にありますので、今後、改修なり利用をどういうふうにしていくかについては、検討をしている最中です。ほかの使いにくかったような細かいところは、いろいろ要望としてはあるのですけれども、そういうことについては、順次、審議委員さんとか保護者だとか実際に子供の声なんかも聞きながら、補修とか修繕計画についてどういうふうにしていこうかということは、考えている最中でございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 多分トイレに関しては、今回の要望というのは何年も前からあったと思うのですね。昨年、新制度が始まって、学童の中の設備に関してもある程度指針ができてきた中で、特別支援在籍の子どもも受け入れたり、あと高学年を受け入れるということによって事情が変わってきているので、やっぱり高学年の子を受け入れるということになったときに、いろんな発達段階でいろんな思いとかもありますし、特別支援の子を受け入れるということで、やっぱりちょっと今までよりは配慮してほしいなという現状があったものですから、ぜひ早い対応をお願いしたいと思います。

ほかにもいろいろあるのですけれども、児童の安全面から考えたときに、現在、危険な箇所がないのかどうか、そういったところは把握していますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 老朽化した施設等で、例えば一部今回の台風等の影響もありまして、雨漏りしているような施設もございまして、私が知る限りにおいては、あと外壁が一部表面がひびが入っているところとかあるのですけれども、そちらについては発注はもうしている最中なのですが、ただ実際の改修としてはないのですが、ちょっと具体的には、やまびこ札内北コミセンについてのそういうような声は聞いておまして、今もう業者に依頼はかけていますので、私が知る限りにおいては順次整理しているといえますか、改善に向けて進んでいると考えておりますが。

○5番（内山美穂子） それであれば、そのまま進んでくれることを期待します。

もう一つ、昨年的一般質問の中にもあったのですけれども、つくしの児童がもう定員をかなりオー

パーして、多くて、それで設備の面ですね。実際子供たちを把握できないような状況の中で、例えば、ご答弁にもあるのですけれども、何かほかの併施設を有効に活用することも視野に入れ、保育環境の充実に努めてまいりたいということなののですけれども、これは多分つくしの場合ですから南コミセンだと思うのですけれども、南コミセンとなるとやはりコミセンとして使っている場合もあるので、例えば学校の空き教員住宅を利用するという選択肢もあるのではないかと思いますのですけれども。いきなりこういうふうに言ったのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） つくしにつきましては、定員を相当オーバーしてお預かりをしているという実態があります。ただ、この先の入所数を推計してまいりますと、当然生まれる数であったり、小学生の数であったりを考えますと、恐らく31年ぐらい、3年後ぐらいがピークで、その後は漸減傾向に入っていくだろうというふうに推計をしているところであります。そうした場合に、今この場で建てるということはまず考えられませんので、いかに子供たちを安全に安心してお預かりできるような環境をつくるかということになるかというふうに思います。

その一つの考えとしては、今のコミセン、地域の方々のご理解をいただいて、ここはひとつ、地域の子供たちを育てると、そういう温かい思いになっていただいて、ご理解をいただくということもあろうかと思えますし、また、学校を利用するとか、今おっしゃいました教員住宅はなかなか恒常的には利用できないのですが、ともかく、余りぎゅうぎゅう詰めにならないような形でお預かりをしなければならぬというふうに思いますので、選択肢はいろいろありますので、翌年どのぐらい子供たちが入ってくるかということも視野に入れながら、その辺の対応は考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 子供は日々成長していて待たないでいいので。実際私も現場に行ったら、かなり多いかなというふうに感じました。その辺のところはしっかり考えて、延び延びにしないで進めていただきたいと思います。全体の施策の中で優先順位をつけて判断されているということでしょうけれども、やっぱり子供にとってはすごく大事なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、学校と学童の連携についてなのですけれども、一つ確認のために伺います。

学童保育所は、在籍児童の学級通信の提供など、適宜支援員と教職員との情報交換を行うなど、連携を強めており、具体的には在籍児童名の報告とあるのですけれども、こここのところの在籍児童というのは、特別支援学級在籍児童のことですか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 必ずしも支援学級の生徒に限ることではなく、実際なかなかそこまでいなくても、やはりある程度支援、準ずるといいますか、そういうようなお子さんを支援員が、あと学校の先生も判断した状態で、これはお互い情報を共有していたほうがいいとか、あと保護者の方から逆に申し出があって、ちょっと例えばなかなか集団ではなじめないとか、そういった方たちも含めまして、必要と認めた場合は情報交換をしているという現状でございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私、実際に各学童に行きまして、支援員が在籍の子供たちを把握しているかどうか確認しましたら、ちゅうるいを除いて全ての学童で把握していなかったのですね。人数も把握していなかったのですね。この辺のところはどうなのでしょう。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 今のご質問ですが、特別支援を受けている学童の通所児童につきましては、その情報自体は学童のほうでも押さえております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私が聞くところによると、押さえておりませんでした。なので、ちょっとその

辺、どこの学童でも押さえていなかったの、その辺はやっぱり押さえる必要があるのかなというふうに思って質問した次第なのですけれども。押さえていないということは、そういう子供が何人いるかということを知らなかったということで、中には個人情報の絡みがあって連絡を受けていないという話もありましたので。ここでそういうやりとりしても時間だけがたつと思うのですけれども、それは私自身聞く中では問題だなというふうに思ったので、ここで言わせていただいたのですけれども、では、どういう形で子供たちの情報というのが学童に渡っているというか、伝わっているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 多少、ケース・バイ・ケースという状況にはありますけれども、基本的には、直接学校の担任さんなり指導員、支援の指導されている先生と支援員が打ち合わせをしまして、例えば集団生活にどの程度なじめるのとか、こういうときにこういう行動をするだとかいうのを直接会って話しまして、情報交換をしております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） もしそうでしたら、まずは新1年生になったときに全体的な情報があつて、あとは個別に適宜そういうケース・バイ・ケースで相談ということになると思うのですけれども、その最初の前段の情報が行っていないというふうに私認識していたものですから、もしそういうふうに行っているのだとしたら、では私が一応いろいろ聞く中でそういうことだったので、ちょっとどうかなと思うのですけれどもね。

例えば、では個別に学校の先生と学童の先生が、例えば行動の裏にあるいろんな子供の心理とか、いろんなことありますよね。そういうことを話し合うに関しても、やっぱり先生によってというか、全員が全員やっているわけではないと思うのです、もしやっていたとしても。だから、最初のそういう情報の教育委員会との連携みたいなのは、しっかりしていただきたいなというふうには思っているのです。本当に一番大事なのは子供なので、やっぱり子供の利益を考えた場合に、その子にとっては何が一番大切かということ、より望ましい対応をするという意味では、情報共有というのはすごく大事だと思います。個人情報の面では、何か問題があるのですか。

○議長（芳滝 仁） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 学童保育は、本当に個々の子供さんに合わせた保育をしっかりとやっていくのが大切だと思っております。ですから、新しく学童保育に入る場合は通常入所申し込みを受けますので、その時点におきましてお子さんに何か配慮しなければならない点があるかどうか、そういうこともよくお聞きしながらやっておりますので、ある程度そういう配慮が必要なお子さん方については、町としては把握しながら保育は行っております。必ずしもそれが100パーセントかどうかはちょっと定かではありませんけれども、できるだけそういう実態をつかまえながらやっているということでありまして。今後におきましても、いろいろと配慮の必要なこと、そのようなことにつきましても十分把握に努めまして、適切にやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） では、今後そういう最初の新1年生になった段階での必要なデータというのは、うまく伝わるような形で進めていってほしいなと思います。それは大丈夫ですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 先ほど荒議員の質問の中で乳幼児から小学校へとかの個人ファイルの話が出ておりましたけれども、現在、町では、学校へ入学に当たっての必要な情報と、それから乳幼児期の連携をする中で、学童にもご両親の了解を得たものについては、その情報で伝えていきます。

情報の公開に支障がないのかという点では、一番は今の段階では、やっぱりご両親の了解が得られないものについては情報として出していない部分もあります。ただ、双方、守秘義務をもって子供の教育に携わる者として必要な情報の交換というのはあると思っておりますので、今後、副町長が申し上げましたとおり、必要な情報を共有し、子供たちに最もよい環境で対応できるように情報交換のや

り方とかを整備して進めていきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） その情報共有という意味で、保護者も特別支援への理解も、昔に比べたら町で手厚くしているということもあり、抵抗なく特別支援に入れたりするケースも多くなったのではないかと思います。

学校と学童の連携という意味では、特別支援の子だけではなくて、ほかの子も全部そういう形で情報共有できればいいというふうに考えております。例えば、さっきも私、同じことを言うことになるかもしれないですけども、この答弁の中では、例えば先生が学校の行事を自主的に見学に行ったりというようなことをおっしゃっていたのですけれども、やっぱりその自主的というのとは一番大切なかもしれないのですけれども、それだと偏りが出てきたりすると思うので、積極的にそういうことを進めていただきたいと思ひまして、次の質問に行きます。

地域との交流や、高学年を含めた新たなプログラムを取り入れることに関してですね。

新制度になって、放課後学童の運営指針の中の役割で、学校や地域のさまざまな社会資源を活用して連携を図りながらというところにいる書いてありまして、地域で子供を育てるという意味で、幕別町も、あちこち紙芝居ですとか、別にいろんな取り組みをされているということなのですけれども、でもやはりそれでは十分ではないというふうに思ひまして、こども課のほうとか、学童のほうに核になって、もう少し地域との連携をとるためにもうちょっと発信したり、何か具体的なことを考える必要があるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 繰り返しになりますが、町長答弁の中にもありますとおり、今現在も地域との交流を持つような機会は設けてはいるのですけれども、まだまだ私どもももっともっとやっていたらダメだなというふうには考えておりますので、今後、その辺をどういうふうに関係性を築いていくかということについては、検討していきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） うちの札内地域では、自主的に子供たちを見守っている町内会の方もおり、登下校のときに見守っているという方たちを目にするのですけれども、こういう機運が広がるのが一番いいと思うのですけれども、それになるまでには、黙っていてもそういう形にはならず、少しそういう面で何か発信していただければというふうに思ひます。

例えば、高学年の子供が対象になったということで、今まではただ保育の延長というか、そういう面もあったのですけれども、高学年の子供は、現実的にそんなに人数的には入っていないのですけれども、それでも夏休みとかになると朝8時から6時ぐらいまで、本当に長丁場の時間になったりしますので、そういったときに何か、これ一つ提案なのですけれども、質的な整備というか、例えば町のバスで学童のみんなで忠類のナウマン記念館に行って文化施設を見学するとか、忠類の大型遊具で遊んでくるとか、何かそういったことを一度やってみるという方法もあるのかなというふうに思ひますけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） ご提案として今後検討してまいりたいと思ひますが、今それに関してやる方向で考えたいかという答弁は、ちょっと避けさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） それでは、5番と6番の質問に行きます。

4番までの質問の中で、どれも指導員と切り離せない課題だったので、新制度になって指導員の資格制度ができましたよね。処遇改善とか国の方針が示されたのですけれども、やっぱり子供にとって自分のことをわかってくれる指導員の存在はとて大きくて、これが安心感になり、子供たちの活力になると思ひます。そのためには、ちょっと今まで変わっていなかった指導員の働く環境も考える必要があると思ひます。放課後児童支援員等処遇改善等事業で、例えば常勤指導員が配置で

きるように設けられた国の制度とかあるのですけれども、そういうのを利用して学童の常勤指導員を配置するというお考えについてはありますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと今の制度につきまして、私も承知しておりませんので、どういった職務内容で、どういった勤務時間で、どういった賃金面の待遇でということ、それと奨励事業なのか恒久事業なのかということもありますので、そういったものを研究しながら現場に応じた、現場として必要な人員配置をすると、これは原則でありますので現状では直ちにとということにはちょっと考えられませんが、今後どんどん高学年を含めてふえてくる、あるいは質の高いサービスの提供ということを考えたときには、ひょっとすると必要になるかもしれませんので、研究させていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 学童の先生については、毎回募集のときに人が集まらないということをお聞きしたのですけれども、それはどうして集まらないのかと考えたときに、募集の仕方なのか条件なのかというふうに思うのですけれども、どう考えられていますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どちらかというと、学童保育所の支援員につきましては、教員免許を持った方をまず原則としております。そういう中で、若い方は、なかなかやはり賃金面からいうと応募していただけない。ですから、教員の退職者の活用というのを今一番考えております。しかも、今そういうふうに考えたときに、年金受給年齢がどんどん毎年引き上がっていくと、2歳刻みで1年ずつ引き上がっていくということがありますので、ですから年金をもらいつつ指導してもらうという形が一番いいのだらうなというふうに思っております。そういった方々にターゲットを当てまして今募集をさせていただいておりますし、こちらから声をかけさせていただいているということもあります。ですから、今現在は、いつか確かに苦労したことありましたけれども、今はそんなに苦労しているという現状でないというふうに認識しております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 確かに再任用のそういう部署も必要だと思うのですけれども、やはりバランスの問題で、若い人もそういう現場にいたらいいのではないかという声も聞くことがあります。それで、例えば、今回、資格制度ができたときにいろいろ条件ありまして、学校の先生、保育士、いろんな資格の人が24時間研修を受けることによって、放課後児童支援員という認定証をもらえることになるのですけれども、例えばその中で一つこういったことがあるのですけれども、何も資格がない人がそういう資格というか認定を受けることができまして、保育士とか学校の先生の資格がなくても、2年間そういったところで、学童とかで、児童とか特別支援の子のサポートをすることによって受けられるという制度があるので、その現場でなかなか人が集まらないという声を聞いたものですから、もしそうであれば、そういったことで資格がなくても2年間働くことによって、平成31年度までそういったことができるということを周知することもありなかなかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） おっしゃられましたとおり、新たに2年以上、累計2,000時間以上の勤務時間があればという条件がありますが、今後、前向きに、そこについてはどういうふうに周知していくかということで考えていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 指導員は学童の質の向上には欠かせないので、いろんなことの見直しも含めて、働く環境の整備を推進してくれることを期待しまして最後に行きます。

6番目、放課後児童支援員の現状や研修計画などについてなのですけれども、こういう支援員の研修制度もあり、あと私も、町の特別支援教育支援員の研修が2日間ありましたよね、それに参加したのですけれども、その研修とってもよかったのです。現場の先生がいろんな抗議をしてくれたので

すけれども、そういったことに参加するということではできないかなというふうに、そうした支援の子が何人か学童に行っているわけですから、そういったことも含めて検討してもらいたいと思います。こうしたことは自分自身はすぐ取り組めることではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 今、内山議員がおっしゃられたものに、直接支援員が参加するようなものについてどうなのか、私ちょっとわからないものですから、今何とも言えないのですけれども、そういった機会はいろいろ見つけて、その辺についても、いろんな機会を支援員の方たちにも与えることができますように考えていきたいと思っています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 最後ですね。わかりました。

きのうも出ましたけれども、女性活躍推進法とかいろんな話題になりましたけれども、やはりこの町で子供を産み育てて働き続けられるような環境づくりというのは、すごく大切だと思うのですけれども、今現実的に、親も自分の子供に向き合う時間がなかなかないのではないかなと思います。それこそ昔は、親に時間がなくても地域で子供を育てるということなんかあったのですけれども、今、本当に社会情勢も変わってきている中で、そういった整備が必要ではないかなというふうに思います。

今回、学童のことを質問するに当たって、いろんな学童保育を見させていただきました。そういった中で、やっぱり現場の指導をしている方が子供の声に本当に耳を傾けて相談に応じてあげたり、あと、低学年から高学年まで異年齢の子が触れ合う機会というのを見まして、これからも働くご家庭がふえる中で、とても重要な、かなめとなると思います。本当に子供にとって安心できる場所になりますよう、スピーディーにいろんなことを改善していただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:56 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） 質問の前に台風10号で被災された町民の皆さん方に、心よりお見舞いを申し上げます。そして、昨日一般質問の中で町長から、町職員と共同で町民の初期の避難活動にわたっての議員の活動に対してお礼の言葉もいただいたわけでありましてけれども、朝まで奮闘された、また、災害対策本部で寝る間も惜しんで活動された職員の皆さん方にも、心から敬意を表したいというふうに思います。

それでは、質問に移させていただきます。

1、障がい者がスポーツを通じて社会参加できる町に。

第31回夏季オリンピック・リオデジャネイロ大会は、8月21日に閉会式が行われ、17日間の熱戦が閉幕しました。日本選手団は、金メダル数で3大会ぶりに2桁となる12個を獲得、メダル総数も史上最多の41個となりました。幕別町出身の3人の日本選手の活躍を中心に、出場選手たちの競技中の姿や代表に選出されるまでの努力の過程などを報道で知り、たくさんの感動と勇気を与えられました。スポーツの持つ力を改めて認識する機会となったと思います。

この後、開催地を同じくして、9月8日から、けさから世界最高峰の障がい者スポーツ大会であるパラリンピックが開催されます。オリンピック同様に出場選手の活躍が期待されているところです。

障がい者のスポーツは、国においては平成 23 年 8 月「スポーツ基本法」が新たに施行され、基本理念において、「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とし、実現に向けて、「各行政機関、スポーツ団体、民間事業者等の関係相互の連携及び協働に努める」と規定されています。

幕別町においても、平成 27 年 3 月「障害者基本法」に基づく障がい福祉施策の取り組みを基本理念としている「幕別町障がい者福祉計画」と、「障害者自立支援法」に基づく国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に則して策定する「第 4 期幕別町障がい福祉計画」（以下「第 4 期計画」）を一体的に策定しました。第 4 期計画の「施策の取組み」の中で、障がい者スポーツについても方向性が示されているところであります。

障がいのある人が自分らしく日常生活を送るためには、主体性を持って積極的に社会参加を行うことが重要であり、その一つにスポーツ活動が挙げられます。障がいのある人がスポーツに親しみ、体を動かすことは、健康や体力の保持・増進を図り、地域や社会とのつながりをふやすとともに、社会参加を広げるきっかけにもなります。そのためには、障がい者スポーツを一人でも多くの人に理解してもらい、障がい者誰もが身近で気軽に楽しむことができる環境・体制づくりにつなげていくことが重要であります。

ついては、以下の点について伺います。

①各障がい者スポーツ大会への支援状況、派遣状況について。（十勝地区身体障がい者スポーツ大会、北海道障害者スポーツ大会など）

②障がい者スポーツにかかわる指導者育成や組織づくり、施設の改善、整備状況について。

③十勝地区身体障害者福祉協会幕別分会の再結成やそれにかかわる組織の設立を支援する考えは。

④「障害者差別解消法」に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」が既に設置されているとされていますが、その活動内容は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

障がい者のスポーツは、機能回復訓練を目的とした医学的リハビリテーションを起源とし、その後、競技スポーツに発展していき、現在では、障がい者の余暇活動として、また、社会参加の重要な機会として捉えられるようになっております。

障がいのある方とない方との日常的な接点が限られている中で、お互いの交流や理解の促進という意味において、スポーツがもたらす効果ははかり知れないものであり、スポーツを通じて互いの理解を深める場の共有は、単なるコミュニケーションを超え、市民社会にバリアフリーの精神を醸成するものであると考えられております。

また、平成 23 年に「スポーツ基本法」が成立し、障がい者スポーツの推進に関する内容が盛り込まれ、障がいのある方のスポーツ活動に対する支援が求められているところであります。

町におきましても、障がいのある方がそれぞれの障がいの内容や程度に応じたスポーツに親しめるよう普及・促進に努めているところであります。

ご質問の 1 点目、「各障がい者スポーツ大会への支援状況、派遣状況について」であります。

北海道障害者スポーツ大会への参加については、町が窓口となって、参加手続等を行っており、平成 25 年から毎年 1 人、車椅子陸上スラロームに参加されております。

また、十勝地区身体障がい者スポーツ大会については、十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会がそれに係る事務全般を行っていたもので、脱会前の平成 25 年には 18 人の方が参加されたと聞いております。

ご質問の 2 点目、「障がい者スポーツにかかわる指導者育成や組織づくり、施設の改善・整備状況について」であります。

障がい者スポーツ指導者の育成については、日本障がい者スポーツ協会により、昭和 41 年に「身体

障害者スポーツ指導者講習会」が始まり、以後、実施方法や研修期間の見直しが図られ、平成 23 年に「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者資格制度」を発足させ、所定の資格取得要件やカリキュラムに基づいた指導者養成が全国的に進められているところでもあります。

町内の指導者の育成に関しましては、現在、障がい者スポーツ指導員の公認資格を持つ指導員が 2 人おりますが、町独自の障がい者スポーツ指導者の育成や組織化はなされていない状況であります。

町といたしましては、北海道障がい者スポーツ協会や町内の公認資格を持つ指導員と連携し、指導員資格制度の周知、呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

また、障がい者の多くの方々に身体を動かす楽しさやすばらしさを身近に感じてもらうことで、障がい者自身の健康の増進や障がい者と健常者との分け隔てのない交流につながり、障がい者に対する差別の解消や社会への参画の一助になるものと考えております。

このようなことから、より多くの障がい者の方々がスポーツに親しみを持って取り組めるよう、町内の障がい福祉事業者等と連携しながら、周知、啓蒙を図るとともに、身近で楽しむことのできる環境づくりに努めてまいります。

障がい者スポーツに対する施設の改善・整備についてであります。障がい者の方々の利便性の向上のため、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターは、スロープや手すり、多目的トイレの設置といったバリアフリー化を行っている状況であります。

町といたしましては、これら既存の施設を活用しながら、利用者の要望等に耳を傾け、より障がい者の方々に利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

ご質問の 3 点目、「十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会の再結成やそれにかわる組織の設立を支援する考えは」についてであります。

十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会は、昭和 35 年 5 月に身体障がい者の自立と社会参加の促進に寄与し、生活の安定と福祉の増進、会員相互の親睦を図ることを目的に設立されました。

本会は、身体障がい者福祉のための普及活動や地域活動、社会参加への促進に大きく貢献してきたところであり、町としてもその活動に対し支援を行ってきたところでもあります。

しかしながら、近年の会員数の減少や会員の高齢化などにより、分会として運営や活動を継続していくことが困難な状況になったことから、昨年 3 月をもって解散いたしました。

町といたしましては、本会が町内の障がい者団体の中心的役割を担ってきたこともあり、その存続を求めてきたところではありますが、現状においては、やむを得ないものと理解したところであり、本会の再結成については難しいものと考えております。

今後におきましても、他の障がい者団体やサークル活動の支援に努めるとともに、新たな組織の設立については、その動向に注視してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「『障害者差別解消法』に基づく『障害者差別解消支援地域協議会』が既に設置されているとされているが活動内容は」についてであります。

「障害者差別解消法」は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、本年 4 月から施行されました。

本法律では、障がいのある方に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関においては、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的義務とされ、事業者については、不当な差別的取扱いの禁止は法的義務とされる一方で、合理的配慮の提供については、努力義務とされております。

また、本法第 17 条第 1 項の規定では、障がい者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう医療、介護、教育その他の関係機関で構成される地域協議会を組織することができるとされております。

このことから、障がいを理由とする差別を解消するためには、障がい者にとって身近な地域で、



関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークを組織することが重要であると考えております。

町におきましては、国の協議会設置指針において、既存協議会の活用が認められていることや、構成する機関団体等が幕別町自立支援協議会と合致することなどから、同協議会を地域協議会として位置づけたものであります。

地域協議会の活動内容につきましては、適切な窓口機関の紹介や具体的事案の対応例の共有・協議、障がい者差別の解消に資する取り組みの周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発などを行うこととなっております。

町としましては、地域協議会と連携を図り、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

設問1番と3番は、大変密に関係しているという理解の中で、ここでは一緒にさせていただきたいというふうに思います。

今、第4期幕別町障がい福祉計画、ちょうど3年計画の中の今月末をもって中間点を過ぎる、そういう中間点に立っての総括の、そういう位置になるのかなというふうに理解をしているところであります。

この第4期計画の生涯学習・スポーツ文化振興の推進という、そういうテーマの中での私の質問になってくるわけでありますけれども、この文言は、4年前、第3期計画のときと、それから第4期計画というのはほとんど一緒に、スポーツ振興にかかわる法律の文言が加わっただけで、全く同じで経過をしているところであります。

そういう中で、この生涯学習・スポーツ文化の振興のところでは、「各種スポーツ大会の支援」が一つの施策の方向ということで表記がはっきりされていて、「障がい者スポーツ大会など各種大会に選手を派遣するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます」という文言があつて、このことを一番最初にお尋ねしたわけであります。その結果、今わかったことは、答弁のあったことは、全道的な大会には4年前から1人選手を町が窓口で送っていますよ、平成26年、27年に関しては十勝の障がい者スポーツ大会には一人も参加がありませんということが答弁の中身だったわけであります。

この第4期の方針と、この今の1人、そしてゼロ人、このことはとても数の上で成果が上がっていないこと、中間点としての総括では大変問題になるところになるのだというふうに思うのですけれども、その辺の認識について、まずはお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 私どものほうとしましては、平成26年に策定した第4期障がい福祉計画に基づいて主に障がい者への施策に取り組んでいるところでございますけれども、その中でやはり障がいへの理解の促進、それから相談体制の充実または障がいのある方のニーズに応じた福祉サービスの提供ということを主に進めてきております。その中で、障がい者スポーツの振興という中では、もともと組織的な基盤もないという状況の中で、まずはその基盤となるスポーツやレクリエーションなどで体を動かすということの意義やその中での効果を、障がいのある方またはそれを支援する方に啓蒙、周知が必要ではないかなということで、進めようと考えているところでございます。

その中では、昨年でございますけれども、8月に自立支援協議会の定例会において、障がい者のスポーツを知ろうということで、そういった講師を招いてスポーツ指導員の役割や今の障がい者スポーツの現状、課題などをご講演いただいて、そこで各障がい者事業所やサービス事業所などに対して、そういった講演会を開催してきたところもでございます。また、町内の事業所においても、スポーツの団体と連携いたしまして、サービスの中でレクリエーション的な体を動かすことを取り入れた支援を行っているところもでございます。

今後、やはり町としましては、答弁で述べさせてもらったとおり、今、スポーツ指導員とかも町内

にはおりますので、そういった方々と連携を図りながら、障がいのある方が気軽にスポーツに取り組んでいただけるような取り組みを今後進めていきたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今答弁にあった昨年8月の定例会、幕別町自立支援協議会の中身のことや指導員の育成のことについては、②のところでは質問をさせていただきたいと思っております。今、障がい者の方々が生きがいを持ってスポーツに取り組める、そういう土台づくりのところに関しての質問のほうを続けさせてもらいますね。

パラリンピックのことを申し上げましたけれども、そういう特別なスポーツアスリートをたくさんこの町からまた養成しなさいというようなことを私は申し上げるつもりはない。結果としてそういった選手が出てくるということもあるのだということは思いますけれども、まずは気軽にスポーツを楽しめる環境をつくることなのだというふうに思うわけでありまして。

それで、この障がい者スポーツの推進に関してでありますけれども、結局25年まで18の方が十勝スポーツ大会に参加していた。それが、組織がなくなったことでゼロになってしまったわけでありましてけれども、この皆さんたちがどういう思いをしているのか。本当は出たいのに出られないでいる、そういう人もたくさんいるのではないかと推察するのですけれども、結局一つのスポーツの機会が失われてしまったわけですね。このことをやはり、受け皿が、民間団体がなくなったのであれば、町の担当課である福祉課のところでは、その機会をちゃんと確保するように、その決意をここで、決意と言ったらまたあれだけけれども、そういう方向性を示すことが答弁として大事なのだと思うのですけれども。そういうふうには聞こえてこなかったのではないかなと思うのです。改めて聞きますけれども、その辺の担当部署としての思いはどのようなのですか。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 十勝地区のこの身体障がい者スポーツ大会は、十勝地区身体障害者福祉協会が主催をしておる大会でございます。それには、やはりその会員が実際そういったスポーツ大会に参加するということになっておりますので、今回26年の3月をもって会を脱会したということもありまして、今そういう状況ではこの大会には参加できないという状況でございます。ただ、もし、そういった、参加したいという方がいらっしゃれば、それは私どものほうでそういったことが可能かどうか、十勝の福祉協会のほうには問い合わせはできると思うのですが。ただ、この25年の18人が参加されたということも、実際事務を担当しておりました社会福祉協議会がサポートしていたのですが、そちらのお話を聞いても、この十勝の障がい者スポーツ大会自体が、やはり会員が高齢化になってきておまして、スポーツ大会という名前ではございますが、主にやはりレクリエーション的な要素が強くなってきているというお話も聞いております。交流の場としてはやはり重要であったなというふうには思っておりますけれども、現状ではそういう状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 十勝スポーツ大会の現状のことなど、今ご答弁あったわけでありましてけれども、でも中身はそれでいいのだと思うのですよ。だから、その大会の価値がだんだん下がっているような印象を与えるような、そんな答弁になってはいけないのだというふうに思って聞いておりました。

この十勝地区身体障がい者スポーツ大会ですけれども、その主催団体である十勝地区身体障害者福祉協会の各分会に入っていなければ参加できないのか、それが参加の条件なのかということは、今私も実は初めて知って、ちょっとその辺は勉強不足だったなと思うのですけれども、2015年、芽室で開催されたとき、14町村部会から260人の障がい者の方が参加して7種目、さっきも答弁にあったようなレクリエーション的な種目も含めて競って、分会ごとの覇を競い合ったと。2016年は足寄で開催されていて、やはり14町村部会から237人の障がい者の方が参加して、同じ7種目を競った。来年は鹿追で開催されることがもう決定されているということの報道等もされているところであります。十勝の19市町村の中で14市町村が参加している。この幕別、人口規模が町村で2番目にある幕別が、分会の維持ができない、この大会に参加できない、これはとても残念なことであるというふうに私は思

うのですよ。

分会の再結成のことになりますけれども、この第4計画策定に当たってのパブリックコメントでも、再結成を願う、そういうコメントが届いておりました。

8月、福祉課と拓政会との懇談の中では、新たに身体障害者手帳の発行を受ける人は多くなってきているのだということのお話もありました。改めて困難だということの話があったわけだけれども、そういう状況の中で新しい人も含めて何とか再結成をする、そういう努力を担当部署としてはすべきではないのかな、そのように思うのですけれども、そのことについて答弁をいただけますか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 解散から3年たっているということで、私どもも当時の出席されていた方の現状把握も努めておりませんでしたので、今後どういった形でか、例えば参加に向けてとか、この結成に関してはすぐそこからスタートはできないと思いますが、今、障がい者の方たちがどういう思いを持ってそのことに取り組むことを望んでいるかという状況をきちんとつかんでいくところから始めていきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今の答弁は了解いたしました。

障がい者の方のニーズをちゃんと把握していただきたい。その上で、再結成の芽が時とともにあるのだったら、なるべく早く結成して、そしてこのスポーツ大会だけではないですけれども、いろいろな親睦の輪、それから障がい者の方の理解を広める場をつくっていただきたいと思いますということをおっしゃるわけであります。

もう一点、指摘させていただきますけれども、障がい者の方のスポーツ振興、生涯学習のところで言えば、ちょうど2年前に第4期計画をするに当たって、身体障害者手帳を発行されている617人の方にアンケート調査をしてもらっていますよね。そして、285人だったと思いますけれども、回答が寄せられて、43項目の質問があったと思いますが、集計をして、この第4期計画の策定に当たっては反映がされているということになっているわけであります。主には、どんな福祉サービスが必要かですとか、置かれている環境のことなど、大変詳しくアンケート調査をされているわけでありますけれども、私も今回この質問をするに当たって中身を精査していきますと、スポーツや生涯学習に関するそういう障がい者の方の思いについては、質問が全く欠落しているということが見てとれたわけであります。

これはやっぱり当然こういう第3期の計画の中の延長線で第4期も、延長線と言ったらまたあれですけれども、文言も引用しながらやる中では、十分ではなかった点ではないかなというふうに思うのですけれども、この辺は何かアンケートをつくるに当たっての考えがいろいろあったと思うのですけれども、そのことはどうだったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今ご質問いただいた項目について、ちょっと十分承知していないので、申しわけありません。ただ、計画策定に当たっては、ちょうどその時期として、障がい者サービスが措置から給付に変わる、そういう時点での計画の編成であったかというふうに思っております。今本当に手元にも持ち合わせておりませんし、そこを詳細に詰めてきませんでしたので、正確なご答弁ができないと思えます。申しわけありません。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 来年には第5期の計画の策定に入っていくのだというふうに思います。改めて、こういうアンケート調査やパブリックコメント等ができ上がった暁には、原案ができ上がった暁には、町民の十分な声を聞いて策定に当たっていただきたいものというふうに思うところであります。

そして、繰り返しになりますけれども、幕別分会の再結成については、やはり答弁にあったように、どこも人が減ってきているという状況がどの分会でもあるようです。その分会の中では、まず大もとの十勝の分会では総会でどういうことを決定したかということ、十勝管内にいる8,000人の身体障害者

手帳を持っている方全員に、入会を声かけようということが方針にされている。分会の一つ一つを見れば、やっぱりその町で声かけようと、その方針に沿ってやるが出ています。ただ、やっぱりこれ、プライバシーのことがあるから、この人が身体障害者手帳を持っている名簿ですなんていうことにはならないわけで、そうなってくると、どこが中心になるかという、もうおのずと役場の中で、担当部署のところで本人に直接呼びかけるなどの手法が大事になってくるのだと思いますのでね、その辺のこともよく練っていただきたいものというふうに思います。

2番目、障がい者スポーツにかかわる指導者育成についてであります。

先ほど幕別町自立支援協議会、昨年の8月定例会の中身は、「障がい者スポーツを知ろう」ということで、道東地区障がい者スポーツ指導者協議会会長、真田正樹さんを講師にお招きして講演をいただいたということで、私もレジュメ、資料をいただいているところであります。今、パラリンピック、水泳4種目で出場する帯広出身の小野智華子さんの指導にもかかわっている方のお話だったということになります。この中で、指導員の重要性ということは、障がい者スポーツを広げていくということの重要性ということの中では、組織づくりや競技会の開催と並んで、指導者づくりということが大きな柱になってくるのだということが、講演の中身で示されていたところであります。

今、幕別町には2人の初級の障がい者スポーツ指導者がいるのだというふうに思いますけれども、これからどうやって声をかけていくということでは、具体的な方針というのはお持ちになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 私どものほうでも、この障がい者スポーツに取り組んでいくためには、指導員の養成、組織化が重要であると、必要であるというふうには認識しております。現在おられる指導員の方々といろいろお話をしながら、まずはこういった指導員制度というものの周知が必要なのではないかなというふうに思っていますし、また、指導員になられるための、言ってみれば町として何が支援できるのかということも、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 2人の障がい者スポーツ指導者の方は、今どのような障がい者スポーツにかかわって活動なさっているのか、簡単で結構です、教えていただいてもいいですか。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 2人おられるということの把握だけでございまして、実際にはちょっとどのような活動をされているかというのは、今現在、把握しておりません。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） このライセンスに当たりましては、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定している指導員資格でということは答弁でもありましたけれども、全国的にずっと人数が停滞していて、2万2,000人前後でずっと停滞していて、数がふえていかないという現実があるようなのです。このリオのパラリンピックを機会に、2020年の東京オリンピックまでに全国で3万人の指導者を養成したい、そういうことが言われているところであります。

当然、幕別町も、まずはふやすし、そしてそういうライセンスを活動の中に生かしていただくようなそういう取り組みが必要ですし、そして、障がい者の方にスポーツを指導するという、そういう特殊性もいろいろな知識もある中では、やはり指導するのに何のライセンスもなくてもいいケースもあるのだけれども、あったほうがいい、あるべきである領域なものだから、このライセンスについて広く認知を広めるようにしていただきたいし、実際に取得していくような、そういう施策を考えていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 多分、根本の認識の中で、まだ私たちが十分ではないのだと思いますが、先ほど課長が申し上げましたとおり、現状の障がい福祉の業務として障がい者の方たちにかかわる今一番のかかわりは、障がい福祉であるとか家から出ていただくとか、そこら辺を、給付も含めて

そういうところを今一番喫緊にやらなければいけないこととしてやっている中で、今、谷口議員がおっしゃっているようなスポーツへの取り組み、障がい者の方たちがそのことに対してどんな思いを持たれているかというところまで思いが至っていないのが、今現状ではあります。ただ、重要なことであるというふうには、勉強していきたいと思っておりますので、今後、勉強していきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） そのこと、大事なことだなと思うのです。結局、去年8月の自立支援協議会の定例会のテーマが何も生かされていないというふうに言われても仕方がない、町も主体となってそういう講演をやっておきながら、そういうことになってしまうわけで、この点はやはり大いに考えを直していただきたいものというふうに思います。

そして、施設のところであります。

いろいろなところで障がい者の方が使いやすい施設にしているのだということのいろいろなお話は、答弁はいただきました。なかなか既存の施設を変えていくことは難しいことなのだと思うのですけれども、いろいろ今、町の取り組みの中であることの中には、プールをどうするかということの取り組みがありました。どんなふうな数、どんなところにどんな施設がということになってくるわけでありましてけれども。私の個人的な経歴でありますけれども、水泳という競技についてはとてもいろいろな勉強もさせていただいて、そういったいろんな効果もある中では、障がい者の方のスポーツだけではなくて介護予防や、実際介護が必要な方のリハビリ等にも生かせる、そういう施設になっていくことが重要だなというふうに考えているわけです。方向性がこれから決まっていく中で、そういったことの配慮もちゃんとできる、されている、そういう施設について担当部署としても提案をしていただきたいものというふうに思います。

第4期計画の障がい者に向けたアンケートの中では、木野地域では音更にプールがあってリハビリで泳ぐことができたけれども、幕別ではそういうのはないのよねという声も記載があったところであります。この辺、確認もしていただきたいなというふうに思うところです。

最後に、4番目、障害者差別解消地域支援協議会についてであります。

こういう組織が、自治体の規模や、それからいろいろな条件で自由につくっていいですよというのが、内閣府の指示であったかと思えます。そういう中で、幕別町がこの地域協議会をつくられたということの認識が正直、私自身なかったものですから、今回この質問をするに当たって、道の資料から幕別町は設置している地域、都市ということで、そういうことがわかったものですから、どんなふうな組織なのかなということの確認で、この質問をさせていただいたところであります。

何度も出てきている幕別町自立支援協議会が、その窓口になっているのだということでありました。この幕別町自立支援協議会の運営の要綱を見ても、答弁にあったとおり、この組織が地域協議会を担っていくのが最善の方法かなというふうに思います。障がい者の方の差別がなくなるように、高いアンテナをかけて、この地域協議会を中心にしっかりと運営していただきたいなというふうに思うところであります。

これで最後にしたいと思いますが、これまでのところで、障がい者差別について地域協議会にどのぐらいの件数の相談等や訴えがあったか、お聞きしたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 現在のところでは、相談というところではない状態でございます。この地域協議会としまして、やはり今まだ4月から始まったばかりということで、そういったことも、相談窓口は町の福祉課ということで相談をお受けするという周知はしているのですが、まだまだちょっとその周知が足りないのかなというところもありまして、今後そういったことを、周知に努めながらそういった相談に対応してまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 幕別町第4期障がい福祉計画、この中間点に立ってしっかりと総括していただいて、残りの半分しっかりと実践が行き届くように期待を申し上げて質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩いたします。

14:54 休憩

15:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋健雄議員の発言を許します。

高橋健雄議員。

○3番（高橋健雄） まず初めに、災害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

また、私の質問等については、議会の合同委員会でも協議していますが、重なりますが、質問させていただこうと思います。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

アルコ236及びナウマン公園を含む今後の対応について。

アルコ236は毎年度決算のとれない状況の中で、今後も事業を継続させるのか、また、継続させるのであれば、新たな事業者の参入の考えがあるのかについてお伺いしたい。

ナウマン公園は今年度多額の予算をつけ、遊具等を整備しているが、今後さらに整備を行う計画があるのか、また、その場合の費用対効果についてお伺いしたい。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

「アルコ236及びナウマン公園の今後の対応について」であります。

アルコ236及びナウマン公園がある区域は、忠類村の時代からこれまでに観光拠点となる施設を集約する形で多くの公共施設を整備してまいりました。

青函トンネルが貫通した昭和60年、村では、当時の厳しい地方財政への対応策として、観光開発や一村一品運動、地域活性化を主眼に、「リゾート開発」と「村おこし懇話会」の二つのプロジェクトを進め、その結果として、63年に学術施設と村おこしを兼ねた「ナウマン象記念館」を整備・開館いたしました。

同館の開館に合わせ、現在、「菜の館ベジタ」として活用されている「忠類村レストラン兼特産物販売センター」の営業も開始されました。

平成2年には、パークゴルフのファミリーコースを含めたナウマン公園を開園し、5年には特産物販売センターが、国の道の駅登録第1回目の道内14か所のうちの一つとして登録されるとともに、ふるさと創生資金の交付を契機として、同年、建設に着手したナウマン温泉ホテルアルコ236が、6年8月に営業を開始したものであります。

平成11年には、ナウマン公園にキャンプ場とパークゴルフのチャンピオンコースを供用開始し、合併を経て19年4月に道の駅・忠類を現在の位置に移転し、営業を開始し、現在に至っております。

アルコ236とナウマン公園は、ナウマン象記念館とともに、一連の観光施設が集約されたエリアの中で、忠類観光の核となる施設であります。中でもアルコ236は、地域に唯一存在する入浴施設として、観光客ばかりでなく、忠類の住民にとってなくてはならない福祉施設としてもご利用いただいております。

ご質問の1点目、「アルコ236は今後も事業継続させるのか、継続の場合、新たな民間事業者の参入の考えは」についてであります。

アルコ236は、地域住民28人で組織する「ふるさと創生会議」からの提案があった温泉の開発調査を、ふるさと創生資金を活用して着手したことがその始まりであります。

平成3年7月からボーリング調査を始め、翌4年2月に温泉噴出が確認できたときには、防災無線

で村内全戸に伝え、全村民を挙げて大喜びしたと忠類村史に記録されており、当時からの温泉施設は地域住民が心から待ち望んだ希望の施設であったことがうかがい知れます。

同年4月には、湧出地点に分湯施設を設置して温泉の持ち帰りを可能とし、8月には直接入浴できる「健康ハウス」が完成し、町内外の利用者でにぎわいを見せた簡易浴場施設の期間を経て、平成6年8月、現在地にアルコ236を建設いたしました。

アルコ236は、多くの村民が待ち焦がれた地域唯一の入浴施設であると同時に、人口減少、少子高齢化など、厳しい社会情勢下において、交流人口の増加が期待できる重要な施設であり、観光を基軸とした地域の活性化に欠くことができない必要な施設であると認識いたしております。

平成15年6月の地方自治法の改正により創設された指定管理者制度は、公の施設の管理運営に、株式会社やNPO法人等、民間の活力や知識、技能を活用することにより、柔軟で弾力的な管理運営を可能とし、利用者へのサービス向上と管理経費の節減を図ることを主な目的としております。

本町の指定管理者制度の導入は、忠類村と合併した平成18年4月にアルコ236と忠類物産センターの指定管理者として、株式会社忠類振興公社を指定したことが始まりであり、これ以後、百年記念ホールと青葉保育所の運営に同制度を採用してまいりました。

アルコ236と道の駅・忠類の現在の指定管理者である株式会社忠類振興公社は、今から28年前の昭和63年6月に、地域住民64名の出資により、忠類観光物産株式会社として設立され、忠類村レストラン兼特産物販売センターの営業委託を受けたことが、その原点であります。

当社は、第3セクター方式の公共宿泊施設や温泉施設の運営が赤字で苦しむ中、開業以来連続10年間、黒字決算を維持し、平成6年度から17年度までの12年間は、村に施設使用料として総額2億2,340万円を支払い、村財政に大きな貢献をしてまいりました。

本町では、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例において、公募による候補者の選定を原則に掲げておりますが、「公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、公募によらず、町が出資している法人又は公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」と定めており、この規定に基づき、これまで株式会社忠類振興公社を指定管理の候補者に選定してまいりました。

現在の指定管理期間は、本年度をもって終了いたしますが、平成29年度以降の指定管理の候補者の選定におきましても、現在、当社が進めている民間ホテル事業者との連携に向けた取り組みや、これまで当社が地域に果たしてきた役割と雇用創出を初めとした経済的な効果などに加えて、忠類地域の住民の当社に寄せる思いに鑑み、株式会社忠類振興公社を選定する考えの下で、現在、準備作業を進めております。

ご質問の2点目、「ナウマン公園は今年度多額の予算をつけ遊具等を整備しているが、今後さらに整備を行う計画があるのか、また、その場合の費用対効果について」であります。

平成2年に開園いたしましたナウマン公園は、木材をふんだんに使用した遊具を初め、親水施設やパークゴルフコース、キャンプ場を備え、来園者が一日中滞在できる観光型の公園として、これまで多くの町民や町外の方々に利用され親しまれてまいりました。

開園時に設置し、好評を得ていた木製遊具が経年劣化で使用継続が困難な状況となり、遊具の安全管理ができないことから平成21年に撤去し、現在の複合遊具に更新いたしました。休日にける家族連れの利用者が徐々に減少に転じてまいりました。

こうした中、ナウマン公園は単なる地域の公園ではなく、家族連れでにぎわう観光施設としての役割が大きいこと、加えて高規格幹線道路の忠類インターチェンジに近いことから、多くの方々を忠類地域に呼び込む重要な施設の一つとなり得ることを踏まえ、道の駅などの周辺の観光施設との相乗効果に鑑みながら、集客誘引性の高い大型遊具を導入することを計画したところであります。

忠類小学校の児童会との意見交換を経て遊具選定後に、公区長連絡協議会や地域住民会議で説明し、昨年度、実施設計を行い、現在、9月30日までを工期として、地上高9メートルのザイルクライミン

グ、広さ 125 平方メートルのネットトランポリン、延長 40 メートルのローラー滑り台と 4 連ブランコを整備しているところでもあります。

今後の整備計画につきましては、現在、本公園で来園者が最も多く利用する親水施設に築山型の滑り台の整備を計画しております。

この施設は、管内では帯広市のグリーンパークや芽室町の中央公園に類似するものがありますが、3メートルほどの高さのある滑り台と親水池を連動させ、池に飛び込む感覚を楽しむというものであります。

昨年の児童会との意見交換の中で、設置の要望が寄せられたことがきっかけとなったものでありますが、現在、小学生などからの意見を参考に、調査設計を行っており、住民の皆様説明し整備を行うと計画しているところでもあります。

この事業の費用対効果についてであります。公園の遊具は、要した費用に対してどのくらいの効果があるのかを数値で測定することは困難であります。帯広市や芽室町の公園では、遊水型の滑り台は多くの子供たちで賑わいを見せており、人気を博しているものと理解いたしております。

子供に付き添う父母や祖父母が多いことから、本町でも現在整備中の大型遊具に加え、遊水施設を設置することは、さらなる集客誘引効果を引き出すものと考えております。

こうしたファミリー層のナウマン公園への集客により、道の駅やアルコ 236 など周辺の観光施設へとつながり、飲食物の販売や温泉入浴への波及効果は大きくなるものと期待いたしております。

現在、本公園内に飲食店や特産品に係る案内看板を設置し、市街地への誘導策を計画しており、加えて大型複合遊具施設がある更別村農村公園とは、高規格道路で結ばれておりますことから、互いの公園を紹介する看板を設置し、公園利用者の増加を目指す連携を協議しているところでもあります。

あわせて、ナウマン公園の大型遊具や今後整備予定の遊水滑り台の魅力について、マスメディアや SNS 等を通して PR し、ファミリー層を中心に多くの方々に来園いただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

忠類村と幕別町が、平成 18 年 2 月に合併し、11 年目に入りました。

合併協定時において、合併後のまちづくりの理念の一つとして「新町の均衡ある発展に努める」ことを掲げております。

今回のナウマン公園整備事業は、単なる公園整備にとどまるものではなく、この合併理念を具体化し、忠類地域全体の活性化を推進していく上では必要で欠くことのできない事業であるものと認識いたしております。

以上で、高橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3 番（高橋健雄） 済みません。きょう、私は初めて一般質問のデビューなもので、不適切な言葉等がありましたら訂正しておわびにしたいと思いますので、よろしくご指導お願いします。

質問といいましても、私もこのアルコの話については 6 月の 23 日の全員協議会において初めて知ったところで、このような現状にあるということは、やっこの 6 月の 23 日に認識したところでもありますので、質問というか、皆さん、ほかの議員さんと違い、熟知していませんので、質問ということではなくて丁寧に教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

アルコ 236、忠類の諸施設においての今後の運営を継続するということは、忠類住民の皆さんの切なる要望と、希望と、みんなの総意だろうと思っております。そしてまた、執行者のほうも、この施設等を継続して運営をしたいというような趣旨だと思っておりますけれども、継続していくためには、少し私にはわからないことがあるのですが、教えていただきたいと思っております。

12 年間、17 年度までは黒字決算で、もとの忠類村に貢献したということですが、その後 18 年度に幕別町と合併をして、答弁がなされないということは、その後は、恐らく黒字ではなくて大きな赤字なのだろうと推察するところではありますが、たしか委託管理費の助成が、名目はちょっとわかりませんが、ここ 10 年間で幾らくらい助成費、ちょっと名前はわかりませんが、助成費として 10 年間程度



助成をしていたのか、少し教えていただきたいのと、道の駅は半年で36万円程度の賃借料をいただいていたような記憶なのですが、アルコ236は年間幾らくらいの使用料を町が受け取っていたのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず1点目につきましては、指定管理料のことをおっしゃっているのだろうなというふうに思います。

指定管理につきましては、合併直後の平成18年度から始まりました。そのときには、道の駅・忠類が建設中でありましたので、アルコ236と物産センターの二つの施設を指定管理をし、翌年から道の駅ができましたので、新たな道の駅とアルコ236を5年間指定管理してきたと、初めは1年、その後は5年で今日に至っているということでございます。

その間の指定管理料でありますけれども、平成18年度から28年度までで合計1億2,300万、約1億2,400万ですね、これが指定管理料、通常分であります。ただ、このほかに、危険負担に伴う支払い、これは電気であるとか、燃料であるとか、この高騰分について後ほど精算をするという仕組みがありますので、それを別にしまして、定額部分、通常分の指定管理料としては1億2,400万を指定管理料として支払いをしているというものであります。

それと二つ目は、賃料ということなのでしょうか。アルコ236、道の駅の賃料はもらっていないのかという質問なのかというふうに思いますけれども、かつてはアルコ236、道の駅ができたころ、村の時代から、平成6年から公の施設の管理委託という形をとってまいりました。その際には、賃料をもらっておりました。忠類振興公社から村に賃料を入れていただいております。それが平成6年から17年まで、2億2,400万ほどの賃料が村の歳入に納められているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） この分が支払いをされているのはわかりましたけれども、そうすると、この継続するには、まだこのような賃料なり、10年で2億4,000万円程度、町からの委託指定業者ですか、それに支払いするという考えなのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと取り違いがあるようだというふうに思いますけれども、町からお支払いをするのは指定管理料であります。それで、過去平成6年から17年度までにいただいたのは逆ですね。忠類振興公社から施設の賃料として村にいただいたお金、これが2億2,300万ほどあるということあります。

それで、指定管理を継続していくということになれば、そのアルコ236、道の駅の両施設の収支の状況がどうなるのか、そして不足分、いわゆる赤字分について指定管理料としてお支払いをしますという形で、指定管理制度に移行したときから、そういう赤字分を出してくるという形をとっておりますので、来年度以降についても収支の見込みがどうなるのかという計算をした上で、赤字見込み分については指定管理料としてお支払いをするという形になろうかというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） そうすると、これ指定管理料と言いながら、赤字分の補填を町がしているということなのだと思っておりますけれども、そのほかに30万円を超えたら小さな修理代を幕別町が持つとかという話ではなかったかと思っておりますが、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど少し触れました、リスク分担にかかわる精算分ということになりますけれども、修繕料にかかわりまして、一件30万円未満の修繕料が発生しましたら、それを年間トータルしまして150万円を超えますと、超えた分についてはリスク分担として精算払いをするということあります。これは各年度の修繕料の多寡がありますので、年度によって支出額については異なっているという現状でございます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番(高橋健雄) そうすると、150万円以上の修理費がかかった場合は、町が分担するということだと思いますが、私も年をとってきたら故障ばかりするので、このアルコ236ももう建築後二十二、三年経過していると思いますが、150万円以上でという意味はおかしいかもしれませんが、例えば300万円かかった、500万円かかったというときは、町が今後今まで以上に修理、修繕費用がかさむということではないのでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) この指定管理につきましては、アルコ236と道の駅・忠類の運営をお願いするものです。運営の委託でありますので、施設本体は町の持ち物であります。したがって、大規模な修繕が必要になるとき、あるいは大規模なリニューアルをしなければならないといったことも、過去にもありましたけれども、今後生じるとするならば、それは町の負担によって実施していくこととあります。

ちなみに、平成6年にオープンをいたしまして、平成15年度に1億5,000万円ほどをかけましてリニューアルをした、そういった実績もございます。

○議長(芳滝 仁) 高橋議員。

○3番(高橋健雄) これでいくと、6年に建築をして、おおむね10年程度で1億5,000万円のリニューアルをしている。そうしたら15年からおおむね10年かかると26年、28年、これは10年でリニューアルで1億5,000万円もかかるのだとしたら、今度、倍も、建設年度から経過していると、相当なリニューアルというのか大幅改造とかそういうことまでして、赤字も補填しながら、このように今後も継続していく考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) リニューアルあるいは修繕というのは、施設を持っている以上は宿命であります。当然のこととあります。これはどんな施設であっても、修繕というのは年数がたってくると必要であります。特に客商売に使うホテルであれば、大体おおむね10年に一度はリニューアルしなければならないというふうに言われております。そんな中で、1回目は確かに10年程度でやりましたけれども、その後は10年以上、今13年程度たっておりますけれども、なかなかそこにお金をかけ切れないうことが一つありますのと、15年にやったリニューアルの内容は、かなり大部分いじらなければならない事情があり、今細かいことは申し上げられませんが、いじらなければならない理由があったということ、それにその後、現在を比較したときに、大規模にいじらなければならない部分はないのかな。ただ言えることは、和室が今ほとんどを占めているので、それを洋室化するということが一つ必要性としてはあるのかなというふうに思います。

ですから、以前1億5,000万円かかったから、今回も倍の3億円かかるとか、そういうことではなくて、どこをいじるかによって積算額というのは変わってくるのかなというふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 高橋議員。

○3番(高橋健雄) そうすると、言葉を上手に使えばいいのだろうと思いますが、1億5,000万円程度かけて10年でリニューアルをして、今度おおむね10年たって二十数年経過しているのに、恐らくリニューアルではなくて大規模改装になるのであろうという察しはつくのですが、それもあれをして5年契約でまた委託管理をするという考えでこれをやっていることなのですか。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 今、問題となっているところは、給排水の配管についてはそろそろ寿命に来ているというところがありますので、そこと先ほど申し上げました部屋の和室から洋室化ということが、今当面する課題かなというふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 高橋議員。

○3番(高橋健雄) 今、町長の言うとおりに、そんな微々たる部屋の改装と配管ぐらいだということならばいいのですが、ちょっとうわさで聞いたところによると、恐らく3億円程度の費用をかけなければ配管とボイラーとかなりのものが傷んでいるらしいといううわさだけでも、出所はどこか知

らないけれども、そういうようなことがあるのだけれども、3億円ももしか来年度にでもかかったら、一般会計から出さざるを得ないのだろうけれども、そういう覚悟をして継続をしていくという覚悟の上なのではないでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どこまでやるかということは、当然どこまでお金をかけられるかという財源との相談になります。ただそれを近々にやらなければならないというところには、今ありません。したがって、積算も、実は設計というものもやっておりませんので、ただ将来このまま継続して営業を続けていくということになれば、配管類の布設がえというものが出てくるのだろうなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 町長はそうはおっしゃりますけれども、町長の答弁では、どこかのホテルと民間ホテル事業者との間で提携なり事業化の方向で進んでいるということになれば、その提携先がかなりのリニューアルをしてくれであるとか、そういうことになったときには、今の町長の答弁では、私はそう思いますという話で済む話ではないのではないかと思いますけれども、どういう考えなのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どこに支援をいただくか、提携をするかということにつきましては、ほぼ1社に絞っているわけでありまして、これまでの協議の中で、ここを改修すれとか、これをこうしなければだめだという協議にはなっておりませんので、現状のままでどういう支援ができるのかということの議論で来ておりますので、今これを改修しなければ提携できませんよ、支援できませんよということではありませんので、契約するのは忠類振興公社が委託契約をするということになりますので、ただ段取りとして今はどういった考えの中で支援を受けられるのかということ、委託に向けた下準備をしている、下交渉をしているという段階でありますけれども、その中では、会社側の要求としてはそういう改修に関するものはありません。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） どうも私は納得がいかないのですけれども、契約するのは忠類振興公社であると言って断言はするけれども、どうして契約先がその赤字の振興公社でなければならないのか。ほかの業者と話していると言うのだったら、ほかの業者とどういった業態なのかわかりませんが、振興公社がずぶずぶずぶと赤字のところ、首を突っ込まなくても、その業者に業務委託を一緒にするのはなくて、全部そのままその業者に任せてしまえばいいことではないのですか。どうしてそれをいつまでも振興公社にこだわって、ずぶずぶと出てくるのですか、その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはアルコ 236、道の駅・忠類という公の施設を管理委託するというところから始まっておりまして、今は、自治法上、そういうものはありませんので、指定管理者制度に移行して、指定管理の相手として、今まで公の施設を管理していた忠類振興公社に対して引き続き指定管理をすると、そういう流れで来ているわけでありまして、確かに忠類振興公社はどうでもいいからどこかでやってくれるところをいきなり指定管理すればいいのではないかと、そういう考え方も確かにあるのかもしれませんが、やはりこの忠類振興公社というのは、昭和 63 年から忠類地域の人たちがあの地域を何とか盛り上げていこう、活性化していこうということで、忠類物産センターをつくり、そしてアルコ 236 ができたときに、あわせてアルコ 236 も公の施設の管理をしたいと、そういう思いで地域の活性化の核施設としてあの施設を盛り上げていきたい、あの地域の活性化のための核となるものだ、という思いがあって民間の人たちが出資をして運営をしてきた会社でありますので、それを確かに切り捨てると言えば、そういう考えもあるのかもしれないけれども、私の立場では、やはり忠類の人たちがあの地域をしっかり盛り上げていこう、活性化していこう、そのための核施設として運

営している忠類振興公社を、私は潰すということにはならない。これはできることなら今の形の中で経営改善を果たして行って、経営改善がある程度道筋が見えれば、これまた違った考えが出てくるのかもしれませんが、当面やはり次期の指定管理においては、今の忠類振興公社に対して指定管理をしたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 町長、あなたの立場はどうでもいいのだわ。あなたの立場で忠類振興公社を継続しようという、何でそういうことを考えるのさ。何も赤字だから、そこへずぶずぶいかななくても、新しい経営者ができるのなら、そちらに経営を任せて、あなたは町長に専念していればいいことで、あなたの立場でそんな何も振興公社にどうしてもやらなければならないということ、そういうことはあなた、どうも私はちょっと納得いかないですけども、説明してください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 指定管理をどこにするかということは、これ議案として提案を申し上げる案件であります。したがって、これは私が提案権を持っているわけでありますから、私の勝手な思いではなくて、これは当然、行政を推進していく中で、地域の方々の、特に忠類地域の方々の思いを考えたときに、やはりここで今忠類振興公社を外せるのかという判断の下で継続したいということでありまして、やはりあの地域の人たちが出資してかかっている施設だからこそ、地域の方にも愛してもらえし、また他の幕別町民においても、忠類の人たちが頑張って立ち上げた会社なのだから利用したいな、そういった愛というか、利用したいなという気持ちも私は生まれてくるのかなと、そんなことを考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） いつまでも議論しても、町長と私とどうもかみ合わないのですけれども、どうも。町長、忠類の人たちが設立した会社だから、それを盾でやってあげたいという、それはいいであろうし、今の忠類のアルコやら道の駅を潰して清算すれとか、恐らくここの議員の皆さんでも誰もそんなことは思っていないと思うのですよ。何とかして今の形態で継続をさせて、黒字化して、町民の一般財源から出さなくてもいいように、そのようにしたらどうですかという、これ議員の皆さんはそういう意見だと思いますよ。あなたの意見はちょっと違うと私は思うし。

それと、かみ合わないからいいのですけれども、このようはずっと何年も赤字の忠類振興公社を、このままずぶずぶずぶずぶとやっていて、そのまま続けるといって、恐らく一般町民はこれに対して賛成ですという話はありませんよ、これ。どうしてもう少し、何というんだらう、議論はどれも幾らしたって合わないからどうにもならないけれども、もう少し忠類のあの事業を継続して満足にできるような、ほかの町民にも納得してもらえ、そういうことをどうして考えられないのさ。答弁は要りませんが、恐らくそういうことを考えると、忠類振興公社の、幕別町の資本金も何も食い潰してないという話でないのかい。だから継続せざるを得ないから、何とかいきたいと思うのではないかと思うのですが、余りやばい話ですから、答弁は要りません。

恐らく、そういうことで、このような状態の忠類振興公社ありきの話で進めて行って、契約をしたというあなたの特権だというのは当たり前かもしれない。だけれども、もう少し物の考えとしては、そういう考えではなくて、みんなが町民が納得してもらえ考えでない、私は困ると思います。それで、答弁は要りません。

そして、後で総括として私の意見として言わせてもらいますけれども、ナウマン公園の話なのですけれども、ことし1億4,500万程度かけて遊具を整備したのですけれども、この前ちらっと合同委員会のときに、ここに出ていますけれども、整備費で何だかウオーターをつくりたいというのですけれども、幾らほどかかるのですか。

○議長（芳滝 仁） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） 現在、調査設計に出しているところでございます。整備費につきましてはまだ積算中というところであります。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 私の考えですよ。もしか、これ去年の事業で余った分を専決で、あなたがたは財源があるからそこへ持ってくるつもりでやっているのではないかと、またそれも私の考えですから答弁は要りませんけれども。そういうことではちょっと納得できないというのか、去年の産建の委員会に行ったときもそういう話は現地では聞いていないし、何とか1億4,500万円の事業も産建ではみんな無理だと、余りにも高過ぎるという話で、委員会では話ししたのですけれども、現地で。職員たちが、子供たちが待っているの、何とかこれをやらせてほしいと、1億4,500万円。それなら何とか仕方がないだろうということで、産建は認めて、本会議になったら、誰だったか、議員のほうから、その遊具をつくって何人程度の利用が見込めるのですかと言ったら、答弁として、わかりませんと、こう言う。わかりませんという答弁をしておきながら、今度またこれ調査費をつけて何かウオーターライダーらしきものをつくると。そういう話ではちょっと無理なのですけれども、それで金額もわからないということは、どういうことでそれわからないのですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まずことしの1億4,000万円程度の遊具整備につきましては、これは予算も提案して議決もいただいておりますし、また、工事議決もいただいておりますので、いわゆるこの場でどうこうという議論には私はならないのかなというふうに思います。

それと、来年度の親水施設については、これも参考資料ということでありまして、28年、29年、30年の3か年実施計画の中に位置づけさせていただいて、そして実施年度では、予算を計上し、そして議決いただく、そういう手続、手順に沿って私は進めているというふうに認識をいたしております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） ちょっと違いますよ、町長。ことしの1億4,500万円について、私、異議を言ったわけではないですよ。それだし、3年計画だかの中に事業計画が含まれているというのだけれども、そのような遊具が待てるものではないのですか。もっと優先順位があって、きのう中橋友子議員が、国民健康保険の減免措置の話のときに、町長、400万円だか500万円程度だからなかなかできないと、そういうけれども、このような3年計画でも遊具で死ぬ人はいないのだから、そういうものを優先順位として回すぐらいの気はないのですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 遊具の1億円何がしと、昨日の約800万円、私はこの議論を一緒にすることは果たしてどうかなというふうに思います。私たちの行政は、いろいろな分野でいろいろな仕事をさせていただいているわけでありまして、その中で予算配分をさせていただいている。きのうも申し上げましたように、選択集中という考えの中で、どこに集中的にお金を充てようか、どこに施策を持っていこうかというふうにやっているわけでありまして、今、遊具と、先ほどの一部負担金のお話は、私は一緒に議論にはならない。それぞれの分野において、それぞれの施策について少なくとも考えさせていただいた上での予算提案をさせていただいているということでありまして。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） もう町長と俺とは性格が合わないのだろうと思うのだけれども、最後に質問でなくて、もう時間も残り10分くらいしかないから、だらしのないことを言うっておっても仕方がないですけれども、このような忠類振興公社とか、ほかの業者と何か話しているというのだけれども、そういうことをきちっと挙げて、一つなり二つの選択肢をもって選んで、そして忠類振興公社になるとかというのなら、それはいいです。そういうこともしないで、最初から振興公社ありきの決断をするということでは、恐らく町民は納得しない。それともう一つ、返事は要りません。あなたとはどっちみち合いませんから。

それともう一つ、この問題を議会に、合同委員会をつくって検討してくれと言ったのは、町、あなた方ですよ。それで、私たちはみんな合同委員会をつくって協議している最中に、これはもう振興公

社に決めました、何でもかんでも私の専決事項でやります。そういうことをすると、議会をまるきり軽視してあんた勝手なことばかりやっていると私は思う。それで、ちょうどたまたま先月、7月ですかね。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員、言葉について慎重にお願いいたします。

○3番（高橋健雄） はい、わかりました。

8月ですか、札幌で全道市町村議会議員の研修会があって、そういうやっぱり議会を軽視するような職員、首長はいてもいなくてもいい、職員と首長、いないほうがいい職員と首長というのがふえていくというふうに抗議を受けましたので、議長からも注意されましたので、私はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（芳滝 仁） 以上で、高橋健雄議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、16時10分まで休憩いたします。

15:58 休憩

16:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第75号から日程第8、議案第80号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第75号から日程第8、議案第80号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第75号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第75号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページ、議案説明資料の3ページをお開きください。

初めに、議案説明資料の3ページをごらんください。

第9条第5項では、幕別町公営住宅の入居者の選考に当たり、優先的に選考して入居させることができる者について規定しておりますが、このたび、いわゆる父子世帯としての「寡夫」も対象者に加えて、居住の安定を図るべき者の範囲を拡大しようとするものであります。

また、法律婚によらずに母または父となった、いわゆる「みなし寡婦(夫)」についても優先的に選考して入居させることができる者となるように、「幕別町公営住宅管理規則」の中の関係条文に関して、所要の改正をする予定であります。

なお、平成28年10月1日に公営住宅法施行令が改正され、収入基準の算定において、法律婚によ

らずに母または父となった、いわゆる「みなし寡婦(夫)」についても控除の対象となりますことから、このたび、この見直しに合わせて、公営住宅の優先的選考による入居の見直しも行うものであります。

次に、議案書の9ページをごらんください。

附則についてであります。この条例は、平成28年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第76号、平成28年度幕別町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第76号、平成28年度幕別町一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,585万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ158億9,949万8,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更であります。 「忠類地域民間賃貸住宅建設促進補助事業」につきまして、建設予定地の地質調査の結果を踏まえ、3.3平方メートル当たりの補助単価を15万円から17万円に引き上げることとし、本年度において1事業者が4戸の建設を予定しておりますことから、補正前の限度額に160万円を追加し、限度額を1,360万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費23万円の追加であります。

議会改革の進め方などについて、町民とともに考えることを目的とした「議会改革フォーラムの開催」に要する費用を追加するものであります。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費52万9,000円の追加であります。

第6期幕別町総合計画の策定に当たり、広く町民の皆さんからご意見をお聞きする「まちづくりワークショップ」の4回分の開催に要する費用弁償を追加するものであります。

次に、15目諸費30万5,000円の追加であります。

リオデジャネイロオリンピックに本町から出場された桑井さんへの「町民栄誉賞」と、福島さん、山本さんのお二人に対します「幕別町長特別賞」の贈呈などに要する関連費用を追加するものであります。

次に、19目総合支所費160万円の追加であります。

地方債補正にてご説明いたしましたとおりで、「忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業」における補助単価の見直しに伴う補正であります。

8ページになります。

20 目新庁舎建設事業費 200 万円の追加であります。

庁舎と町民会館の間にあります擁壁に、「傾き」などの兆候が見受けられるようになり、擁壁自体の強度不足が見込まれることから、改修に向けた実施設計委託料を追加するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費 889 万 4,000 円の追加であります。

平成 27 年度分の障害者自立支援給付費等に係る国・道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

次に、6 目老人福祉費 721 万 1,000 円の追加であります。

19 節につきましては、介護施設入所者がベッドから離れることをセンサーで感知する、いわゆるセンサー付きベッドなどの導入に対する交付金であり、町内 4 事業者に対します国からの間接交付金であります。

23 節につきましては、平成 27 年度分の介護保険制度における低所得者保険料軽減に係る国・道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

9ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 75 万 9,000 円の追加であります。

子育て短期支援事業の利用回数の増加に伴う補正であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費 322 万 6,000 円の追加であります。

個別排水処理特別会計への繰出金であります。

10 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 155 万 2,000 円の追加であります。

本事業は、有機農業などにより、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織に対して補助するものであり、本事業に取り組む農業者等の増加に伴い、所要の費用を追加するものであります。

次に、3 目農業試験圃場費 20 万円の追加であります。

トラクターなどの修繕料の追加であります。

5 目畜産業費 6,500 万円の追加であります。

十勝畜産農業協同組合が実施する家畜市場施設全般の抗菌や換気など、施設の環境衛生の改善を図ることに対する補助金を追加するものであり、北海道からの間接補助事業であります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路維持費 2,000 万円の追加であります。

細節 1 につきましては、車道の補修工事の追加に伴う補正であります。

細節 2 につきましては、幕別本通などの街路樹剪定に係る所要の費用を追加するものであります。

11 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1 万 4,000 円の追加であります。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、4 目都市防災施設整備費 4,433 万 6,000 円の追加であります。

改築後の（仮称）札内福祉センターにおける集会室用の椅子・テーブルなど、各種初度備品に要する費用を追加するものであります。

なお、多目的に利用することができる交流ゾーンの備品の一部につきましては、まちづくり基金からの財源充当を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料 37 万 7,000 円の追加であります。

子育て短期支援事業の利用料であります。



15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 347 万 4,000 円の追加であります。

1 節につきましては、センサー付きベッドの導入に対する国の交付金であり、2 節につきましては、子育て短期支援事業に対する国の交付金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金 12 万 7,000 円の追加であります。

子育て短期支援事業に対する道の交付金であります。

次に、4 目農林業費補助金 6,616 万 4,000 円の追加であります。

1 節につきましては、有機農業等の取り組みを行う農業者組織に対する補助金、2 節につきましては、十勝畜産農業協同組合が実施する家畜市場施設の環境衛生の改善に対する補助金であります。

6 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 124 万 2,000 円の追加であります。

改築後の（仮称）札内福祉センターにおける初度備品の一部に充当するものであります。

2 項特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金 4,000 円の追加であります。

介護保険制度の低所得者保険料軽減に係る負担金の精算に伴う、介護保険特別会計からの繰入金であります。

20 款 1 項 1 目繰越金 8,286 万 8,000 円の追加であります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 160 万円の追加であります。

忠類地域民間賃貸住宅建設促進補助事業債の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12 番（中橋友子） 8 ページ、総務費の 20 節新庁舎建設事業費の、ただいま説明いただきました外構附帯工事にかかわる委託料 200 万、これは補正でありますから、外構工事をこれから解体後予定されていますが、それとは全く別のものになるのであろうというふうに思います。何か傾いたとかというご説明であったのですが、もう少し内容を理解したいと思いますので、丁寧にご説明をお願いいたします。

もう一つ、11 ページ、新しい札内の建設中の防災まちづくり拠点施設用初度備品ということで挙げられましたけれども、金額が大きいだけにあらあらの、防災というふうに位置づける以上はそれにふさわしいものが備わっていくのであろうと思いますので、内訳、内容をご説明いただきたい。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 私のほうから、8 ページの委託費についてご説明をさせていただきます。

今回補正をさせていただく委託料にかかわります擁壁というのは、昭和 38 年に町民会館が建設されたときに設置された旧庁舎と町民会館の間にある擁壁の改修に要する委託料です。

実は、昭和 38 年の町民会館建設時に、旧庁舎と町民会館の間に、当時は旧庁舎はありませんでしたが、旧庁舎の時代に止若公園におりる車道があったと思うのですが、それが実は旧庁舎と町民会館の間にあった擁壁が、実は恐らく経年劣化だと思いますが、町民会館側に大きく傾いておりました。このまま放置すると、町民会館側に倒れてしまつて危険であるというふうに判断をいたしまして、それまで車道として利用、車が通行できる幅員を確保して通路が設置されておりましたが、それを歩行者専用とするまで通路を狭めて、擁壁の一部を取り壊して、擁壁が傾いた原因であろうと思われる土砂等を取り除いて、擁壁に対する負担を軽くいたしました。

それにもかかわらず、今年度になって改めて庁舎の周りを点検いたしますと、町民会館と歩道の間には亀裂が生じておまして、その亀裂をそのまま放置いたしますと、町民会館は大丈夫なのですが、南側の歩道側から擁壁が倒れて、町民会館の地下の部分が埋まってしまうとか、ややもすると当然歩道側も崩れてしまいますので、歩行者に対して危険であるということが判明いたしました。

たことから、町民会館側の擁壁を補修することを調査するための調査費として今回計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） 今回補正で計上いたしました、防災まちづくり拠点施設用初度備品の内訳でございますけれども、主に今現在、札内福祉センター及び札内東コミュニティセンター、この二つの改修に合わせまして、会議室、集会室等に用いますテーブル、椅子が主なものでございます。

それと、税を抜きましておよそ4,000万でございます。そのうち、そういう椅子、テーブル等が3,000万円くらい、あとはカーテン等の備品がおよそ1,000万くらいで、合わせまして4,000万ということになっております。

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第77号、平成28年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第80号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第77号、平成28年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,327万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ24億9,119万7,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費291万6,000円の追加であります。

平成29年度からの実施に向けた、新たな介護予防・日常生活支援総合事業に係るシステム改修に要する費用を追加するものであります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,035万6,000円の追加であります。

平成27年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

2項繰出金、1目他会計繰出金4,000円の追加であります。

一般会計への繰出金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金386万1,000円であります。

9款1項1目繰越金2,941万5,000円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第78号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 175 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 2,171 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 175 万 9,000 円の追加であります。

消費税の確定申告及び中間申告に伴う補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 175 万 9,000 円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 79 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 354 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 1,370 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、12 ページ、13 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 1 万 4,000 円の追加であります。

幕別浄化センター及び札内中継ポンプ場の設備更新により発生した鉄くずの売却に伴い、国庫補助金の一部を返還するものであります。

次に、2 項下水道管理費、3 目管渠維持管理費 352 万 9,000 円の追加であります。

公共汚水ます補修工事等の実施に要する所要の費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 万 4,000 円の追加であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 352 万 9,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 80 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,203 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 2,190 万 7,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページ、18 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

19 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」であります。

変更であります、「個別排水処理施設整備事業」につきまして、事業費の追加に伴い、起債の借入額について変更を行うものであります。補正前の限度額に 2,690 万円を追加し、限度額を 6,930 万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

21 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 3,203 万 7,000 円の追加であります。浄化槽の設置数の増加に伴い、事業費を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

20 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 191 万 1,000 円の追加であります。浄化槽の設置に伴う、受益者分担金の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 322 万 6,000 円の追加であります。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 2,690 万円の追加であります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 77 号、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 78 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 79 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 80 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 9 日から 19 日までの 11 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明9月9日から19日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月20日午後2時からであります。

16：37 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成28年第3回幕別町議会定例会  
(平成28年9月15日 13時30分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
9 岡本眞利子      10 東口隆弘      11 野原恵子  
(諸般の報告)
- 日程第2 請願第1号 猿別水門の閉門遅延によって生じた旧途別川逆流による住宅・店舗等の浸水や農地冠水被害に対する支援を求める請願書
- 日程第3 請願第2号 平成28年台風10号の影響による猿別川樋門の閉門遅延によって生じた農地・農作物の被害に対する支援を求める請願書
- 日程第3の2 請願第1号 猿別水門の閉門遅延によって生じた旧途別川逆流による住宅・店舗等の浸水や農地冠水被害に対する支援を求める請願書  
(民生常任委員会報告)
- 日程第3の3 請願第2号 平成28年台風10号の影響による猿別川樋門の閉門遅延によって生じた農地・農作物の被害に対する支援を求める請願書  
(産業建設常任委員会報告)

# 会議録

平成28年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年9月15日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月15日 13時30分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
教 育 部 長 山岸伸雄      企 画 総 務 部 長 菅野勇次  
会 計 管 理 者 原田雅則      忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明  
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子      経 済 部 長 田井啓一  
建 設 部 長 須田明彦      糠 内 出 張 所 長 阿部麗子  
札 内 支 所 長 坂井康悦      総 務 課 長 武田健吾  
政 策 推 進 課 長 山端広和
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 澤部紀博      係長 佐々木慎司
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
9 岡本眞利子      10 東口隆弘      11 野原恵子

# 議事の経過

(平成28年9月15日 13:30 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番岡本議員、10番東口議員、11番野原議員を指名いたします。

## [請願付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、請願第1号、猿別水門の閉門遅延によって生じた旧途別川逆流による住宅・店舗等の浸水や農地冠水被害に対する支援を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

小川議員。

○8番（小川純文） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

猿別水門の閉門遅延によって生じた旧途別川逆流による住宅・店舗等の浸水や農地冠水被害に対する支援を求める請願書

平成28年9月12日

幕別町議会議長芳滝仁様

請願者代表、幕別町字猿別33番地の6、猿別公区公区長山田守治

幕別町相川826番地の2、相川南公区公区長稲上隆雄

幕別町相川816番地16、相川東公区公区長前多壽

幕別町字相川746番地の2、相川公区公区長古川稔

紹介議員、小川純文

趣旨

平成28年8月17日から23日までの1週間に上陸した台風7号、11号、9号に続き、8月30日から31日にかけて十勝、上川管内に大雨をもたらした台風10号は、幕別町にも大きな被害を与えました。

猿別地区、相川地区においては、帯広開発建設部が管理する猿別水門の不具合でゲートの操作が遅れたことにより、猿別川から旧途別川に流水の逆流が生じたことで、約300ヘクタールが冠水し、住宅や事務所など約50戸が床上、床下浸水するとともに、農地・農作物にも甚大な被害を受けました。

ついては、町において、今回の災害による被災状況のつまびらかな確認と原因の把握を行うとともに、今後の復旧に向けた支援策を講じていただきたい。

項目

1、被災状況の詳細な確認

2、水門操作の遅延に対する町としての原因確認と今後の改善に向けての取り組み

3、被災者（事業者を含む）に対する生活支援と経済対策の早急な実施

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、請願第1号に対する質疑を省略し、民生常任委員会に



付託いたします。

日程第3、請願第2号、平成28年台風10号の影響による猿別川樋門の閉門遅延によって生じた農地・農作物の被害に対する支援を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

小川議員。

○8番（小川純文） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成28年台風10号の影響による猿別川樋門の閉門遅延によって生じた農地・農作物の被害に対する支援を求める請願書

平成28年9月12日

幕別町議会議長芳滝仁様

請願者、幕別町字軍岡502番地の2、根室本線以南猿別川左岸樋門逆流災害被災者の会会長内野和夫

紹介議員、小川純文

趣旨

平成28年8月17日から23日までの1週間に上陸した台風7号、11号、9号に続き、8月30日から31日にかけて十勝、上川管内に大雨をもたらした台風10号は、幕別町にも大きな被害を与えました。

根室本線以南の猿別川左岸流域においては、6カ所の樋門から流水が逆流したことにより、53.38ヘクタールの農地が流水、冠水し、収穫前の農作物が甚大な被害を受けました。

ついては、町において、今回の災害による被災状況のつまびらかな確認と原因の把握を行うとともに、今後の復旧に向けた支援策を講じていただきたい。

項目

- 1、被災状況の詳細な確認
- 2、適正な樋門管理の徹底
- 3、被災者に対する早急な支援策の実施

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、請願第2号に対する質疑を省略し、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで民生常任委員会及び産業建設常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

13:37 休憩

14:29 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程の追加]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付したとおり、民生常任委員会委員長から請願第1号の審査結果報告書が、産業建設常任委員会委員長から請願第2号の審査結果報告書がそれぞれ提出されましたので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び請願第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[委員長報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3の2、請願第1号、猿別水門の閉門遅延によって生じた旧途別川逆流による住宅・店舗等の浸水や農地冠水被害に対する支援を求める請願書を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、東口議員。

○10番（東口隆弘） 朗読をもって報告をさせていただきます。

平成28年9月15日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長東口隆弘

民生常任委員会報告書

平成28年9月15日、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成28年9月15日（1日間）

2、審査の事件

請願第1号、猿別水門の閉門遅延によって生じた旧途別川逆流による住宅・店舗等の浸水や農地冠水被害に対する支援を求める請願書

3、請願の趣旨

平成28年8月17日から23日までの1週間の間に上陸した台風7号、11号、9号に続き、8月30日から31日にかけて十勝、上川管内に大雨をもたらした台風10号は、幕別町にも大きな被害を与えました。

猿別地区、相川地区においては、帯広開発建設部が管理する「猿別水門」の不具合で、ゲートの操作が遅れたことにより、猿別川から旧途別川に流水の逆流が生じたことで、約300ヘクタールが冠水し、住宅や事務所など約50戸が床上、床下浸水するとともに、農地・農作物にも甚大な被害を受けました。

ついては、町において今回の災害による被災状況のつまびらかな確認と原因の把握を行うとともに、今後の復旧に向けた支援策を講じていただきたい。

（1）被災状況の詳細な確認

（2）水門操作の遅延に対する町としての原因確認と、今後の改善に向けての取り組み

（3）被災者（事業者含む）に対する生活支援と経済対策の早急な実施

4、審査の経過

審査に当たっては、紹介議員より請願の趣旨について説明を受け、審議した結果、全会一致で結論を見た。

（5）審査の結果

採択とすべきものと決した。

（6）委員会の意見

幕別町長に対して、請願の処理の経過及び結果について報告を求めることとする。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第1号、猿別水門の閉門遅延によって生じた旧途別逆流による住宅・店舗等の浸水や農地冠水

被害に対する支援を求める請願書は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3の3、請願第2号、平成28年台風10号の影響による猿別川樋門の閉門遅延によって生じた農地・農作物の被害に対する支援を求める請願書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、田口議員。

○14番(田口廣之) 朗読をもって報告いたします。

平成28年9月15日

幕別町議会議長芳滝仁様

産業建設常任委員会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

平成28年9月15日、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成28年9月15日(1日間)

2、審査事件

請願第2号、平成28年台風10号の影響による猿別川樋門の閉門遅延によって生じた農地・農作物の被害に対する支援を求める請願書

3、請願の趣旨

平成28年8月17日から23日までの1週間間に上陸した台風7号、11号、9号に続き、8月30日から31日にかけて十勝、上川管内に大雨をもたらした台風10号は、幕別町にも大きな被害を与えました。

根室本線以南の猿別川左岸流域においては、6カ所の樋門から流水が逆流したことにより、53.3ヘクタールの農地が流水、冠水し、収穫前の農作物が甚大な被害を受けました。

ついては、町において、今回の災害による被災状況のつまびらかな確認と原因の把握を行うとともに、今後の復旧に向けた支援策を講じていただきたい。

(1)被災状況の詳細な確認

(2)適正な樋門管理の徹底

(3)被災者に対する早急な支援策の実施

4、審査の経過

審査に当っては紹介議員より請願の趣旨について説明を受け、審議した結果、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

採択すべきものと決した。

6、委員会の意見

幕別町長に対して、請願の処理の経過及び結果について報告を求めることとする。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第2号、平成28年台風10号の影響による猿別川樋門の閉門遅延によって生じた農地・農作物の被害に対する支援を求める請願書は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

[休会]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

議事の都合により、明9月16日から19日までの4日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、明9月16日から19日までの4日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(芳滝 仁) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月20日午後2時からであります。

14:41 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成28年第3回幕別町議会定例会  
(平成28年9月20日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之  
（諸般の報告）  
行政報告（町長）
- 日程第2 発議第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
日程第3 発議第7号 平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書  
日程第4 議案第83号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第84号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第4号）  
日程第6 議案第85号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）  
日程第7 議案第86号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）  
日程第8 議案第87号 工事請負契約の締結について（幕別町防災まちづくり拠点施設（（仮称）札内福祉センター）建設工事（地中熱ヒートポンプ設備））  
日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結について（幕別町百年記念ホール舞台音響設備改修工事）  
日程第10 認定第1号 平成27年度幕別町一般会計決算認定について  
日程第11 認定第2号 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について  
日程第12 認定第3号 平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
日程第13 認定第4号 平成27年度幕別町介護保険特別会計決算認定について  
日程第14 認定第5号 平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について  
日程第15 認定第6号 平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について  
日程第16 認定第7号 平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について  
日程第17 認定第8号 平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について  
日程第18 認定第9号 平成27年度幕別町水道事業会計決算認定について  
日程第19 認定第10号 平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算認定について  
（以上、決算審査特別委員会報告）  
日程第20 議案第81号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第21 議案第82号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第22 議案第83号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第23 議員の派遣について  
日程第24 常任委員会所管事務調査報告  
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）  
日程第25 閉会中の継続調査の申し出  
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

# 会議録

平成28年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年9月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月20日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議 長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
代 表 監 査 委 員 八重柏新治      総 務 部 長 菅野勇次  
会 計 管 理 者 原田雅則      教 育 部 長 山岸伸雄  
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子      経 済 部 長 田井啓一  
建 設 部 長 須田明彦      忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明  
札 内 支 所 長 坂井康悦      糠 内 出 張 所 長 阿部麗子  
政 策 推 進 課 長 山端広和      総 務 課 長 武田健吾  
地 域 振 興 課 長 小野晴正      防 災 環 境 課 長 天羽 徹  
経 済 建 設 課 長 川瀬康彦      水 道 課 長 笹原敏文  
土 木 課 長 寺田 治      生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄  
都 市 計 画 課 長 吉本哲哉      福 祉 課 長 新居友敬  
学 校 教 育 課 長 高橋修二      農 林 課 長 萬谷 司
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 澤部紀博      係長 佐々木慎司
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之

# 議事の経過

(平成28年9月20日 14:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番中橋議員、13番藤谷議員、14番田口議員を指名いたします。

## [代表監査委員就任挨拶]

○議長（芳滝 仁） ここで、代表監査委員より発言を求められておりますので、これを許します。

八重柏新治代表監査委員。

○代表監査委員（八重柏新治） 貴重なお時間を割いていただきまして、まことに恐縮でございます。改めまして、私このたび幕別町監査委員に選任されました、八重柏新治と申します。

本来でありましたら、本定例会の初日にご挨拶させていただくべきところでしたが、私の都合により本会議への出席ができずに本日までご挨拶ができませんでしたことを、心よりおわび申し上げます。

まことに微力ではございますが、監査業務につきまして、私の職務を果たしてまいる所存でございますので、どうか議員の皆様方には絶大なるご支援、ご指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。（拍手）

## [行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、町民栄誉賞の贈呈と台風10号による浸水被害の主な対応につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、町民栄誉賞の贈呈について申し上げます。

リオデジャネイロオリンピックで女子7人制ラグビーの日本代表として活躍されました桑井亜乃さんに対し、長くその功績をたたえるため、町民栄誉賞を贈呈することを去る9月12日に開催いたしました幕別町町民栄誉賞選考委員会の議を経て決定いたしました。

桑井さんは、オリンピックで全試合に先発出場され、日本チーム初のトライや初勝利に導くトライを上げるなどチームの原動力となる活躍をされ、その姿は町民に誇りと感動や勇気を、そしてスポーツに取り組む町内の子供たちにも大きな夢と希望を与えていただきました。

桑井さん本人はもとより、ご家族を初め関係各位に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後なお一層のご活躍を期待するものであります。

表彰式につきましては、10月1日に開催いたします「未来のオリンピック選手を育てる事業」にあわせて実施することで準備を進めており、当日、桑井さんには、スマイルパーク内の「子ども交流施設まっく・ざ・まっく」西側に、これまでオリンピックに出場された選手と同様に記念植樹をしていただくこととしております。

また、3大会連続でオリンピックに出場されました、福島千里さん、山本幸平さんに対しましても同日、町長特別賞を贈呈する予定としております。

「未来のオリンピック選手を育てる事業」では、高木菜那さん、高木美帆さんを含め5人の現役オリンピック選手によるトークショーや小中学生を対象とした交流会などを行うこととなっております。

次に、台風10号による浸水被害の主な対応について申し上げます。

初めに、被災された方々の住宅の確保についてであります。

住宅改修のため一時的に住宅を必要としておりました方々からご相談をお受けしておりましたが、公営住宅に6世帯、民間住宅に3世帯が入居し、9月13日までに全ての方の入居先が決定いたしました。

このことから、同日付けをもって8月31日に開設いたしました避難所を閉所したところであります。

次に、被災家庭のごみ処理等についてであります。

浸水被害のありました地区のごみ処理につきましては、9月2日、4日、5日に臨時回収を、また、6日には、幕別建設業協会の19社57人の方々がボランティア活動として粗大ごみなどを回収していただきましたことから、住宅から排出されるごみの回収につきましては、一段落することができました。

今後は、今月いっぱい物置等から排出されるごみの臨時回収を行うこととしております。

次に、被災状況調査と今後の対応についてであります。

9月2日から被災建物や農地の被害状況調査を開始し、このうち住宅については、現在、罹災証明の発行に向けた整理をしている段階にあります。

被災されました方々への支援や町税等の減免にかかわる説明会につきましては、今週末か遅くとも来週初めには開催いたしたく準備を進めております。

次に、見舞金の支給等についてであります。今回の災害は、激甚の指定を受けるほど大規模な災害であったことや、さきの本会議において採択された請願の趣旨を踏まえ、床上浸水の被害を受けられた世帯に対しまして、1世帯10万円の見舞金を支給することとし、このたび、所要の経費を補正予算として提案させていただいたところであります。

また、あわせて農林・土木施設の復旧工事等に係る経費につきましても補正予算に計上させていただいたところであり、町として、一刻も早い復旧に向けた対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、町民栄誉賞の贈呈と台風10号による浸水被害の主な対応にかかわるご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、発議第6号から日程第9、議案第88号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第6号から日程第9、議案第88号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]



○議長（芳滝 仁） 日程第2、発議第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○14番（田口廣之） 発議第6号

平成28年9月20日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員小島智恵

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して、林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月20日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第7号、平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寺林俊幸議員。

○17番（寺林俊幸） 発議第7号

平成28年9月20日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員野原恵子

平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年8月の連続4台風による被害対策に関する意見書

北海道十勝地域（1市18町村）では、平成28年8月17日からわずか2週間に、台風7号、11号、9号、10号が相次いで上陸、接近し、集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・橋梁の崩壊や土砂災害が発生するなど、地域の全域で被害が発生し、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。

この被害により、2名のとうとい命が奪われ、2名が行方不明になっているほか、住宅被害は330件を超え、上下水道の生活インフラ、道路・鉄道などの交通インフラにも激しい被害があり、機能の回復もままならない状態である。

収穫期を前に、畑の冠水・浸水による農作物被害や停電、断水による酪農での搾乳被害、さらに、河川から海に流出した大量の流木は、最盛期を迎える秋サケ定置網漁に障害を及ぼしかねないなど、影響は多岐に及んでおり、農林水産分野における被害も相当なものになるものとする。

つきましては、このたびの災害からの迅速な復旧と住民の平穏な生活を一刻も早く取り戻すため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、河川の被害箇所の早期復旧及び再度災害防止のための治水対策を早急に進めること。

2、農林水産産業関係に甚大な障害が生じ、今後の生産などへの深刻な影響が懸念されることから、被災生産者などへの十分な措置を講じること。

3、災害復旧工事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、交付税措置の拡大を図ること。

4、特別交付税による十分な措置を講じること。

5、被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月20日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第83号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第83号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の1ページ、議案説明資料1の1ページをお開きいただきたいと思っております。

地方公務員の給与決定に当たりましては、職務給の原則に基づき、職に応じた給料表における級を決定しているところであります。

本町におきましては、現在「幕別町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の中で定められている「級別職務分類表」に基づき、職員個々の給料表における級を決定しているところであります。

このたび、地方公務員法が改正され、職務給の原則を徹底するために、職務に応じた級の定め方を条例にて規定することが義務づけられたことから、所要の改正をさせていただくものであります。

議案説明資料1の1ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第4条につきましては、給料表に関して定めているものであります。

第1項は条文の文言整理等を行うものであり、第2項は「職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表のとおりとする」ものであります。

第5条につきましては、初任給及び昇格、昇給の基準を定めているものであり、第1項において、「職員の職務の級は、第4条第2項の規定による等級別基準職務表に従い決定する」こととするものであります。

別表第2につきましては、等級別基準職務表を定めるものであります。

職務の級は1級から6級までに分けて、1級から3級までの標準的な職務は主事、主任や主査などのいわゆる係職の職務、4級の標準的な職務は係長職と主幹職の職務、5級の標準的な職務は課長職と重要な業務を行う主幹職の職務、6級の標準的な職務は部長職の職務とするものであります。

次に、議案書の1ページをごらんください。

附則についてであります。第1項につきましては、本条例の施行期日を公布の日から施行するものであります。

第2項につきましては、別表第2の「等級別基準職務表」における職務の級に在職する職員で、現にその級の標準的な職務に該当しない場合、他の職員との権衡を失わない範囲内で町長が定めることとする経過措置を設けたものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、本年9月13日に職員組合と協議が整っているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案84号、平成28年度幕別町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第84号、平成28年度幕別町一般会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ161億749万8,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

初めに、追加であります。各施設において、台風10号による被害が発生いたしましたことから、「個別排水処理特別会計繰出金単独災害復旧事業」のほか2事業、1,190万円を限度額といたしまして、地方債を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

次に、変更であります。「農業施設」と「土木施設」の2事業の単独災害復旧事業につきまして、限度額の変更をそれぞれ行うものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの補正予算の内容につきましては、台風10号の被害に対する災害復旧などに要する費用であります。

2款総務費、1項総務管理費、11目支所出張所費10万円の追加、あわせまして、19目総合支所費20万円の追加であります。

札内支所と忠類総合支所における非常用発電機ケーブル工事に要する費用をそれぞれ追加するものであります。

3款民生費、3項1目災害救助費5,271万3,000円の追加であります。

11節、細節4につきましては、避難所で提供した備蓄品の食糧・毛布の補充に要する経費のほか、床上浸水により住宅に被害があった世帯に対し、「石けんや歯磨き」などの日用品や調理器具など、生活必需品の提供に要する費用を追加するものであります。

細節41につきましては、住宅に被害があった世帯に対します居室やトイレなど、日常生活に必要となる部分を応急的に修理するための費用であります。

細節50は、備蓄品の食糧以外で避難所において提供したお弁当などの食事に要した費用であります。

12節につきましては、「し尿くみ取り料」「災害ごみの処理手数料」に要する費用であります。

13節につきましては、浸水した住宅などの消毒のほか、災害によって発生したごみの収集、運搬、分別に要する委託料をそれぞれ追加するものであります。

14節、細節5につきましては、避難所における寝具の借上料であります。

細節6につきましては、災害に伴う住宅の改修時において、一時的に自宅のトイレを利用できないことなどが想定されるため、簡易トイレの借上料として、5基分の費用を追加するものであります。

19節につきましては、浸水により住宅や敷地内の清掃等に多量の水道水の使用が見込まれますことから、罹災証明書の発行対象者の方などを対象に、9月と10月の2カ月分の水道料金を全額助成しよ

うとするものであります。

20 節につきましては、生活をしている住宅が床上浸水によって被害を受けた各世帯に対しまして、1 世帯当たり一律 10 万円の災害見舞金を支給するものであり、30 世帯を対象として見込んでいます。

8 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費 445 万 8,000 円の追加であります。

個別排水処理特別会計繰出金であります。

8 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1 万円の追加であります。

公共下水道特別会計繰出金であります。

14 款災害復旧費、1 項農林業災害復旧費、1 目単独災害復旧費 2,575 万 7,000 円の追加であります。

7 節及び 11 節につきましては、上統内排水機場の操作員賃金、重油、水道料の費用を追加するものであります。

14 節につきましては、27 カ所の農業用排水路の土砂除去に係る重機等借上料であります。

9 ページになりますが、15 節、細節 3 につきましては、南勢牧場の管理用道路と乾燥庫、細節 4 につきましては、「美川地区明渠 外 35 箇所」の施設崩壊など」に係る復旧工事であります。

2 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 9,278 万 9,000 円の追加であります。

11 節は、「土のう」や「バリケード」に要する費用であります。

13 節、細節 5 につきましては、美川駒島線の復旧に係る設計委託料、細節 6 につきましては、札内川河川緑地と十勝エコロジーパークの復旧に係る調査委託料であります。

14 節につきましては、6 カ所の重機等借上料のほか砂利道路復旧に係るグレーダーの借上と 12 カ所の排水ポンプの借上料であります。

15 節、細節 3 につきましては、「稲志別高台線外 17 路線、25 カ所」で発生いたしました路肩崩壊等に係る復旧工事であります。

細節 4 は、稲志別川の支流である沖田川ののり面崩壊に伴う復旧工事であり、細節 5 につきましては、「札内川河川緑地外 4 公園」における破損した工作物や土砂の除去、倒木処理などに要する費用を追加するものであります。

16 節につきましては、切り込み砂利の費用であります。

10 ページになります。

2 目補助災害復旧費 435 万円の追加であります。

途別新川線の復旧に要する設計委託料と復旧工事の費用であり、国の災害復旧に係る補助事業を活用して実施しようとするものであります。

次に、3 項その他施設災害復旧費、1 目単独災害復旧費 2,762 万 3,000 円の追加であります。

11 節につきましては、軍岡近隣センター及び札内中央近隣センターの屋根、それと図書館本館の排水路などの修繕に要する費用であります。

15 節につきましては、浸水被害による相川南近隣センターの復旧工事のほか、老人福祉センター、札内スポーツセンター、小中学校など、その他施設の災害復旧に要する費用を追加するものであります。

18 節につきましては、浸水により修理不能となった相川南近隣センターのストーブ 4 台と運動公園陸上競技場のストーブ 3 台を更新するものであります。

なお、このたびの災害により、復旧工事が必要となりました農林業災害と土木災害の主な箇所につきましては、議案説明資料 1 の 3 ページ及び 4 ページにあります各災害復旧箇所図にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページになります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 1,159 万 4,000 円の追加であります。

災害ごみの収集、処理、運搬などに対する国の補助金であります。

次に、6 目災害復旧費補助金 200 万円の追加であります。

途別新川線の復旧工事に対する国の補助金であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 2,027 万円の追加であります。

細節 2 につきましては、歳出でご説明をいたしました避難所開設に要した備蓄品の補充、食糧費のほか、被災者に対する生活必需品の提供、住宅応急修繕に要した費用について、災害救助法に基づき、北海道がその費用の一部を負担するものであります。

細節 3 につきましては、浸水被害のあった住宅の消毒など、感染症予防事業に対する北海道からの負担金であります。

18 款、1 項寄付金、1 目総務費寄付金 110 万 5,000 円の追加であります。

このたびの災害に対する 9 月 16 日現在における 82 件の寄付金であります。

6 ページになります。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 9,963 万 1,000 円の追加であります。

細節 57 につきましては、町が、これまでの間、災害対策のために北海道市町村備荒資金組合に納付をしてきた納付金の中から、災害対応の資金として 9,663 万 1,000 円分を還付として受け取るものであり、細節 58 につきましては、被災した市町村に対する同組合からの交付金であります。

22 款、1 項町債、3 目衛生債 440 万円の追加であります。

個別排水処理特別会計繰出金単独災害復旧事業債の追加であります。

10 目災害復旧債 6,900 万円の追加であります。

1 節から 3 節において、それぞれ災害復旧事業債を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 85 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）及び日程第 7、議案第 86 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 85 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 662 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 2,033 万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」であります。

変更であります。台風 10 号による被害の発生に伴い、「公共下水道建設事業」における起債の借入額について変更を行うものであります。補正前の限度額に 580 万円を追加し、限度額を 4,490 万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。

6 ページになります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 581 万円の追加であります。

運動公園に設置している汚水ポンプ 2 台のうち、1 台がポンプ機器の内部に水が浸入したことにより運転停止となりました。

また、現在稼働している 1 台についても、経年による機能低下がありますことから、この際 2 台の汚水ポンプ更新に要する費用を追加するものであります。

次に、2 項下水道管理費、3 目管渠維持管理費 81 万 2,000 円の追加であります。

14 節につきましては、台風 10 号に伴う排水ポンプ借上料であり、15 節につきましては、下水道本管へ大量に流入した水が地上に逆流したことなどにより、幕別浄化センター近くに設置している 2 カ所の下水道マンホールが破損したため、所要の費用を追加するものであります。

次に歳入をご説明申し上げます。

5 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 万円の追加であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 81 万 2,000 円の追加であります。

7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 580 万円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 86 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 445 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 2,636 万 5,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、8 ページ、9 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

11 ページになります。

2 款事業費、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 445 万 8,000 円の追加であります。

11 節から 13 節につきましては、台風 10 号の影響により、合併処理浄化槽 38 基が浸水被害を受けたため、これらの修繕等に要する費用を追加するものであります。

次に歳入をご説明申し上げます。

10 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 445 万 8,000 円の追加であります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 85 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 86 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第 2 号)は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 87 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 87 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の 3 ページ、議案説明資料 2 の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 3 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別町防災まちづくり拠点施設(仮称)札内福祉センター)建設工事(地中熱ヒートポンプ設備)であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 28 年 9 月 14 日に、笹原・原経常建設共同企業体、森・菅・森本経常建設共同企業体、三洋・幕別・一成経常建設共同企業体の 3 者により指名競争入札を執行いたしましたところ、7,754 万 4,000 円をもちまして、笹原・原経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町錦町 65 番地、株式会社笹原商産、代表取締役笹原早苗氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期については、平成 29 年 3 月 10 日までの予定であります。

(仮称)札内福祉センターの建設に当たりましては、基本方針の一つに自然エネルギーの活用を掲げていることから、暖房の熱源には、熱効率が高く、経済的で環境に優しい地中熱ヒートポンプ設備を導入することとしたものであります。

地中の温度は年間を通じて安定していると言われており、地中熱ヒートポンプは、その安定した地中の熱を取り出し、圧縮することによって高温高压に変換し、暖められた熱を暖房として利用するものであります。

議案説明資料 2 の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

右側の配置図をごらんください。

この図面の左側が北方向となります。図面の上、建物の方角としては東側になりますが、黒い点線で囲まれた枠の中に黒い丸印が 20 カ所記載されております。

これらにつきましては、地中熱交換機を地中に設置するための場所を示しております。

次に、左側の断面図をごらんください。

地中熱交換器の断面を示しておりますが、深さ 80 メートルのボーリングを行い、その中にパイプ状の地中熱交換器を設置して、そのパイプの中で不凍液を循環させながら地中の熱を取り出すものであります。

次に 2 ページをごらんください。

地中熱設備の系統図であります。地中熱設備の床暖房系統と空調系統を示したものであり、実線部分が今回の工事範囲となります。

本工事は、地中の熱を採熱した不凍液を配管により室内に取り込み、それを圧縮するためのコンプレッサーを初めとした関連機器によって暖房を図ろうとするものであり、これらの関連機器につつま



しては、南西側の機械室に配置することになります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第88号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第88号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の4ページ、議案説明資料2の3ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、議案書の4ページをごらんください。

契約の目的につきましては、幕別町百年記念ホール舞台音響設備改修工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成28年9月14日に、大上・島勝経常建設共同企業体、北口・十勝経常建設共同企業体、相互・滝上経常建設共同企業体の3者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、8,159万4,000円をもちまして、相互・滝上経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市東1条南5丁目2番地、相互電業株式会社、代表取締役板倉利幸氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期については、平成29年3月15日までの予定であります。

百年記念ホールは、平成8年9月のオープン以来、町民の皆様には文化芸術の中心拠点として利用されてきましたが、オープンから20年を経過し、建物や設備機器などについて経年劣化や現在のシステムに適合しない部分が出てきましたことから、順次改修を行っているところでございます。

ホールの音響設備に関しましては、スピーカーの経年劣化等により十分な音量が確保できず、聞き取りにくい座席が発生していることや音響調整卓等についても経年劣化により不具合が生じたり、近年のデジタル化に対応できない状況も発生しているところでありますことから、大規模な改修を行うものであります。

議案説明資料2の3ページをごらんください。

音響機器姿図①であります。上段の左側の①音響調整卓については、各種音源のミキシングや音量調整に関するものであります。上段右側の②入出力パッチ化については、音源系統と出力系統を選択してつなげるものであります。下段の左側の③出力制御化については、出力モニター、スピーカースイッチ及び各種の電源などの機器類であり、これらの機器は、ホール2階座席後部の音響調整室に設置いたします。下段右側の④の電力増幅器化については、各機器への供給電力を発生させる機器及び制御部分であり、音響調整室の下に設置いたします。

次に4ページをごらんください。

音響機器姿図②であります。上段左側の⑤録音再生機器ワゴンについては、CD、MD、カセットデッキ等を収納したものであり、音響調整室内に設置するものであります。上段中央の⑥舞台袖操作ワゴンについては、舞台の袖で進行状況を見ながら、各種音響の調整が行えるように舞台袖に設置する機器であります。上段右側の⑦ワイヤレスマイク装置については、利用者からの多数同時使用の要望に

お応えするために、機器を更新するものであります。下段左側の⑧プロセニアムスピーカー（移動型）については、舞台を正面に見まして、中央の天井付近に設置するものであります。下段右側の⑨サイドスピーカーについては、舞台の両サイドの床に設置するものであります。

次に5ページをごらんください。

音響機器配置図であります。この図面に記載している①から⑨の番号のところに、右側の凡例のとりの機器などを配置することになります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

#### [決算審査特別委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第10、認定第1号、平成27年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第19、認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算認定についてまでの10議件を、一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○11番（野原恵子） それでは、報告いたします。

平成28年9月20日

幕別町議会議長芳滝仁様

決算審査特別委員会委員長野原恵子

決算審査特別委員会報告書

平成28年8月30日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

#### 1、委員会開催日

平成28年8月30日、9月12日、13日、15日（4日間）

#### 2、審査事件

認定第1号、平成27年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号、平成27年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号、平成27年度幕別町水道事業会計決算認定について

認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算認定について

#### 3、審査の結果

全会計を認定すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより、認定第1号、平成27年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成27年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第3号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、平成27年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、平成27年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、平成27年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、平成27年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、平成27年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、平成27年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算認定についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第10号、平成27年度東十勝消防事務組合一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長（芳滝 仁） 日程第 20、議案第 81 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 81 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書 10 ページをお開きください。

本件は、現教育委員会委員であります瀧本洋次氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 28 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 4 ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票はモニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより表決を行います。

本件は、原案を可とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第 21、議案第 82 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 82 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書 11 ページをお開きください。

本件は、現教育委員会委員であります早津聡子氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

早津委員におかれましては、平成 24 年から 4 年間にわたり、教育委員を務めていただいたところであり、そのご功労に対しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、寿町の東みどり氏を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 28 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 5 ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。  
採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。  
したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。  
無記名投票はモニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。  
これより表決を行います。  
本件は、原案を可とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。  
なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。  
押し忘れはありませんか。  
（なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。  
投票総数 19 人、賛成 19 人。  
したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました  
日程第 22、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
説明を求めます。  
飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。  
議案書の 12 ページをお開きいただきたいと思います。  
本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。  
現人権擁護委員であります桐山武博氏が、本年 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、後任の委員を推薦いたしたく意見を求めるものであります。  
桐山委員には、平成 17 年 1 月から人権尊重思想の普及啓蒙に務めていただきましたことに対しまして、ここに深く敬意を表するものであります。  
後任といたしましては、札内春日町の佐藤晋氏を新たに推薦いたしたく、意見を求めるものであります。  
なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 6 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。  
本件は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

#### [議員の派遣]

- 議長（芳滝 仁） 日程第 23、議員の派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
来る 10 月 6 日から 7 日までの 2 日間、白老町ほかを行政視察先として総務文教常任委員会委員 6 人を、10 月 20 日から 21 日までの 2 日間、旭川市ほかを行政視察先として民生常任委員会委員 7 人を、10 月 13 日から 14 日までの 2 日間、恵庭市ほかを行政視察先として産業建設常任委員会委員 6 人を、

10月31日、幕別町百年記念ホールで開催される十勝町村議会議員研修会に議員全員を、10月1日、幕別町百年記念ホールで開催される議会改革フォーラムに全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、10月6日から7日までの2日間、白老町ほかを行政視察先として総務文教常任委員会委員6人を、10月20日から21日までの2日間、旭川市ほかを行政視察先として民生常任委員会委員7人を、10月13日から14日までの2日間、恵庭市ほかを行政視察先として産業建設常任委員会委員6人を、10月31日幕別町百年記念ホールで開催される十勝町村議会議員研修会に全議員を、10月1日、幕別町百年記念ホールで開催される議会改革フォーラムに全議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長(芳滝 仁) 日程第24、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(芳滝 仁) 日程第25、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(芳滝 仁) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成28年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15:15 閉会